

学生便覧

2025年度

学 生 便 覧

キャンパスライフ

2025年度

九州工業大学大学院生命体工学研究科

九州工業大学大学院生命体工学研究科

目 次

I. 生命体工学研究科の概要	1
II. 履修の手引き	2
III. 履修上の基準	4
IV. 学位論文の提出及び最終試験	5
V. 諸規則等	6
(1) 国立大学法人九州工業大学学則	6
(2) 九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程	3 5
(3) 感染症罹患による出席停止等における授業の取扱いに関する申合せ	3 9
(4) 九州工業大学における成績評価に対する確認及び異議申立てに関する要項	4 4
(5) 九州工業大学大学院生命体工学研究科学修細則	4 7
(6) 九州工業大学大学院生命体工学研究科における研究指導体制に関する申合せ	5 9
(7) 九州工業大学大学院生命体工学研究科 「Global Advanced Assistive Robotics Course」実施要項	6 0
(8) 九州工業大学大学院生命体工学研究科 「Global Education of Green Energy and Green Environment Course」実施要項	6 4
(9) 九州工業大学大学院生命体工学研究科 「Development of Advanced Medical and Diagnostic Technologies Course」実施要項	7 0
(10) 九州工業大学大学院生命体工学研究科「循環可能化学コース」実施要項	7 5
(11) 九州工業大学グローバルエンジニアリング養成コース実施要項	7 9
(12) 九州工業大学大学院 「グリーンイノベーションリーダー育成コース」実施要項	9 0
(13) 九州工業大学大学院 「ロボティクスシンセシス&マネジメントコース」実施要項	9 6
(14) 九州工業大学大学院 「アントレプレナーシップ教育コース」実施要項	10 1
(15) 九州工業大学学位規則	10 6
(16) 九州工業大学大学院生命体工学研究科学位論文審査基準	11 3
(17) 大学院生命体工学研究科博士前期課程学生の修了査定に関する申合せ	11 4
(18) 九州工業大学大学院生命体工学研究科博士の学位審査に関する取扱内規	11 6
(19) 九州工業大学学生交流に関する規則	12 2
(20) 九州工業大学情報システム利用規程	12 7
VI. 九州工業大学の学生等個人情報の取扱い	13 2
VII. 諸願届及び手続きについて	13 5
VIII. 非常変災時における授業等の取扱いに関する申合せ	13 8
IX. 附属図書館利用案内	14 0

国立大学法人九州工業大学プライバシーポリシー

改正 令和 4 年 4 月 1 日

1. 基本方針について

国立大学法人九州工業大学（以下「本学」という。）は、個人情報の保護・管理の重要性を深く認識し、次の方針に基づき、個人情報を取り扱います。

(1) 法令遵守

本学は、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」をはじめとする関係法令を遵守し、個人情報及び特定個人情報（以下「個人情報等」という。）を適切に取り扱います。

※個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものをいいます。

※特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいいます。

(2) 個人情報等の収集・保管・廃棄

本学は、適法かつ公正な手段により、個人情報等を収集及び保管するとともに、不要になった個人情報等は速やかに廃棄します。

(3) 個人情報等の管理

本学は、個人情報等の漏えい、紛失、改ざんの防止その他の保有個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

(4) 個人情報等の開示等請求

本学は、本人から個人情報等の開示、訂正、利用停止の請求があった場合は、適切に対応します。

2. 収集する個人情報等の利用目的について

本学は、必要に応じて個人情報を収集する際には、その利用目的を明らかにし、収集した個人情報の使用範囲を目的達成のために必要な範囲に限定し、適切に取り扱います。

特定個人情報は、利用目的を特定し、本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用はしません。

3. 第三者への提供について

個人情報は次に掲げるもののほか、本人の同意を得ないで第三者に提供することはありません。

また、法令等で限定的に明記された場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

(1) 法令に基づいて個人情報を取り扱う場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要であり、本人の同意を得ることが困難な場合

(3) 国・地方公共団体等に協力する必要がある場合

(4) 学術研究目的で取り扱う必要がある場合（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）

(5) 在学生及び卒業生の個人情報について、大学が特に必要と認め、あらかじめ印刷物、掲示

等により本人に周知した場合

なお、本人から第三者への提供を停止するよう申し出があった場合は、速やかに対処する。

4. 同窓会への個人情報の提供について

在学生及び卒業生の個人情報を、学生支援活動円滑化等の目的で同窓会（明専会）へ提供します。ただし、特定個人情報は提供しません。

大学院生命体工学研究科

学 生 便 覧

2025年度 生命体工学研究科学年暦

区 分	事 項	期日又は期間
前期 (1Q・2Q) 4月1日(火) ～ 9月30日(火)	・入学式	4月 3日(木)
	・新入生オリエンテーション	4月 4日(金)～ 4月 7日(月)
	・新入生学生定期健康診断	4月 7日(月)
	・第1クォーター授業期間	4月 9日(水)～ 6月10日(火)
	・履修登録期間(前期・1Q)	4月 3日(木)～ 4月15日(火)
	・履修登録修正期間(前期・1Q)	4月16日(水)～ 4月22日(火)
	・開学記念日	5月28日(水)
	・第1クォーター授業調整期間	5月29日(木), 5月30日(金)
	・第2クォーター授業期間	6月11日(水)～ 8月 8日(金)
	・履修登録修正期間(2Q)	6月11日(水)～ 6月17日(火)
	・第2クォーター授業調整期間	7月22日(火), 8月 1日(金)
	・夏季休業	8月12日(火)～ 9月30日(火)
後期 (3Q・4Q) 10月1日(水) ～ 3月31日(火)	・第3クォーター授業期間	10月 1日(水)～12月 8日(月)
	・履修登録期間(後期・3Q)	9月24日(水)～10月 7日(火)
	・履修登録修正期間(後期・3Q)	10月 8日(水)～10月14日(火)
	・第3クォーター授業調整期間	10月10日(金), 11月20日(木) 11月26日(水)～11月28日(金) 12月 8日(月)
	・第4クォーター授業期間	12月 9日(火)～ 2月16日(月)
	・履修登録修正期間(4Q)	12月 9日(火)～12月15日(月)
	・冬季休業	12月29日(月)～ 1月 2日(金)
	・第4クォーター授業調整期間	2月12日(木)～ 2月16日(月)
	・学位記授与式	3月25日(水)

※各クォーターの授業期間には、授業調整期間を含む。

※開学記念日は、平日の場合、通常授業を行う。

※新入生以外の学生定期健康診断の日程は別途通知する。

I. 生命体工学研究科の概要

1. 概 要

資源・エネルギー問題、環境問題、人間と機械の親和性欠如などの現代社会の諸問題を解決し、人間と自然が一つの循環の中で共存し、機械が人間に近づくことにより複雑な機械を自在に使用できる人間を中心とした社会を創る必要性が高まっている。本研究科は生命体の持つ、省資源・省エネルギー、環境調和、人間と機械の親和性などの優れた生命原理に基づく機能を工学的手段で実現するという、生命体工学と名づけた新しい学問分野の確立を目指す。生命体工学は実現手段としての工学・情報工学とこれらに新しいシーズを提供する生命科学が交差する学際的な境界領域である。物質原理及び情報原理に基づく機能が相互に関連する点が生命体の特徴である。諸機能を系統的に捉えて実現する技術を身につけた生命科学を応用するシステム技術者を初めて組織的に養成し、新産業の創成及び産業の再活性化に貢献する。

また、社会と連携して社会のニーズに応えることにより、現代社会の諸問題を解決し、自然との持続的な調和に貢献できるグローバル人材の養成及び研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図ろうとする人材を養成します。

2. 生命体工学研究科の構成

生命体工学研究科は、博士前期課程及び博士後期課程で構成される。

博士前期課程においては、生体の持つ機械的、電気的、物質的機能を教育研究の対象とする生体機能応用工学専攻と、人間知能の原理を知的システムや知能情報処理として工学的に実現することを教育研究の対象とする人間知能システム工学専攻からなる。

博士後期課程においては、博士前期課程の2専攻を統合した専攻で構成され、自分の研究分野だけでなく、関連他分野も教育研究の対象とする生命体工学専攻からなる。

生体機能応用工学専攻では、省資源・省エネルギー、環境調和、人間調和を実現するさまざまな新技術を生命体機能の導入によって実現するため、生体の運動機能、生体のシステム化機能、生体の物質変換機能に着目し、その工学的実現を図る。

人間知能システム工学専攻では、自律ロボットや知的デバイスなどの知的機械システムの研究、人間知能の原理からの発想を取り入れた知能アルゴリズムや知的情報システムの研究、人間の知能や社会的活動を、脳科学、認知科学の実験的知見、数理モデル解析から解明する研究を行い、人間知能原理から発想を得た情報処理機能の工学的実現を図る。

博士後期課程の生命体工学専攻では、博士前期課程の2専攻の教育研究内容を統合したものとなっている。

生命体工学研究科を構成する講座

講座	専攻	
	博士後期課程 生命体工学専攻	
	博士前期課程 生体機能応用工学専攻	博士前期課程 人間知能システム工学専攻
基幹講座	グリーンエレクトロニクス 生体メカニクス 環境共生工学	人間知能機械 人間知能創成 人間・脳機能
連携講座	グリーンテクノロジー	ヒューマンテクノロジー

基幹講座は本研究科に専属する教員で構成されている。基幹講座に所属する学生は、教員の属する研究室で研究指導を受ける。連携講座では、産業界の研究所等の研究者が教員を努める。連携講座に所属する学生は、教員が所属する学外の研究機関で研究指導を受けることがある。

3. 生命体工学研究科の教育目標

生命体特有のエネルギー変換機構、物質構造、情報処理機能などを解明し、それらを工学的に実現する研究を推進するとともに、生命体の優れた機能を活用した新技術を開発することのできる人材を養成する。

- ① 博士前期課程では、生命体工学に関する専門知識を備え、課題を論理的に分析し解決することのできる能力を得させることを目的とする。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程において習得する専門知識に加え、生命体工学に関するより深い学識を有し、自ら課題を発見し自立して革新的な技術を創出することのできる能力及び社会性、グローバル性を養成することを目標とする。

生体機能応用工学専攻

主に、生命体の構造、物質・エネルギー変換などの生体機能を工学的に特化・整理するための教育研究を行う。第一は生体組織の力学特性と流動、エネルギー移動、第二は生体運動の電子制御の基礎となる事柄、第三は代謝による生物物質反応機構のシステム化である。これらの教育研究をととして、資源・エネルギーの効率的利用、生理的ゼロエミッション、生体模擬デバイス・システム、医療機関とのタイアップによるメディカルエレクトロニクス、人工臓器、介護福祉機器などの開発技術を身につけた技術者、研究者、企業家を育成する。

人間知能システム工学専攻

主に、感覚、記憶、学習、運動制御などの脳の優れた機能原理及びその工学的応用について教育研究を行う。第一は生物の神経細胞における情報処理の仕組み。第二は外界との相互作用をつかさどる感覚受容機能や運動制御機能、第三は理論及び実験の両面からの学習・記憶機能、第四は学習をはじめとする脳の基礎となる数理的情報処理、第五は人間や高等動物の認知的特性、第六は学習機能を持つ計算機やロボットの構築及び構成要素となる神経集積回路である。これらの教育研究をととして、多様な工学分野や基礎科学分野で、脳型の情報処理技術や理論を実践する技術者、研究者、企業家を育成する。

生命体工学専攻

主として研究している専門分野のことだけでなく、関連他分野を含めて研究目的を高い位置から俯瞰し、社会からの要請を達成するために必要な見識を持てる研究者、技術者、企業家を育成する。

II. 履修の手引き

1. 教育課程

(1) 博士前期課程

生命体工学研究科生体機能応用工学専攻及び人間知能システム工学専攻のカリキュラムは次の3部門から構成されており、これに基づき開設する授業科目、単位数、選択・必修の別、及び授業年次は別表1（50頁）のとおりである。

幅広い異分野出身の学生を対象に、各専攻が必要とする学部レベルの入門的導入科目を教育する。

a. 共通科目

両専攻に共通の科目である。生命体工学セミナー等により、産業界との継続性が円滑になるように教育する。また、グリーンイノベーション概論、ライフイノベーション概論及び人間知能システム概論により、生命体工学の目指すものについて教育する。

b. 実践科目

英語に関する講義。インターンシップからなる、グローバル化及び社会適応力強化を教育する。

c. 専門科目

生体機能応用工学分野と人間知能システム工学分野を対象とした専門的教育をする。

- (2) 博士前期課程は、講究（2単位）及び特別実験（6単位）が必修である。博士前期課程の生体機能応用工学専攻においては、生体機能応用工学講究（2単位）及び生体機能応用工学特別実験（6単位）が必修である。

また、博士前期課程の人間知能システム工学専攻においては、人間知能システム工学講究（2単位）及び人間知能システム工学特別実験（6単位）が必修である。

- (3) 博士後期課程は、生命体工学特別演習（6単位）が必修である。

2. 指導教員及び副指導教員

- (1) 大学院入学の際、各学生に指導教員及び副指導教員（以下、「指導教員」という。）が定められる。
- (2) 指導教員は、授業科目の履修、学位論文の作成指導等、学生の在学中における学業に関して指導する。
- (3) 学修上必要な場合は、指導教員を変更することがある。

3. 履修

- (1) 学生は、指導教員の指導のもとに特定の分野を定めて、それに必要とする授業科目を履修すること。
- (2) 学生は、履修科目について指導教員と相談し、半期ごとに履修しようとする授業科目を決定して、所定の履修期間内に教務情報システムにより届け出なければならない。
- (3) 授業科目の試験の成績は、秀又はA、優又はB、良又はC、可又はD及び不可又はFの評語をもって表示し、秀又はA、優又はB、良又はC及び可又はDを合格とする。また、授業科目の単位は、授業科目の履修の上、授業時間数の3分の2以上を出席し、かつ試験に合格したものに与えられる。なお、既修得単位の取消し及び更新はできない。
- (4) インターンシップ科目の報告書については、各期日までに提出をすること。なお、最終学年の2月中旬より後に提出したものについては受理をしないので、余裕を持って計画を立てること。

4. 修了要件

- (1) 修了要件は次のとおりとする。

① 前期課程

本大学院の前期課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

ただし、在学期間に関しては、大学院生命体工学研究科の在学期間を短縮して修了させる場合の申合せの要件を充足した者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。博士前期課程に4年を超えて在学することはできない。

② 後期課程

本大学院の後期課程に3年以上在学し、12単位以上を修得し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了したものにあつては、当該課程における2年の在学期間を含む）以上在学すれば足りるものとする。博士後期課程に6年を超えて在学することはできない。

なお、後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上退学した者が退学時から1年以内に論文審査の申請をする場合は、課程申請者として取り扱う。

- (2) 本研究科を修了した者については、次の学位を授与する。
 博士前期課程 修士（工学）又は修士（情報工学）又は修士（学術）
 博士後期課程 博士（工学）又は博士（情報工学）又は博士（学術）
- ① 学位の選択に当たっては、課程のはじめに指導教員とよく相談し、その上で適切な科目を履修するようにすること。

Ⅲ. 履修上の基準

学生は、次の履修基準表に従って履修し、修了要件単位の充足に努めること。
 なお、授業科目及び単位数は別表1（50頁）のとおりである。

大学院生命体工学研究科履修基準表

生体機能応用工学専攻

授業科目		履 修 基 準
共 通 科 目		4 単位以上
実 践 科 目		3 単位以上
専 門 科 目		1 3 単位以上
演習	講 究	2 単位
	特別実験	6 単位
修 了 要 件 単 位		3 0 単位以上

人間知能システム工学専攻

授業科目		履 修 基 準
共 通 科 目		4 単位以上
実 践 科 目		3 単位以上
専 門 科 目		1 3 単位以上 必修科目「インタラクティブセミナー」を取得すること。
演習	講 究	2 単位
	特別実験	6 単位
修 了 要 件 単 位		3 0 単位以上

生命体工学専攻

授業科目		履 修 基 準
専 門 科 目 及び 実 践 科 目		実践科目及び専門科目から 6 単位以上
特 別 演 習		6 単位
修 了 要 件 単 位		1 2 単位以上

「注」

- ① 他大学院や他専攻の授業科目を履修し、修得した単位は 15 単位を限度として課程修了に必要な単位として認定することができる。他大学院や他専攻の授業科目の履修を希望するものは指導教員と相談すること。
- ② 博士後期課程修了要件の特別演習を除く 6 単位以上については、本学生命体工学研究科博士前期課程を修了し、引き続き当該博士後期課程に進学した者は、博士前期課程で未履修の科目から修得すること。

IV. 学位論文の提出及び最終試験

- (1) 修士及び博士の学位授与の申請をしようとする者は、下記の規則等の定めるところにより行うこと。

なお、学位論文は、課程修了に必要な単位を修得した者又は修了見込みの者でなければ提出することはできない。

- ・九州工業大学大学院生命体工学研究科学修細則（47 頁）
- ・九州工業大学学位規則（106 頁）
- ・九州工業大学大学院生命体工学研究科博士の学位審査に関する取扱内規（116 頁）

V. 諸規則等

(1) 国立大学法人九州工業大学学則

平成19年3月27日

九工大学則第1号

改正 平成19年12月26日九工大学則第2号
平成20年 4月 1日九工大学則第1号
平成22年12月 1日九工大学則第1号
平成23年 6月 1日九工大学則第1号
平成23年 9月 7日九工大学則第2号
平成23年10月 5日九工大学則第3号
平成24年12月 5日九工大学則第1号
平成26年 1月16日九工大学則第1号
平成27年 3月 4日九工大学則第1号
平成28年 2月 3日九工大学則第1号
平成28年 3月 2日九工大学則第2号
平成29年 1月10日九工大学則第1号
平成29年 2月 1日九工大学則第2号
平成30年 1月25日九工大学則第1号
平成31年 3月18日九工大学則第1号
令和 2年 2月10日九工大学則第1号
令和 2年 3月 9日九工大学則第2号
令和 2年 8月11日九工大学則第3号
令和 3年11月 4日九工大学則第1号
令和 4年 2月 2日九工大学則第1号
令和 5年 3月 6日九工大学則第1号

目次

第1章 大学

第1節 目的（第1条）

第2節 構成（第2条）

第3節 学生定員（第4条）

第4節 学年，学期及び休業日（第5条－第7条）

第5節 修業年限，在学期間，教育課程，履修方法等（第8条－第15条）

第6節 入学，退学及び休学等（第16条－第29条）

第7節 卒業及び学位（第30条－第32条）

第8節 研究生，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，短期訪問学生及び外国人留学生
(第33条－第37条)

第2章 大学院

第1節 目的 (第38条)

第2節 構成 (第39条)

第3節 学生定員 (第41条)

第4節 学年，学期及び休業日 (第42条)

第5節 修業年限，在学期間，教育課程，履修方法等 (第43条－第57条)

第6節 入学，退学及び休学等 (第58条－第68条)

第7節 修了及び学位 (第69条－第72条)

第8節 研究生，聴講生，科目等履修生，特別聴講学生，特別研究学生，短期訪問学生及び外国人留学生 (第73条－第78条)

第3章 授業料，入学料及び検定料 (第79条－第86条)

第4章 賞罰 (第87条・第88条)

第5章 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設 (第89条)

第6章 特別の課程 (第90条)

第7章 公開講座 (第91条)

第8章 雑則 (第92条)

附則

第1章 大学

第1節 目的

(大学の目的)

第1条 九州工業大学(以下「本学」という。)は，工学に係る専門の学芸を教授研究するとともに，開学以来掲げてきた「技術に堪能なる士君子」，すなわち，幅広く深い教養及び総合的な判断力並びに豊かな人間性を涵養し，科学・技術に精通した有為な人材の養成を通じて，文化の向上及び社会の発展に寄与することを目的とする。

第2節 構成

(学部及び学科)

第2条 本学に，次の学部を置く。

(1) 工学部

「ものづくり」を基盤とした工学系分野において，豊かな教養，技術者倫理及びコミュニケーション力を備え，科学技術の進歩に対応できる工学基礎力・専門技術力を有し，国際的に活躍できる専門技術者の養成を目的とする。

(2) 情報工学部

情報を基軸とする科学技術分野において，高度な専門技術を身につけて情報化社会をリードし，国際的に通用する能力に加え，科学技術の進歩に対応できる基礎技術力を有し，先端的な技術開発を推進できる専門技術者の養成を目的とする。

2 学部、次の学科を置く。

学部	学科
工学部	建設社会工学科
	機械知能工学科
	宇宙システム工学科
	電気電子工学科
	応用化学科
	マテリアル工学科
情報工学部	知能情報工学科
	情報・通信工学科
	知的システム工学科
	物理情報工学科
	生命化学情報工学科

3 各学科の目的については、別に定める。

4 学部、寄附講座を置くことができる。

5 寄附講座については、別に定める。

第3条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第4条 各学部の学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	第3年次 編入学 定員	収容定員
工学部	建設社会工学科	80	1	322
	機械知能工学科	136	7	558
	宇宙システム工学科	55	2	224
	電気電子工学科	126	8	520
	応用化学科	74	1	298
	マテリアル工学科	60	1	242
	計	531	20	2,164
情報工学部	知能情報工学科	93	7	386
	情報・通信工学科	93	9	390
	知的システム工学科	94	9	394
	物理情報工学科	65	5	270
	生命化学情報工学科	65	5	270
	計	410	35	1,710
合計		941	55	3,874

第4節 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学部の事情により、学長が変更することがある。

(休業日)

第7条 休業日を次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

(3) 開学記念日 5月28日

(4) 春季休業日

(5) 夏季休業日

(6) 冬季休業日

(7) 臨時休業日

2 春季休業日、夏季休業日及び冬季休業日は、年ごとに定める。

3 臨時休業日は、その都度定める。

4 休業日であっても、授業等を行うことがある。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第8条 修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、編入学及び転入学した者は、個々に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

4 第22条の規定により再入学した者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第2項に定められた期間を超えることができない。

5 第35条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

(教育課程、授業の方法等)

第9条 学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

3 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

4 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、

当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

- 5 卒業に必要な単位数のうち、前項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、卒業に必要な単位数が124単位を超える場合において、当該単位数のうち、第3項に規定する授業の方法により64単位以上修得しているときは、第4項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えることができるものとする。
- 7 教育課程、授業科目、履修基準及び履修方法は、別に定める。

(単位)

第10条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習 15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技 30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数の計算は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められるときは、これらに必要な学修等を考慮して、当該学部の教授会の審議を経て、学長が単位数を定める。

(単位の授与)

第11条 授業科目を履修した学生に対し、試験やレポート課題等による成績の評価に基づき、所定の単位を与える。ただし、前条第2項に規定する授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

- 2 前条に規定する単位は、当該学部の教授会の審議を経て、学長が与えるものとする。
- 3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

(他の学部における授業科目の履修)

第12条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学部の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項に規定するもののほか、他の学部の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第13条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

- 2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。
- 3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第13条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 14 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条に規定する学修を、当該学部の教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることがある。

（他の大学等の単位の認定）

第 15 条 第 13 条から第 14 条までの規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、合わせて 60 単位（編入学及び転入学の場合を除く。）を超えないものとする。

第 6 節 入学、退学及び休学等

（入学の時期）

第 16 条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学の資格）

第 17 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者及びこれに相当する学校教育を修了した者
 - (3) 外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として文部科学大臣の指定した者
 - (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの
- （入学者の選考）

第 18 条 入学者の選考は、別に定めるところにより行う。

（入学の許可）

第 19 条 前条により選考された者で所定の手続きを行った者に入学を許可する。

2 前条により選考された者のうち特別の事情のある者で、第 86 条第 1 項に定める申請を行った者に入学を許可する。

(入学の宣誓)

第20条 入学を許可された者は、宣誓しなければならない。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学へ編入学を志願したときは、選考の上、相当年次に編入学を許可することがある。

- (1) 高等専門学校又は短期大学を卒業した者
- (2) 法第58条の2の規定による高等学校の専攻科の課程を修了した者
- (3) 大学を卒業した者又は法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (4) 法第132条の規定による専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 他の大学に2年以上在学し、所定の単位を修得した者
- (6) 外国において、前5号のいずれかに相当する課程を修了した者
- (7) その他法令により大学の途中年次に入学できるものと認められている者

2 前項の規定により、編入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て、学長が定める。

(再入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、3年以内に同一学科（学科名称を変更した学科を含む。）に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学部の教授会の審議を経て、学長が相当年次に再入学を許可することがある。

- (1) 第25条による退学者
- (2) 第29条第1号及び第5号により除籍された者

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(転入学)

第23条 他の大学（外国の大学を含む。）に在学している者が、当該大学の承認を得て、本学への転入学を願い出たときは、選考の上、相当年次に転入学を許可することがある。

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(他の学部及び学科への移籍)

第24条 他の学部又は学科への移籍を願い出た者については、関係学部の教授会の審議を経て、学長が移籍を許可することがある。

2 前項の規定により、移籍を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学部の教授会の審議を経て学長が定める。

(願い出による退学、転学)

第25条 退学、転学しようとするときは、願い出て許可を得なければならない。

(留学)

第26条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 前項の規定により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入することがある。

(休学、復学)

第27条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができず、休学しよ

うとする場合は、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学部長を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。
(休学期間及び休学期間の取扱い)

第28条 休学期間は、引き続き2年、通算3年を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第8条第2項及び第3項に規定する在学期間を満了して、なお卒業できない者

(3) 第28条第1項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者

(4) 成業の見込みがないと認められる者

(5) 第19条第2項に定める者で、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しない者

(6) 死亡した者

2 前項のうち、第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者にあつては、当該学部長からの報告を経て、これを除籍する。

第7節 卒業及び学位

(卒業の要件)

第30条 卒業の要件は、第8条に定める修業年限以上在学することのほか、別に定める。

(早期卒業の要件)

第30条の2 前条の規定にかかわらず、本学の定める単位を優秀な成績で修得したものは、3年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定するもののほか、早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

(学位の授与)

第31条 本学の卒業の要件を満たす者に、卒業を認め学士の学位を授与する。

2 学位の授与については、別に定める。

(教育職員免許状等)

第32条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、短期訪問学生及び外国人留学生

(研究生)

第33条 本学において、特定の専門事項についての研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第34条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者は、選考の上、聴講生として入学を許可する。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第35条 本学において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第36条 他の大学又は高等専門学校（国内及び外国の相当の学校を含む。以下この項において「大学等」という。）の学生で、本学において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

(短期訪問学生)

第36条の2 他の大学又は外国の大学の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学等との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第37条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者は、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

第2章 大学院

第1節 目的

(大学院の目的)

第38条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、もって、わが国の産業の発展と科学技術の進歩に寄与することを目的とする。

第2節 構成

(学府及び研究科)

第39条 大学院に、次の学府及び研究科（以下「学府等」という。）を置く。

(1) 工学府

「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野において、グローバル社会で活躍する高度専門技術者の養成を目的とする。

- ① 博士前期課程では、工学部の素養と能力に加え、深い専門知識とそれに基づく課題発見・設定・解決能力、並びに多様な文化の理解に基づく国際的コミュニケーション力を有する人材を養成する。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、複数分野の深い専門知識を有し、異分野を融合してイノベーションを創出でき、国際協働プロジェクトにおいてリーダーシップを発揮できる人材を養成する。

(2) 情報工学府

高度な情報工学と様々な専門分野の知識や技術を融合することにより、産業界や社会の問題を発見・解決し、新しい社会創造に貢献することができる情報工学技術者及び研究者の養成を目的とする。

- ① 博士前期課程では、最新の情報技術を原動力として、産業界や社会の諸問題を解決するための知識や技術を修得し、社会のニーズに基づく産学社連携を推進し、情報技術で社会を駆動させていく能力を有する人材を養成する。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程の素養と能力に加え、最先端の情報工学を総合的に取り扱う素養をもち、自立して高度で革新的な情報システムを構築する能力を身につけ、情報社会を牽引するリーダーとして、産業界や社会での課題の発見と解決を導き、産学社からのニーズに応える人材を養成する。

(3) 生命体工学研究科

分野融合型の先進的な研究及び分野横断型の教育を行い、社会と連携することにより、社会に対する深い理解と知識を持ち、実践的に活躍できる高度専門技術者の養成を目的とする。

- ① 博士前期課程では、現代社会のニーズである省資源、省エネルギー及び環境調和のための工学技術、並びに人間や社会を支える知能ロボット、知的情報システム、福祉システム等を実現するため、生物や人間の持つ機能・原理・構造を解明し、それらを工学的に実現・応用することを通し、人々と連携して新しい社会の創造に貢献できる能力を持つ人材を養成する。
- ② 博士後期課程では、博士前期課程において習得する専門知識に加え、研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図る能力を有する人材を養成する。

2 学府等に、次の専攻及び課程を置く。

学府等	専攻	課程の別
工学府	工学専攻	博士前期課程
	工学専攻	博士後期課程
情報工学府	情報創成工学専攻	博士前期課程
	情報創成工学専攻	博士後期課程
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	博士前期課程
	人間知能システム工学専攻	
	生命体工学専攻	博士後期課程

3 各専攻の目的については、別に定める。

4 学府等に、寄附講座を置くことができる。

5 寄附講座については、別に定める。

第40条 削除

第3節 学生定員

(学生定員)

第41条 各専攻の学生定員は、次のとおりとする。

学府等	専攻	博士前期課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

工学府	工学専攻	278	556	24	72
	計	278	556	24	72
情報工学府	情報創成工学専攻	220	440	20	60
	計	220	440	20	60
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	65	130		
	人間知能システム工学専攻	57	114		
	生命体工学専攻			36	108
	計	122	244	36	108
合計		620	1,240	80	240

第4節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第42条 大学院の学年、学期及び休業日は、第5条から第7条までの規定を準用する。

第5節 修業年限、在学期間、教育課程、履修方法等

(修業年限及び在学期間)

第43条 博士課程の標準修業年限は、5年とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

2 博士前期課程の標準修業年限は、2年とし、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育研究上の必要があると認められる場合には、博士前期課程の標準修業年限は、2年を超えることがある。

4 第2項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、博士前期課程の標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

5 大学院の在学期間は、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

6 前項の規定にかかわらず、第3項及び第4項並びに第62条の規定により入学を許可された者の在学期間は、それぞれの在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

7 第45条の規定により長期履修を認められた者の在学期間は、第5項に規定する在学期間に博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を加えた期間を超えることができない。

8 第61条の規定により再入学を許可された者の在学期間は、退学又は除籍になる前に在学していた期間を加え、第5項に定められた期間を超えることができない。

9 第75条に規定する科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

10 第56条の規定により、大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る）を大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により大学院の博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、博士前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

11 前項の規定は、第70条第1項および第2項に規定する博士後期課程における在学期間（第70条第1項の規定により博士後期課程における在学期間に含む博士前期課程における在学期間を除く。）については、準用しない。

（教育課程の編成方針）

第44条 学府、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第45条 大学院において、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修（以下「長期履修」という。）し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その長期履修を認めることがある。

2 長期履修を認められた者は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

3 長期履修の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（指導教員）

第46条 大学院に、教授又は研究指導を担当する教員を置く。

2 前項に規定する教員の資格に関し必要な事項は、別に定める。

（授業及び研究指導）

第47条 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行う。

（授業の方法等）

第48条 授業は、第9条の規定を準用するほか、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

（単位）

第49条 大学院の授業科目の単位の計算方法は、第10条第1項の規定を準用する。

（単位の授与）

第50条 授業科目を履修し、その試験又は研究報告により合格した者には、所定の単位を与える。

2 前条に規定する単位は、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が与えるものとする。

3 授業科目の成績の評価、合格の基準については、別に定める。

（学位論文及び最終試験）

第51条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある授業科目について行うものとする。

2 学位論文の審査及び最終試験は、学府等の教授会が行う。

3 前項の学位論文の審査に当たって必要があるときは、学府等の教授会の審議を経て、他の研究院、他の研究科、他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(教育方法の特例)

第52条 教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことがある。

(成績評価の基準等)

第53条 学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定の基準は、学府等ごとに定める。

(他の学府等における授業科目の履修)

第54条 教育上有益と認めるときは、学生に他の学府等の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定するもののほか、他の学府等の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)

第55条 教育上有益と認めるときは、他の大学院、外国の大学の大学院（以下「外国の大学院」という。）又は国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることがある。

2 教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等において、学生に当該大学院又は研究所等で必要な研究指導を受けさせることがある。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導の期間は、1年を超えないものとする。

3 前2項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

(入学前の既修得単位の認定)

第56条 教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に本学、他の大学院（外国の大学院を含む。）及び国際連合大学において修得した単位（大学院の科目等履修生として修得した単位を含む。以下「既修得単位」という。）を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことがある。

2 前項において履修した授業科目について修得した単位を、当該学府等の教授会の審議を経て、学長が博士前期課程又は博士後期課程の修了要件の単位としてみなすことがある。

(他の大学院等の単位の認定)

第57条 第55条及び第56条の規定により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、それぞれ15単位（転入学の場合を除く。）を超えないものとし、合わせて20単位を超えない範囲とする。

第6節 入学、退学及び休学等

(入学の時期)

第58条 入学の時期は、第16条の規定を準用する。ただし、学年の途中においても、学期の区分に従い又は学期の途中に学生を入学させることがある。

(入学資格)

第59条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者
 - (9) 大学に3年以上在学した者、外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、大学院において、所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
 - (10) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - (11) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位を有する者
 - (2) 専門職大学院の課程を修了し、文部科学大臣の定める学位を有する者
 - (3) 外国において修士の学位又は専門職学位（法第104条第1項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。）に相当する学位を授与された者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓)

第60条 入学者の選考、入学の許可及び入学の宣誓は、第18条から第20条までの規定を準用する。

(再入学)

第61条 次の各号のいずれかに該当する者で、3年以内に同一分野の専攻に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、当該学府又は研究科の教授会の審議を経て、学長が再入学を許可することができる。

(1) 第64条による退学者

(2) 第68条第1号及び第5号により除籍された者

2 前項の規定により、再入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学府等の教授会の審議を経て学長が定める。

(転入学)

第62条 次の各号のいずれかに該当する者が、当該大学院の研究科長又は学長の承認を得て、大学院の同一分野の専攻に転入学を願い出たときは、選考の上、転入学を許可することができる。

(1) 他の大学院に在学する者

(2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の規定により、転入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、当該学府等の教授会の審議を経て学長が定める。

(他の学府、研究科及び専攻への移籍)

第63条 他の学府、研究科及び専攻への移籍を願い出た者については、関係学府等の教授会の審議を経て、学長が移籍を許可することができる。

2 前項の規定により、移籍を許可された者の履修方法等については、別に定める。

(願い出による退学、転学)

第64条 願い出による退学又は転学は、第25条の規定を準用する。

(他の大学院等への留学等)

第65条 第55条の規定に基づき、他の大学院における授業科目を履修しようとする者及び研究指導を受けようとする者並びに外国の大学院に留学しようとする者は、学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 前項により留学した期間及び学修を行った期間は、第43条に規定する修業年限に算入することができる。

(休学、復学)

第66条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができず、休学しようとする場合は、学府長等を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

2 休学期間が満了し又は休学の理由が消滅し復学しようとするときは、学府長等を経て、学長に願い出のうえ、許可を得なければならない。

3 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることがある。

(休学期間及び休学期間の取扱い)

第67条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特に必要と認めるときには、延長することを認めることがある。

2 休学期間は、通算して、博士前期課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を、それぞれ超えることができない。

3 前項の規定にかかわらず、再入学した者の休学期間は、別に定める。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第68条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

(1) 授業料納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第43条第5項から第8項に規定する在学期間を満了して、なお修了できない者

(3) 第67条第2項に規定する休学期間を超えて、なお復学できない者

(4) 成業の見込みがないと認められる者

(5) 第60条により第19条第2項の規定を準用された者で、納付すべき入学金を所定の期日までに納付しない者

(6) 死亡した者

2 前項のうち、第2号から第4号及び第6号の規定に該当する者にあつては、当該学府長等からの報告を経て、これを除籍する。

第7節 修了及び学位

(博士前期課程の修了の要件)

第69条 博士前期課程の修了要件は、大学院に2年（2年以外の標準修業年限を定める場合は、当該標準修業年限）以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該大学院の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、優れた業績を上げた者については、第43条第2項の規定にかかわらず、1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了の要件)

第70条 博士後期課程の修了要件は、大学院に5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者にあつては、大学院に3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 第43条第4項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした博士前期課程を修了した者及び前条ただし書きの規定による在学期間をもって博士前期課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、前項中「5年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（博士前期課程の在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院の入学資格に関し修士の学位を有する者又は専門職学位の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の修了要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

（学位の授与）

第71条 博士前期課程の修了の要件を満たす者に、修士の学位を授与する。

- 2 博士後期課程の修了の要件を満たす者に、博士の学位を授与する。

- 3 学位の授与については、別に定める。

（教育職員免許状等）

第72条 教育職員免許状及びその他の資格の取得については、別に定める。

第8節 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、特別研究学生、 短期訪問学生及び外国人留学生

（研究生）

第73条 大学院において、特定の学問分野について専門的な研究を志願する者は、選考の上、研究生として入学を許可する。

- 2 研究生に関する事項は、別に定める。

（聴講生）

第74条 大学院において、特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、選考の上、聴講生として入学を許可する。

- 2 聴講生に関する事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第75条 大学院において、特定の授業科目についての履修を志願する者は、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

- 2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第76条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、特定の授業科目についての聴講を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として受け入れる。

- 2 特別聴講学生に関する事項は、別に定める。

（特別研究学生）

第77条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、大学院において、研究指導を受けようと志願する者は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受け入れる。

- 2 特別研究学生に関する事項は、別に定める。

（短期訪問学生）

第77条の2 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学における短期間の教育研究指導等を志願する者は、当該大学院との協議に基づき、短期訪問学生として受け入れる。

- 2 短期訪問学生に関する事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第78条 外国人留学生については、第37条の規定を準用する。

第3章 授業料、入学料及び検定料

(検定料等の額)

第79条 検定料、入学料及び授業料の額は、国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年文部科学省令第16号。以下「費用省令」という。）に定める標準額と同額とする。

2 研究生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生及び特別研究学生の検定料、入学料並びに授業料については、別に定める。

3 第45条の規定により長期履修を認められた者の授業料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の納付)

第80条 授業料は、年額の2分の1ずつを次の2学期に分けて納付させる。

区分	納期
前期	4月1日から4月30日まで
後期	10月1日から10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があれば、後期授業料については、前期授業料と合わせて納付させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があれば、入学年度の前期又は前期及び後期授業料については、入学を許可するときに納付させることができる。

(復学等の場合の授業料)

第81条 前期又は後期の中途において、復学又は入学した者の授業料は、復学又は入学した月から当該学期末までの額を、復学又は入学した月に納付させる。ただし、第6条第2項の規定により、後期の開始日が10月1日前となる場合で、当該後期の開始日に復学又は入学するときは、復学又は入学当月の分を免除する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第82条 学年の途中で卒業する見込みの者の授業料は、卒業する見込みの月までの額を納付させる。

(退学、除籍及び停学の場合の授業料)

第83条 前期又は後期の中途で退学し、又は除籍された者の授業料は、当該学期分を納付させる。

2 停学期間中の授業料は、納付させる。

(休学の場合の授業料)

第84条 第80条第1項に規定する授業料の納期期間（以下「納期期間」という。）前に休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学する月の翌月（休学の開始日が月の初日の場合は休学当月）から復学する月の前月までの額を免除する。

2 納期期間中に休学を許可され、又は命ぜられた者の授業料は、休学する月の翌月（休学の開始日が月の初日の場合は休学当月）から復学する月の前月までの額を免除する。

3 休学を許可され、又は命ぜられた日が当該期の納期期間経過後の場合は、当該期の授業料全額を納めなければならない。

(既納の検定料等)

第 8 5 条 既納の検定料，入学料及び授業料は，次の各号の一に該当する場合を除き，還付しない。

- (1) 本学が実施する入学試験の出願受付後に大学入試センター試験の受験科目の不足等により出願資格のない者であることが判明したとき 費用省令第 4 条に定める第 2 段階選抜標準額
- (2) 第 8 0 条第 2 項の規定により授業料を納付した者が，前期中に，休学若しくは退学したとき又は除籍されたとき若しくは退学を命じられたとき 後期授業料
- (3) 第 8 0 条第 3 項の規定により授業料を納付した者が，入学年度の前年度の 3 月 3 1 日までに入学を辞退したとき 前期又は前期及び後期授業料
- (4) その他特別の事由により返還することが適当と学長が認めるとき 入学料及び授業料
(入学料及び授業料の免除又は徴収の猶予)

第 8 6 条 経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるときは，次のとおりとする。

- (1) 学部学生は，入学料の全額若しくは一部を免除することがある。
- (2) 大学院学生は，入学料の全額若しくは一部を免除又は徴収を猶予することがある。
- 2 経済的理由によって授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事由があると認められる場合は，授業料の全額若しくは一部を免除することがある。
- 3 前 2 項の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

第 4 章 賞罰

(表彰)

第 8 7 条 優秀な学業成績を修め，又は模範となる行為のあった学生に対しては，表彰する。

- 2 表彰に関し必要な事項は，別に定める。

(懲戒)

第 8 8 条 次の各号の一に該当する学生は，当該学部又は学府等の教授会の審議を経て，学長が懲戒する。

- (1) 本学の規則に違反した者
- (2) 学内の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者
- (3) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 懲戒は，退学，停学及び訓告とする。
- 3 懲戒に関し必要な事項は，別に定める。

第 5 章 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設

(学寮，国際交流会館及び福利厚生施設)

第 8 9 条 本学に学寮，国際交流会館及び福利厚生施設を置く。

- 2 学寮，国際交流会館及び福利厚生施設の管理運営その他必要な事項は，別に定める。

第 6 章 特別の課程

(特別の課程)

第 9 0 条 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し，これを修了した者に対し，修了の事実を証する証明書を交付することがある。

- 2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第91条 社会人等の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 雑則

(その他)

第92条 この学則に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 国立大学法人九州工業大学大学院学則（平成16年九工大学則第2号）は、廃止する。
- 第4条の規定にかかわらず、工学部夜間主コース、情報工学部制御システム工学科、機械システム工学科及び生物化学システム工学科は、当該学科に在学する者がいなくなるまでの間存続するものとし、収容定員は、平成19年度から平成20年度までは次のとおりとする。

学科		収容定員	
		平成19年度	平成20年度
工学部	機械知能工学科	560	560
	夜間主コース	20	10
	建設社会工学科	292	292
	電気工学科	732	732
	夜間主コース	20	10
	物質工学科	616	616
	夜間主コース	20	10
	計	2,260	2,230
情報工学部	知能情報工学科	372	372
	電子情報工学科	372	372
	システム創成情報工学科	332	332
	機械情報工学科	332	332
	生命情報工学科	332	332
	制御システム工学科		
	機械システム工学科		
	生物化学システム工学科		
計		1,740	1,740
合計		4,000	3,970

- 4 この学則の施行前に定められた本学の規則、規程及び細則等は、この学則により定められたものとみなす。

附 則

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、工学部電気工学科、物質工学科及び工学部夜間主コースは、当該学科・コースの学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成20年度から平成22年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成20年度			平成21年度			平成22年度		
		学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員
工学部	機械工学科	545	10	20	2,226	40	2,192	550	40	2,178
	夜間主コース	10								
	建設社会工学科	299	306					313		
	電気工学科	549	366					183		
	夜間主コース	10								
	電気電子工学科	130	260					390		
	物質工学科	462	308					154		
	夜間主コース	10								
	応用化学科	70	140					210		
	マテリアル工学科	60	120					180		
	総合システム 工学科	51	102					153		
	計	2,196	30	2,226	2,152	40	2,192	2,138	40	2,178
情報工学部	知能情報工学科	352	20	372	352	20	372	352	20	372
	電子情報工学科	352	20	372	352	20	372	352	20	372
	システム創成情報 工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	機械情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	生命情報工学科	312	20	332	312	20	332	312	20	332
	計	1,640	100	1,740	1,640	100	1,740	1,640	100	1,740
合計		3,836	130	3,966	3,792	140	3,932	3,778	140	3,918

3 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、工学研究科及び情報工学研究科は、当該研究科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成20年度から平成21年度までは次のとおりとする。

(1) 博士前期課程

専攻		収容定員
		平成 20 年度
工学研究科	機械知能工学専攻	5 8
	建設社会工学専攻	2 9
	電気工学専攻	6 9
	物質工学専攻	4 6
	機能システム創成工学専攻	3 1
計		2 3 3
工学府	機械知能工学専攻	7 8
	建設社会工学専攻	3 9
	電気電子工学専攻	5 9
	物質工学専攻	5 1
	先端機能システム工学専攻	3 4
計		2 6 1
情報工学研究科	情報科学専攻	7 5
	情報システム専攻	4 8
	情報創成工学専攻	2 7
計		1 5 0
情報工学府	情報科学専攻	8 8
	情報システム専攻	5 6
	情報創成工学専攻	3 1
計		1 7 5
生命体工学研究科	生体機能専攻	1 2 1
	脳情報専攻	1 0 8
計		2 2 9
合計		1, 0 4 8

(2) 博士後期課程

専攻		収容定員	
		平成 20 年度	平成 21 年度
工学研究科	機械知能工学専攻	6	3
	建設社会工学専攻	4	2
	電気工学専攻	1 4	7
	物質工学専攻	8	4
	機能システム創成工学専攻	2 6	1 3
計		5 8	2 9

工学府	機械知能工学専攻	4	8
	建設社会工学専攻	2	4
	電気電子工学専攻	4	8
	物質工学専攻	4	8
	先端機能システム工学専攻	3	6
計		17	34
情報工学研究科	情報科学専攻	24	12
	情報システム専攻	16	8
	情報創成工学専攻	16	8
計		56	28
情報工学府	情報科学専攻	6	12
	情報システム専攻	4	8
	情報創成工学専攻	4	8
計		14	28
生命体工学研究科	生体機能専攻	67	62
	脳情報専攻	61	56
計		128	118
合計		273	237

- 4 前2項の学生の教育課程及び履修方法等については、この学則に定めるもののほか、工学研究科にかかる事項は工学府教授会の、情報工学研究科にかかる事項は情報工学府教授会の審議を経て定めるものとする。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年10月5日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年12月5日から施行する。

附 則

- この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、第1号に定める学府又は研究科の課程及び専攻は、当該課程及び専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、当該課程及び専攻並びに改正後の専攻の収容定員は、平成26年度から平成27年度までは第2号及び第3号のとおりとする。

(1) 学府又は研究科の課程及び専攻

課程	学府又は研究科	専攻
博士前期課程	情報工学府	情報科学専攻 情報システム専攻
	生命体工学研究科	生体機能専攻 脳情報専攻
博士後期課程	工学府	機械知能工学専攻 建設社会工学専攻 電気電子工学専攻 物質工学専攻 先端機能システム工学専攻
	情報工学府	情報科学専攻 情報システム専攻 情報創成工学専攻
	生命体工学研究科	生体機能専攻 脳情報専攻

(2) 博士前期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員
		平成26年度
工学府	機械知能工学専攻	156
	建設社会工学専攻	78
	電気電子工学専攻	118
	物質工学専攻	102
	先端機能システム工学専攻	68
	計	522
情報工学府	情報科学専攻	88
	情報システム専攻	56
	情報創成工学専攻	71
	先端情報工学専攻	55
	学際情報工学専攻	80
	計	350
生命体工学研究科	生体機能専攻	65
	脳情報専攻	57
	生体機能応用工学専攻	65
	人間知能システム工学専攻	57
	計	244
合計		1,116

(3) 博士後期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員	
		平成 26 年度	平成 27 年度
工学府	機械知能工学専攻	8	4
	建設社会工学専攻	4	2
	電気電子工学専攻	8	4
	物質工学専攻	8	4
	先端機能システム工学専攻	6	3
	工学専攻	17	34
	計	51	51
情報工学府	情報科学専攻	12	6
	情報システム専攻	8	4
	情報創成工学専攻	8	4
	情報工学専攻	14	28
	計	42	42
生命体工学研究科	生体機能専攻	38	19
	脳情報専攻	34	17
	生命体工学専攻	36	72
	計	108	108
合計		201	201

附 則

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 改正後の第 4 条の規定にかかわらず、平成 27 年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成 27 年度		
		学科収容 定員	第 3 年次 編入学 収容定員	収容定員
工学部	機械知能工学科	560	40	2, 164
	建設社会工学科	320		
	電気電子工学科	520		
	応用化学科	280		
	マテリアル工学科	240		
	総合システム工学科	204		
	計	2, 124	40	2, 164
情報工学部	知能情報工学科	352	17	369
	電子情報工学科	352	18	370
	システム創成情報工学科	312	18	330
	機械情報工学科	312	17	329

	生命情報工学科	3 1 2	1 5	3 2 7
	計	1, 6 4 0	8 5	1, 7 2 5
合計		3, 7 6 4	1 2 5	3, 8 8 9

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 1 条の規定にかかわらず、平成 29 年度の収容定員は、次のとおりとする。

学府又は研究科	専攻	収容定員
		平成 29 年度
工学府	機械知能工学専攻	156
	建設社会工学専攻	78
	電気電子工学専攻	118
	物質工学専攻	102
	先端機能システム工学専攻	68
	計	522
情報工学府	先端情報工学専攻	115
	学際情報工学専攻	170
	情報創成工学専攻	85
	計	370
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130
	人間知能システム工学専攻	114
	計	244
合計		1, 136

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条及び第 4 条の規定にかかわらず、工学部総合システム工学科、情報工学部電子情報工学科、システム創成情報工学科、機械情報工学科及び生命情報工学科は、当該学科の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成 30 年度から平成 32 年度までは次のとおりとする。

学部	学科	平成30年度			平成31年度			平成32年度		
		学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員	学科 収容 定員	第3年次 編入学 収容 定員	収容 定員
工学部	建設社会工学科	320	40	2,164	320	40	2,164	320	40	2,164
	機械知能工学科	556			552			548		
	宇宙システム 工学科	55			110			165		
	電気電子工学科	516			512			508		
	応用化学科	284			288			292		
	マテリアル 工学科	240			240			240		
	総合システム 工学科	153			102			51		
	計	2,124			2,124			2,124		
情報工学部	知能情報工学科	357	14	371	362	14	376	367	14	381
	電子情報工学科	264	16	280	176	16	192	88	8	96
	システム創成情報 工学科	234	16	250	156	16	172	78	8	86
	機械情報工学科	234	14	248	156	14	170	78	7	85
	生命情報工学科	234	10	244	156	10	166	78	5	83
	情報・通信工学科	93		93	186		186	279	9	288
	知的システム 工学科	94		94	188		188	282	9	291
	物理情報工学科	65		65	130		130	195	5	200
	生命化学情報 工学科	65		65	130		130	195	5	200
	計	1,640	70	1,710	1,640	70	1,710	1,640	70	1,710

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の第39条及び第41条の規定にかかわらず、工学府機械知能工学専攻、建設社会工学専攻、電気電子工学専攻、物質工学専攻及び先端機能システム工学専攻は、当該専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、平成31年度からその翌年度までは第1号及び第2号のとおりとする。

(1) 博士前期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員
		平成31年度

工学府	機械知能工学専攻	78
	建設社会工学専攻	39
	電気電子工学専攻	59
	物質工学専攻	51
	先端機能システム工学専攻	34
	工学専攻	278
	計	539
情報工学府	先端情報工学専攻	120
	学際情報工学専攻	180
	情報創成工学専攻	90
	計	390
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130
	人間知能システム工学専攻	114
	計	244
合計		1,173

(2) 博士後期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員	
		平成31年度	平成31年度の翌年度
工学府	工学専攻	58	65
	計	58	65
情報工学府	情報工学専攻	42	42
	計	42	42
生命体工学研究科	生命体工学専攻	108	108
	計	108	108
合計		208	215

3 政令により元号が改められた場合、改元期日以後の日を旧元号(平成)により表示しているものについては、旧元号によって特定された日を新元号による応当日に読み替えて適用するものとする。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年8月11日から施行する。ただし、改正後の第43条第10項及び第11項並びに第57条は令和2年6月30日から適用し、第85条第4号は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和３年１１月４日から施行する。ただし、改正後の第２１条第１項第３号及び第５９条第１項第２号は平成３１年４月１日から適用する。

附 則

- １ この学則は、令和４年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第３９条及び第４１条の規定にかかわらず、情報工学府博士前期課程先端情報工学専攻、学際情報工学専攻、情報創成工学専攻（従前の専攻）及び情報工学府博士後期課程情報工学専攻は、当該専攻の学生が在学しなくなる日までの間存続させるものとし、収容定員は、令和４年度からその翌年度までは第１号及び第２号のとおりとする。

（１）博士前期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員
		令和４年度
工学府	工学専攻	556
	計	556
情報工学府	情報創成工学専攻 （従前の専攻）	220
	先端情報工学専攻	60
	学際情報工学専攻	90
	情報創成工学専攻	45
	計	415
生命体工学研究科	生体機能応用工学専攻	130
	人間知能システム工学専攻	114
	計	244
合計		1,215

（２）博士後期課程

学府又は研究科	専攻	収容定員	
		令和４年度	令和４年度の 翌年度
工学府	工学専攻	72	72
	計	72	72
情報工学府	情報工学専攻	28	14
	情報創成工学専攻	20	40
	計	48	54
生命体工学研究科	生命体工学専攻	108	108
	計	108	108
合計		228	234

附 則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

(2) 九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程

平成26年3月5日
九工大規程第4号

改正 平成30年1月25日 九工大規程第1号
平成31年3月18日 九工大規程第4号
令和4年2月2日 九工大規程第1号

九州工業大学の学科及び専攻における教育研究上の目的に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）第2条第3項及び第39条第3項の規定に基づき、学部置く学科及び学府又は研究科に置く専攻における教育研究上の目的に関し、必要な事項を定めるものとする。

(学科の目的)

第2条 各学科の目的は、別表第1に定めるとおりとする。

(専攻の目的)

第3条 各専攻の目的は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び平成30年4月1日以降に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成31年3月31日に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び平成31年4月1日以降に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、令和4年3月31日に在籍する者（以下「在籍者」という。）及び令和4年4月1日以降に在籍者の属する年次に編入学・再入学・転入学する者については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

学部	学科	目的
工学部	建設社会工学科	「豊かな生活空間の創造」,「災害に強い社会基盤の建設及び維持管理」に関する知識・技術を習得し,安心と豊かさを実感できる国土,及び安全快適で環境と調和した社会基盤施設や建築物をつくれる,人間性豊かな専門技術者を養成する。
	機械知能工学科	身の回りで起こる様々な自然現象を支配する原理や力学法則を理解し,その知識を活用して人類の幸福や地球・宇宙との共生に役立つ「もの」をつくることができ,また広い視野を持って時代の変化に柔軟に対応できる専門技術者を養成する。
	宇宙システム工学科	宇宙利用を意識して機械工学分野,電気・電子工学分野に立脚した専門知識・理解,独創性豊かな研究・開発のための基盤となる学力を修得させることで,宇宙システムに代表される複雑な工学システムの創生,研究開発,運用を担える専門技術者を養成する。
	電気電子工学科	電気エネルギーの高度利用によって環境調和型社会の形成に貢献するため,次世代のエネルギー,デバイス及び電子システム化技術に通じた専門技術者を養成する。
	応用化学科	高度な機能を有する物質の設計と合成,材料の創製,及びこれらにかかわる高度生産技術の開発を通じて,先端技術の根幹を支える「応用化学」の基本を習得し,環境循環型未来社会に貢献できる専門技術者を養成する。
	マテリアル工学科	鉄鋼,合金,半導体,セラミックス,複合材料等「もの」の性能を決定するマテリアルの構造と性質を科学的に解明し,新しいマテリアルを設計・製造して応用展開する基盤技術,並びに高度な「ものづくり」を実現する金属加工技術の根幹を成す学問領域として,これらの材料の開発・加工・利用とともに,資源,リサイクル及びエネルギー問題にも取り組むことができる専門技術者を養成する。
情報工学部	知能情報工学科	コンピュータサイエンスの専門知識に加え,大量のデータから規則や知識を見出すデータ科学,コンピュータを知的に動作させる人工知能,メディアをコンピュータとの対話に利用するメディア情報学を駆使する能力を身に付け,言葉や映像など様々なメディアを通して,人とコンピュータが協調する新しい情報システムを実現できる高度情報技術者を養成する。

情報工学部	情報・通信工学科	人・物（センサーやアクチュエータ）が情報を介して相互に連携し協調することにより、あらゆる産業分野のすべての局面での高度な ICT（情報通信技術）利活用が実現される次世代スマート社会を支えるために、コンピュータ（ハードウェア・ソフトウェア）と通信を深く理解し、総合的な情報システムを設計・開発・運用する能力を持つ技術者を養成する。
	知的システム工学科	情報技術と画像技術，制御技術，機械技術が融合されて構築される，ロボット，インテリジェントカー，スマートグリッド，マイクロ機械などの先進的なシステムの開発によって，人と未来を繋ぐ，社会情報システムや産業活動を生み出していける新たな知的システムを実現できる技術者を養成する。
	物理情報工学科	情報工学と物理工学とを融合した，イノベーションにつながる物理情報工学を学ぶ学科であり，超伝導体や半導体のようなエレクトロニクス材料，生物を含むソフトマター，光技術，ナノテクノロジー，計測技術を含む広義の物性科学・工学分野を対象に，情報工学と物理工学を双方向に利活用し，新たな物性科学・工学分野を切り拓くことができる技術者を養成する。
	生命化学情報工学科	生物学および化学と情報工学の融合をはかり，幅広いバイオ分野すなわち医療・製薬・飲食品・化学・環境・バイオ素材などの領域に，情報工学の知識と技術を活用でき，また，情報工学の発展に寄与できる能力をもち，ヒトに関わる新産業分野を構築することができる人材を養成する。

別表第 2（第 3 条関係）

学府等	課程の別	専攻	目的
工学府	博士前期課程	工学専攻	「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野において，開学以来掲げてきた「技術に堪能なる士君子」，すなわち，豊かな教養と技術者倫理ならびにコミュニケーション力を備え，科学技術の進歩に対応できる工学基礎力・専門技術力を有し，国際的に活躍できる専門技術者の素養と能力に加え，深い専門知識とそれに基づく課題発見・設定・解決能力，多様な文化の理解に基づく国際的コミュニケーション力を有するグローバル社会で活躍する高度専門技術者を養成する。

工学府	博士後期課程	工学専攻	「ものづくり」を基盤とした最先端科学技術分野における高度な知識を有し、その科学技術社会への波及効果を十分に理解していることに加え、複数の専門分野知識を身に付け、問題解決能力、独創力、創造性及び実践的技術者としての必要な資質を持ち、イノベーションを創出できる能力を有する人材を養成する。さらに、グローバル化する社会形態の中で、異文化を理解し多文化環境下で新しい価値を生み出す能力を持ち、かつ、リーダーシップを発揮できる人材を養成する。
情報工学府	博士前期課程	情報創成工学専攻	社会の変化に伴い生じる課題に対し、最新の情報技術を原動力として、産業界の諸問題の解決を図るための知識を備え、社会のニーズに基づく産学連携を推進し、情報技術で社会を駆動させていく能力を有する人材を養成する。
	博士後期課程	情報創成工学専攻	情報工学の高い専門性に基ついた先端的な基盤技術の開発を目指し、様々な分野の境界領域で発生する新しい課題に対処する革新的な情報システムを構築することにより、情報技術の発展に貢献し、情報社会を牽引するグローバルリーダーとなる人材を養成する。
生命体工学研究科	博士前期課程	生体機能応用工学専攻	生体の持つ省エネルギー性、高効率性、環境調和等の優れた機能を工学的に実現し、社会的問題を解決することのできる人材を養成する。
		人間知能システム工学専攻	人間知能の原理を知的システムや知能情報処理として工学的に実現し、産業界などへ貢献することを介して社会の諸問題を解決できる人材を養成する。
	博士後期課程	生命体工学専攻	生物の持つ省資源、省エネルギー、環境調和、人間との親和性等の優れた構造や機能を解明し、それを工学的に実現し応用できることに加え、社会と連携して社会のニーズに応えることにより、現代社会の諸問題を解決し、人間中心の社会の創造に貢献でき、グローバルなリーダーとして活躍することができるとともに、研究・技術分野の動向を常に注視し、革新的成果の実現を図ろうとする態度を持つことができる人材を養成する。

(3) 感染症罹患による出席停止等における授業の取扱に関する申合せ

令和2年 3月30日
学 長 裁 定
改正 令和4年 7月27日
令和5年 2月20日
令和5年 5月22日

この申合せは、九州工業大学（以下「本学」という。）の学生が感染症に罹患した場合における授業（試験を含む）。以下同じ。）の取扱に関し必要な事項を定める。

1. 定義

この取扱における次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 出席停止 学校保健安全法第19条（昭和33年法律第56号）に規定する出席停止をいう。

(2) 公欠 一定の条件を満たすことにより授業に出席したものとみなす取扱とする授業の欠席をいう。

2. 学生が感染症に罹患した場合

学生が、別表の感染症に罹患した場合は、医師の診断に基づき、出席停止とする（学校保健安全法施行規則第18条（昭和33年文部省令第18号）による）。

また、学生は、学内システムから罹患報告書を提出する。

3. 出席停止の期間

出席停止の期間は、別表の期間を基準（学校保健安全法施行規則第19条による）とする。

ただし、第1種感染症については医師が治癒したと診断した場合においても、他者への感染のおそれがあると学校医が判断した場合は、他者への感染のおそれなくなるまで出席停止とすることがある。

4. 出席停止中の授業の扱い

学生が、出席停止中に出席できなかった授業については、届出により、公欠扱いとする。

5. 公欠の届出

公欠の届出は、「授業公欠届（感染症）」により、学生が所属する学部等の教務担当係へ、診断の結果感染症に罹患したことが確認できる書類を添えて提出するものとする。

学部等の教務担当係は、届出を受理し、受付印を押印の上、写しを学生に交付する。

学生は、交付された写しを授業担当教員に提出するものとする。

6. 公欠の授業の取扱

公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことがある。

7. 一授業科目当たりの公欠の上限

一授業科目について、公欠扱いとすることができる回数は、原則、当該授業科目の授業回数の2分の1を超えることができないものとする。但し、前条の取扱により、授業科目担当教員が、当該科目の授業計画を代替できると判断した場合は、この限りではない。

8. 公欠の試験の取扱

試験を公欠とする場合の取扱については、学生が所属する学部等の学修細則に則して対応する。

9. 公欠の取り消し

公欠の届出にあたり、必要書類の提出を怠った場合や虚偽の申請をした場合は、授業及び試験の公欠の取扱を全て取り消す。

10. 感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合

(1) 感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づくものとする。

(2) 休業となった期間の授業の取扱は、その都度、学長、教育担当理事及び関係者で協議の上、学長が決定するものとする。

(3) 休業の周知は、九工大メール、学内掲示、本学のホームページ等を通じて行うものとする。

別表:学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第18条及び第19条に規定される感染症の種類及び出席停止期間の基準

分類	感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ) ジフテリア 重症急性呼吸器症候群(SARS) 中東呼吸器症候群(MERS) 特定鳥インフルエンザ 新型インフルエンザ等感染症 指定感染症	治癒するまで
第2種	第2種の感染症に罹患した者については、それぞれ以下の期間。 ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで

	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (※)	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

※「その他の感染症」とは、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症及び本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。本学において大規模な流行の兆しがある感染症については、学校医やキャンパスライフ支援本部長の意見に基づき、教育高度化本部長が決定し、公示する。

授業公欠届（感染症）

令和 年 月 日

〇〇 学部長（研究科長） 殿

学生番号

氏 名

このたび、感染症罹患により通学できなかったため、出席できなかった授業科目を届け出します。

1. 病 名（ ）

2. 出席停止期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3. 出席できなかった授業科目

月日（曜日）・時限	授業科目名	担当教員名
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		
月 日（ ） 時限		

受付印

医師の診断の結果感染症に罹患したことが確認できる書類確認済

【手続き方法】

1 出席停止の期間が経過した後、「授業公欠届(感染症)」に必要事項を記入の上、所属学部等の教務担当へ医師の診断の結果感染症に罹患したことが確認できる書類を添えて提出してください。

2 提出後、公欠扱いとなった授業の措置については、授業担当教員に確認してください。

3 本届及び届付書欄に記載された個人情報については、公欠の手続き業務及び学内関係者への報告にのみ利用します。

4 公欠が適用される感染症とそれぞれの感染症における出席停止期間については、別表を参照してください。

5 別表において、出席停止期間について「病状により医師において感染のおそれがないと認めたときまで」と記載されている感染症については、学校医によっても感染のおそれがないと判断ができます。必要があれば登校再開前に学校医に相談してください。

別表 公欠が適用される感染症

感染症	出席停止期間の基準
第1種 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 麻疹出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS） 特定鳥インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 新感染症	治癒するまで
第2種 新型コロナウイルス感染症 インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症を除く) 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風疹 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱（プール熱） 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	第2種の感染症に罹患した者については、それぞれ以下の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が収縮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
第3種 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症（※）	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで

※「その他の感染症」とは、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症等）、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症及び本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。本学において大規模な流行の兆しがある感染症については、学校医やキャンパスライフ支援本部長の意見に基づき、教育高度化本部長が決定し、公示する。

(4) 九州工業大学における成績評価に対する確認及び異議申立てに関する要項

令和 2年11月10日

教育高度化本部長裁定

改正 令和 3年11月10日

令和 4年 7月27日

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学に在籍する学生（以下「学生」という。）からの成績評価に対する確認及び異議申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(成績評価に対する確認)

第2条 学生は、成績評価に対して確認すべき事項がある場合は、担当事務（学生が所属する学部あるいは大学院の教務担当係をいう。以下同じ。）を通じて、学生が所属する学科又は専攻等における、教育に関する事項を審議する委員会等（以下「教務委員会等」という。）の委員（以下「教務委員」という。）に別に定める「成績評価に対する確認書」（以下「確認書」という。）を提出し、確認できるものとする。

(確認依頼受付期間)

第3条 前条による確認依頼の受付期間は、成績公開日から原則として10日以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に進級、卒業又は修了の査定対象者であり、確認を行おうとする成績が進級、卒業又は修了の査定に関わる場合の受付期間は、成績公開日から原則として3日以内とする。

(確認に伴う措置)

第4条 第2条による確認依頼を受けた教務委員は、該当の授業担当教員に回答の作成を依頼し、授業担当教員からの回答を確認した上で、担当事務を通じて確認書を受理した日から、原則として10日以内に、学生に対して確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあつては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の規定によらず、教務委員が該当の授業担当である場合等、教務委員が回答の確認を行うことが相応しくない場合にあっては、学科長・専攻長等が指名する者が回答の確認を行う。

3 第1項の回答にあたっては、授業担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を採ることができる。この場合において、授業担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録しなければならない。

4 教務委員もしくは第2項に基づき学科長・専攻長等から指名された者が、成績評価に対する確認及び授業担当教員からの回答の内容を確認した結果、教務委員会等で審査すべきと判断した場合は、第5条に基づく異議申立てがあったものと同様に取り扱う。

(異議申立て)

第5条 第2条により成績評価に対する確認を行った学生は、回答内容に対して不服がある場合は、別に定める「成績評価に対する異議申立書」（以下「異議申立書」という。）を、担当事務を通じて、所属する学部又は大学院の長（以下「部局長」という。）に提出することにより、異議申立てができる

ものとする。

(異議申立て受付期間)

第6条 前条による異議申立ての受付期間は、当該学生が第2条による回答を受理した日から原則として3日以内とする。

(受付期間及び回答期間における休業日の取り扱い)

第7条 第3条第1項及び第2項、第4条第1項並びに第6条に規定する受付期間及び回答期間は、土曜日、日曜日、祝日及び職員の一斉休業日を除くものとする。

(審査)

第8条 部局長は、第5条による異議申立書を受理した場合は、教務委員会等において当該異議申立ての審査を行わせるものとする。

2 教養教育院、他学部及び他大学院が開講する成績評価に対する異議申立ての審査を行う場合、教務委員会等は、関係する組織の協力を得て、審査を行う。

3 教務委員が該当の授業担当である場合にあっては、当該の教務委員は審査に参加しないこととする。

(審査結果の報告及び対応)

第9条 委員会は、前条に係る審査を行い、その結果を、速やかに書面で部局長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた部局長は、担当事務を通じて、当該学生及び当該授業担当教員に当該結果を文書により通知する。この場合において、異議申立てを容認する結果であった場合は、授業担当教員に成績について変更する措置を行わせるものとする。

3 前項の通知は、当該学生又は当該授業担当教員が希望した場合は、電子メールにて通知することができるものとする。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年11月10日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

2 教育企画室長裁定を改め、教育高度化本部長裁定とする。

____年度 ____クォーター・期

成績評価に対する確認書

所属名			
学籍番号		学年	年
氏 名			
連絡先（電話番号）			
E-mail アドレス			
授業科目名			成績評価
授業担当教員氏名			
【確認内容】 ①確認内容の区分の数字に○をして下さい。 1. シラバスに記載されている到達目標、成績評価方法に照らし、明らかに成績評価について疑義があると思われるもの。 2. 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの。 1. の場合、②及び③について記入して下さい。 ②シラバスを添付し、疑義に当たる成績評価方法欄の記述を赤下線で明示してください。 ③シラバス内に赤下線で指摘した箇所について、疑義の内容を具体的に記述してください。 2. の場合④について記入してください。 ④担当教員の誤りであると思う内容及びそう思う理由を具体的に記述してください。			
※事務担当者記載欄	学生からの受領年月日（ ____年 ____月 ____日）		
※教務委員等記載欄	学生への回答期限年月日（ ____年 ____月 ____日）		
	確認内容の把握年月日（ ____年 ____月 ____日）		

※欄は記入しないこと。

※授業担当教員記載欄
【確認に対する回答】

※教務委員等確認欄 教員からの受領年月日（ ____年 ____月 ____日）

※教務委員等記載欄
【授業担当教員からの回答について確認結果】

※事務担当者記載欄 教務委員等からの受領年月日（ ____年 ____月 ____日）

成績評価に対する異議申立書

部 局 長 殿

所属・学年 ____類・学科第 ____年次

学生番号 ____

氏 名 ____

私が履修した科目の成績について、下記のとおり異議を申し立てます。

年度 ____期/ ____クォーター

科 目 名(クラス番号)	(____)
教 員 名	

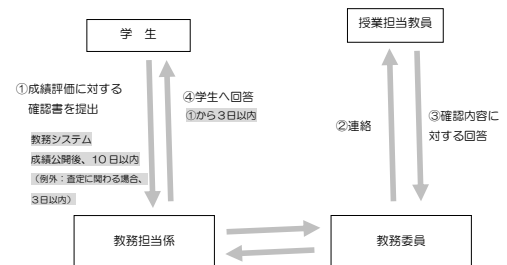
○ 上記科目の成績評価について異議を申し立てる理由

記入漏れのないよう注意すること。記入漏れがある場合は受け付けない。

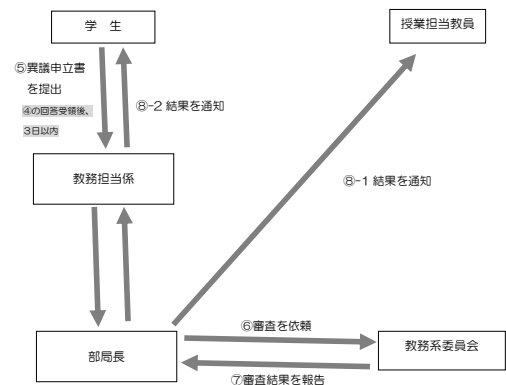
事務担当者確認欄
学生からの受領年月日（ ____年 ____月 ____日）
成績評価に対する確認書の回答日（ ____年 ____月 ____日）

成績評価に対する確認及び異議申立てスキーム

第一段階：確認



第二段階：（確認で解決しない場合）異議申立て



(5) 九州工業大学大学院生命体工学研究科学修細則

平成13年 4月 1日

九工大生命体工学研究科細則第1号

最終改正 令和7年2月27日九工大生命体工学研究科細則第1号

※ この学修細則については、令和7年度に入学した方に適用されるもので、それ以前に入学された方につきましては、その年度の学修細則をご覧ください。

九州工業大学大学院生命体工学研究科学修細則

(目的)

第1条 この細則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）の規定に基づき、九州工業大学大学院生命体工学研究科（以下「研究科」という。）の授業科目、単位数、履修方法等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業科目及び単位数)

第2条 研究科における各専攻の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の計算方法)

第2条の2 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前項各号に規定する基準により、別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学位論文の作成に関する授業科目を設定する場合において、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、必要な学修等を考慮して、単位を定める。

(履修基準)

第3条 学生は、別表2に定める基準に従って、所定の単位を履修しなければならない。

(指導教員)

第4条 学生は、指導教員から授業科目の履修、学位論文作成等の指導を受けるものとする。

(履修計画及び履修方法)

第5条 学生は、指導教員の指導により、当該年度において履修しようとする授業科目を決定し、指導

教員の承認を得て、所定の期日までに、履修申告しなければならない。所定の期日までに届け出ることにより、履修登録を取り消すことができる。

- 2 指導教員が教育上有益と認めるときは、学生は、入学後、新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度における科目の区分に従い、課程修了に必要な単位として取り扱うことができる。
- 3 他の学府の授業科目の履修を希望する学生は、当該学府の履修申告期間内に指導教員の承認を得て、所定の受講願を生命体工学研究科事務課に提出しなければならない。
- 4 指導教員が教育上有益と認めるときは、生命体工学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）の審議を経て、他の大学院の授業科目を履修することができる。
- 5 前2項の規定により、授業科目を履修し修得した単位は、15単位を限度として課程修了に必要な単位として認定することができる。ただし、学則第56条で定められた入学前の既修得単位に関する規定により単位認定された単位数と合わせて20単位を超えない範囲とする。
- 6 学生は、各年度について、合計が32単位を超える単位数の授業科目を履修申告することはできない。ただし、集中講義又はそれに準ずる形態で実施される授業科目及び別表に定める「講究、特別実験及び演習」の科目区分に属する科目については、この単位数の上限に含めない。
- 7 前項の規定にかかわらず、学生が32単位を超える授業科目の履修を希望し、かつ、指導教員が教育上有益であると認めて許可する場合、学生は、所定の手続きにより、32単位を超える授業科目を履修することができる。
- 8 指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科教授会の審議を経て、他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第5条の2 削除

（学位論文の提出）

第6条 学生は、指導教員の承認を得て、所定の期日までに生命体工学研究科長（以下「研究科長」という。）を経て学位論文を学長に提出しなければならない。

- 2 学位論文は、課程の修了に必要な単位を修得した者又は修得見込みの者でなければ提出することができない。

（成績の評価及び単位の授与）

第7条 授業科目の試験の成績は、秀又はA、優又はB、良又はC、可又はD及び不可又はFの評語を持って表示し、秀又はA、優又はB、良又はC及び可又はDを合格としたうえ、所定の単位を与える。

- 2 授業科目を履修し、試験に合格した者に所定の単位を与える。ただし、その授業時間数の3分の2以上出席しなければならない。
- 3 第2条の2第3項に規定する授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。
- 4 成績を評語で表示する場合は、次の基準によるものとする。

(1) 秀又はA（合格）	90点～100点	達成目標を十分に達成し、極めて優秀である。
(2) 優又はB（合格）	80点～89点	達成目標を十分に達成している。
(3) 良又はC（合格）	70点～79点	達成目標を達成している。
(4) 可又はD（合格）	60点～69点	達成目標を最低限度達成している。

(5) 不可又はF（不合格） 0点～59点 達成目標を達成していない。

- 5 成績評価に用いられた資料（提出レポート等）は、成績評価の妥当性を必要に応じて検証するための基礎資料として、国立大学法人九州工業大学法人文書管理規程（平成23年九工大規程第9号）別表の規定により保存期間5年の文書として扱う。
- 6 学生は、成績評価に対して不服がある場合、別に定めるところにより、確認及び異議申立てをすることができる。
- 7 既修得単位の取消し及び更新はできない。

（GPAによる総合成績の評価）

第7条の2 学生の総合的な成績は、GPA（Grade Point Average）を用いて評価する。

- 2 GPAは、学生が履修した全ての授業科目について、評価点（Grade Point）をつけ、この評価点を各々の授業科目の単位数により加重をつけて平均した値である。成績評価を評価点に換算する場合は、次の基準に従う。

90点～100点 4.0 85点～89点 3.5 80点～84点 3.0 75点～79点 2.5

70点～74点 2.0 65点～69点 1.5 60点～64点 1.0 0点～59点 0

- 3 学則第56条で定められた入学前の既修得単位に関する規定により単位認定された授業科目は、GPAの計算の対象には含めない。
- 4 同じ授業科目を異なる年度にわたって複数回履修した場合、各々の履修年度における授業科目の評価点がGPAの計算の対象となる。

（最終試験）

第8条 最終試験は、学位論文を提出した者に対して行い、学位論文を中心として、これに関連する事項について口頭又は筆答により行う。

（学位論文及び最終試験の評価）

第9条 学位論文の審査及び最終試験の成績の評価は、合格及び不合格をもって表示するものとする。

（再審査及び再試験）

第10条 学位論文の審査及び最終試験に不合格になった者は、研究科教授会の審議を経て、研究科長の承認を得たうえで、再審査及び再試験を受けることができる。

（試験における不正行為）

第11条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期に履修申告している授業科目の全部又は一部について、その成績を不可とする。学則第88条に基づく懲戒処分の対象とすることができる。

附 則（最終改正）

- 1 この細則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この細則施行前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表1（第2条関係）

大学院生命体工学研究科博士課程教育課程表

生体機能応用工学専攻・人間知能システム工学専攻 共通

共通科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
生 命 体 工 学 セ ミ ナ ー	選 択	2	1・2
グ リ ー ン イ ノ ベ ー シ ョ ン 概 論	選 択	2	1・2
ラ イ フ イ ノ ベ ー シ ョ ン 概 論	選 択	2	1・2
人 間 知 能 シ ス テ ム 概 論	選 択	2	1・2
G E ³ セ ミ ナ ー	選 択	2	1・2
環 境 学 特 論	選 択	1	1・2
S D G s 特 論	選 択	1	1・2
運 動 神 経 生 理 学 特 論	選 択	1	1・2
イ ン ス ト ラ ク シ ョ ナ ル デ ザ イ ン 特 論	選 択	1	1・2
ア ン ト レ プ レ ナ ー シ ッ プ 入 門	選 択	1	1・2
ア ン ト レ プ レ ナ ー シ ッ プ 演 習	選 択	1	1・2
デ ザ イ ン シ ン キ ン グ 入 門 演 習	選 択	1	1・2
ビ ジ ネ ス プ ラ ン 演 習	選 択	1	1・2
新 規 事 業 創 出 論	選 択	1	1・2
ベンチャービジネス創出論	選 択	1	1・2

実践科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
英 語 VII C (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 VIII B (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 IX B (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 IX D (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 X A (注 1)	選 択	1	1・2
英 語 X D (注 1)	選 択	1	1・2
選 択 英 語 2 T	選 択	1	1・2
選 択 英 語 4 T	選 択	1	1・2
日本語入門Ⅰ (Introductory JapaneseⅠ) (注2)	選 択	1	1・2
日本語入門Ⅱ (Introductory JapaneseⅡ) (注2)	選 択	1	1・2
国内インターンシップ1 (注3)	選 択	1	1・2
国内インターンシップ2 (注3)	選 択	2	1・2
大学院海外研修Ⅰ (注4・6)	選 択	1	1・2
大学院海外研修Ⅱ (注4・6)	選 択	2	1・2

大学院海外インターンシップ実習Ⅰ(注5・6)	選 択	1	1・2
大学院海外インターンシップ実習Ⅱ(注5・6)	選 択	2	1・2
大 学 院 国 際 協 働 演 習	選 択	1	1・2
インテグレーション実践演習Ⅰ	選 択	1	1・2
インテグレーション実践演習Ⅱ	選 択	1	1・2
インテグレーション実践演習Ⅲ	選 択	1	2
チームマネジメント実践演習	選 択	1	1・2

▽以下の科目は人間知能システム工学専攻の学生のみ履修できる。

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
出 稽 古 1	選 択	1	1・2
出 稽 古 2	選 択	1	1・2

注1 英語科目について

*英語科目名のⅦ～Ⅹは難易度、A～Dは技能の種別、技能種別の記号(A～D)は、以下の重点技能を表している。

A: Writing B: Reading C: Comprehensive D: Speaking

*学部を含め、単位取得済科目より下位レベルの科目は履修できない。

*どの科目から履修するかについては、各学府・研究科での掲示などで公表するので、注意すること。

注2 日本語入門(Introductory Japanese)Ⅰ及びⅡは、外国人留学生のみを対象とする。

注3 国内インターンシップ1と国内インターンシップ2を両方修得することはできない。

注4 大学院海外研修Ⅰと大学院海外研修Ⅱを両方修得することはできない。

注5 大学院海外インターンシップ実習Ⅰと大学院海外インターンシップ実習Ⅱを両方修得することはできない。

注6 大学院海外研修Ⅰ，大学院海外研修Ⅱ，大学院海外インターンシップ実習Ⅰ及び大学院海外インターンシップ実習Ⅱは，修了査定までに単位が与えられた場合のみ単位付与が認められる。

生体機能応用工学専攻

専門科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
パ ワ ー 半 導 体 デ バ イ ス	選 択	2	1・2
先 端 電 気 化 学 工 学	選 択	2	1・2
ナ ノ 材 料 と エ ネ ル ギ ー 変 換	選 択	2	1・2
パ ワ ー エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス 応 用	選 択	2	1・2
有 機 エ レ ク ト ロ ニ ッ ク ス 材 料 と デ バ イ ス	選 択	2	1・2

マイクロ分析システム	選択	2	1・2
バイオMEMS	選択	2	1・2
生体流体工学	選択	2	1・2
生体機械力学	選択	2	1・2
生体力学	選択	2	1・2
生体機能材料	選択	2	1・2
呼吸型機能材料化学	選択	2	1・2
微生物機能と化学循環	選択	2	1・2
界面機能と化学循環	選択	2	1・2
生物機能構造	選択	2	1・2
生物機能分子工学	選択	2	1・2
光機能材料と化学循環	選択	2	1・2
メカトロニクス	選択	2	1・2
マイクロ化学工学	選択	2	1・2
半導体材料とデバイス	選択	2	1・2
循環可能化学コラボレーションストーミング	選択	2	1・2
環境共生材料化学	選択	2	1・2
電解触媒工学と化学循環	選択	2	1・2
計算バイオメカニクス演習	選択	1	1・2
計測制御システム演習	選択	1	1・2
バイオインフォマティクス演習	選択	1	1・2
DAMDセミナー	選択	1	1・2
分野横断研修1	選択	1	1・2
分野横断研修2	選択	1	1・2
車載用知的情報処理	選択	2	1・2
知能・ロボット工学概論	選択	2	1・2
半導体トピックセミナー	選択	2	1・2
生命体工学総合科目1	選択	1	1・2
生命体工学総合科目2	選択	1	1・2
生命体工学総合科目3	選択	2	1・2
生命体工学総合科目4	選択	2	1・2

演習

科目名	単位区分	単位	開講年次
生体機能応用工学講究	必修	2	1～2
生体機能応用工学特別実験	必修	6	1～2

人間知能システム工学専攻
専門科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
インタラクティブセミナー	必修	2	1・2
ロボット運動学（隔年：偶数）	選択	2	1・2
生物規範工学	選択	2	1・2
人間機能代行システム	選択	1	1・2
知能集積システム	選択	1	1・2
知能マテリアルシステム	選択	1	1・2
知能デジタル集積回路	選択	1	1・2
知能機械設計演習	選択	1	1・2
コンピュータ基礎	選択	1	1・2
工学基礎	選択	1	1・2
ロボットセンシング	選択	2	1・2
機械学習基礎 1 A	選択	1	1・2
機械学習基礎 1 B	選択	1	1・2
機械学習基礎 2 A	選択	1	1・2
機械学習基礎 2 B	選択	1	1・2
脳型学習理論 A	選択	1	1・2
脳型学習理論 B	選択	1	1・2
脳型情報処理 A	選択	1	1・2
脳型情報処理 B	選択	1	1・2
脳型人工知能	選択	2	1・2
数学基礎 A	選択	2	1・2
数学基礎 B	選択	2	1・2
脳情報神経回路システム（隔年：奇数）	選択	2	1・2
数理神経工学 A	選択	1	1・2
数理神経工学 B	選択	1	1・2
分子感覚システム（隔年：偶数）	選択	2	1・2
チームマネジメント	選択	2	1・2
神経情報処理演習	選択	2	1・2
脳科学基礎	選択	2	1・2
行動認知心理学	選択	2	1・2
実験動物学	選択	2	1・2
視覚性運動制御機構	選択	2	1・2
生理心理学	選択	2	1・2
大規模神経回路計算科学	選択	2	1・2

脳活動ダイナミクスと脳情報処理	選 択	2	1・2
ヒト高次機能の脳計測	選 択	2	1・2
画像センシング・知識情報処理工学	選 択	2	1・2
人間情報感覚特論	選 択	2	1・2
車載用知的情報処理	選 択	2	1・2
知能・ロボット工学概論	選 択	2	1・2
半導体トピックセミナー	選 択	2	1・2
A I セ ミ ナ ー	選 択	2	1・2
A A R セ ミ ナ ー	選 択	1	1・2
Robot Operating System 演習	選 択	1	1・2
介護医療DX演習	選 択	1	1・2
D A M D セ ミ ナ ー	選 択	1	1・2
分野横断研修 1	選 択	1	1・2
分野横断研修 2	選 択	1	1・2
生命体工学総合科目 1	選 択	1	1・2
生命体工学総合科目 2	選 択	1	1・2
生命体工学総合科目 3	選 択	2	1・2
生命体工学総合科目 4	選 択	2	1・2
人間知能システム工学特論 1	選 択	1	1・2
人間知能システム工学特論 2	選 択	1	1・2
人間知能システム工学特論 3	選 択	1	1・2
人間知能システム工学特論 4	選 択	1	1・2

演習

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
人間知能システム工学講究	必修	2	1～2
人間知能システム工学特別実験	必修	6	1～2

生命体工学専攻

実践科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
学 外 研 究 1 (国 内)	選 択	1	1・2・3
学 外 研 究 2 (国 内)	選 択	1	1・2・3
学 外 研 究 1 (国 外)	選 択	1	1・2・3
学 外 研 究 2 (国 外)	選 択	1	1・2・3
リサーチ・ワークショップ 1	選 択	2	1・2・3
リサーチ・ワークショップ 2	選 択	2	1・2・3

出 稽 古 1	選 択	1	1・2・3
出 稽 古 2	選 択	1	1・2・3
出 稽 古 3	選 択	1	1・2・3
出 稽 古 4	選 択	1	1・2・3
英 語 テ ク ニ カ ル ラ イ テ ィ ン グ	選 択	1	1・2・3
日本語入門Ⅰ (Introductory JapaneseⅠ) (注1)	選 択	1	1・2・3
日本語入門Ⅱ (Introductory JapaneseⅡ) (注1)	選 択	1	1・2・3
インテグレーション実践演習Ⅰ	選 択	1	1・2・3
インテグレーション実践演習Ⅱ	選 択	1	1・2・3
インテグレーション実践演習Ⅲ	選 択	1	1・2・3
チームマネジメント実践演習	選 択	1	1・2・3

注1 日本語入門 (Introductory Japanese) Ⅰ 及びⅡは、外国人留学生のみを対象とする。

専門科目

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
生 命 体 工 学 セ ミ ナ ー	選 択	2	1・2・3
G E ³ セ ミ ナ ー	選 択	2	1・2・3
パ ワ ー 半 導 体 デ バ イ ス	選 択	2	1・2・3
先 端 電 気 化 学 工 学	選 択	2	1・2・3
ナ ノ 材 料 と エ ネ ル ギ ー 変 換	選 択	2	1・2・3
パ ワ ー エ レ ク ト ロ ニ ク ス 応 用	選 択	2	1・2・3
有 機 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 材 料 と デ バ イ ス	選 択	2	1・2・3
マ イ ク ロ 分 析 シ ス テ ム	選 択	2	1・2・3
バ イ オ M E M S	選 択	2	1・2・3
生 体 流 体 工 学	選 択	2	1・2・3
生 体 機 械 力 学	選 択	2	1・2・3
生 体 力 学	選 択	2	1・2・3
生 体 機 能 材 料	選 択	2	1・2・3
呼 応 型 機 能 材 料 化 学	選 択	2	1・2・3
微 生 物 機 能 と 化 学 循 環	選 択	2	1・2・3
界 面 機 能 と 化 学 循 環	選 択	2	1・2・3
生 物 機 能 構 造	選 択	2	1・2・3
生 物 機 能 分 子 工 学	選 択	2	1・2・3
光 機 能 材 料 と 化 学 循 環	選 択	2	1・2・3
メ カ ト ロ ニ ク ス	選 択	2	1・2・3
マ イ ク ロ 化 工 学	選 択	2	1・2・3
半 導 体 材 料 と デ バ イ ス	選 択	2	1・2・3

循環可能化学コラボレーションストーミング	選 択	2	1・2・3
環 境 共 生 材 料 化 学	選 択	2	1・2・3
電 解 触 媒 工 学 と 化 学 循 環	選 択	2	1・2・3
分 野 横 断 研 修 1	選 択	1	1・2・3
分 野 横 断 研 修 2	選 択	1	1・2・3
ロボット運動学（隔年：偶数）	選 択	2	1・2・3
生 物 規 範 工 学	選 択	2	1・2・3
人 間 機 能 代 行 シ ス テ ム	選 択	1	1・2・3
知 能 集 積 シ ス テ ム	選 択	1	1・2・3
知 能 マ テ リ ア ル シ ス テ ム	選 択	1	1・2・3
知 能 デ ジ タ ル 集 積 回 路	選 択	1	1・2・3
コ ン ピ ュ ー タ 基 礎	選 択	1	1・2・3
工 学 基 礎	選 択	1	1・2・3
ロ ボ ッ ト セ ン シ ン グ	選 択	2	1・2・3
機 械 学 習 基 礎 1 A	選 択	1	1・2・3
機 械 学 習 基 礎 1 B	選 択	1	1・2・3
機 械 学 習 基 礎 2 A	選 択	1	1・2・3
機 械 学 習 基 礎 2 B	選 択	1	1・2・3
脳 型 学 習 理 論 A	選 択	1	1・2・3
脳 型 学 習 理 論 B	選 択	1	1・2・3
脳 型 情 報 処 理 A	選 択	1	1・2・3
脳 型 情 報 処 理 B	選 択	1	1・2・3
脳 型 人 工 知 能	選 択	2	1・2・3
脳情報神経回路システム（隔年：奇数）	選 択	2	1・2・3
数 理 神 経 工 学 A	選 択	1	1・2・3
数 理 神 経 工 学 B	選 択	1	1・2・3
分子感覚システム（隔年：偶数）	選 択	2	1・2・3
チ ー ム マ ネ ジ メ ン ト	選 択	2	1・2・3
脳 科 学 基 礎	選 択	2	1・2・3
行 動 認 知 心 理 学	選 択	2	1・2・3
実 験 動 物 学	選 択	2	1・2・3
視 覚 性 運 動 制 御 機 構	選 択	2	1・2・3
生 理 心 理 学	選 択	2	1・2・3
大 規 模 神 経 回 路 計 算 科 学	選 択	2	1・2・3
脳活動ダイナミクスと脳情報処理	選 択	2	1・2・3
ヒ ト 高 次 機 能 の 脳 計 測	選 択	2	1・2・3
画像センシング・知識情報処理工学	選 択	2	1・2・3
人 間 情 報 感 覚 特 論	選 択	2	1・2・3

車 載 用 知 的 情 報 処 理	選 択	2	1・2・3
知 能 ・ ロ ボ ッ ト 工 学 概 論	選 択	2	1・2・3
半 導 体 ト ピ ッ ク セ ミ ナ ー	選 択	2	1・2・3
A I セ ミ ナ ー	選 択	2	1・2・3
A A R セ ミ ナ ー	選 択	1	1・2・3
Robot Operating System 演習	選 択	1	1・2・3
介 護 医 療 D X 演 習	選 択	1	1・2・3
D A M D セ ミ ナ ー	選 択	1	1・2・3
生 命 体 工 学 総 合 科 目 1	選 択	1	1・2・3
生 命 体 工 学 総 合 科 目 2	選 択	1	1・2・3
生 命 体 工 学 総 合 科 目 3	選 択	2	1・2・3
生 命 体 工 学 総 合 科 目 4	選 択	2	1・2・3
人 間 知 能 シ ス テ ム 工 学 特 論 1	選 択	1	1・2・3
人 間 知 能 シ ス テ ム 工 学 特 論 2	選 択	1	1・2・3
人 間 知 能 シ ス テ ム 工 学 特 論 3	選 択	1	1・2・3
人 間 知 能 シ ス テ ム 工 学 特 論 4	選 択	1	1・2・3

演習

科 目 名	単位区分	単位	開講年次
生 命 体 工 学 特 別 演 習	必 修	6	1～3

別表 2（第 3 条関係）生体機能応用工学専攻

授業科目		履 修 基 準
共 通 科 目		4 単位以上
実 践 科 目		3 単位以上
専 門 科 目		1 3 単位以上
演習	講 究	2 単位
	特別実験	6 単位
修了要件単位		3 0 単位以上（※）

別表 2（第 3 条関係）人間知能システム工学専攻

授業科目		履 修 基 準
共 通 科 目		4 単位以上
実 践 科 目		3 単位以上
専 門 科 目		1 3 単位以上 必修科目「インタラクティブセミナー」を取得すること
演習	講 究	2 単位
	特別実験	6 単位
修了要件単位		3 0 単位以上（※）

別表 2（第 3 条関係）生命体工学専攻

授業科目		履 修 基 準
実 践 科 目 及び 専 門 科 目		実践科目及び専門科目から 6 単位以上
特 別 演 習		6 単位
修了要件単位		1 2 単位以上

（※）博士前期課程の生体機能応用工学専攻および人間知能システム工学専攻の修了要件単位数の 30 単位を満たすためには、共通科目・実践科目・専門科目・演習それぞれの必要単位数（計 28 単位）に加え、共通科目・実践科目・専門科目のいずれかから 2 単位を修得することが必要であることに留意すること。

(6) 九州工業大学大学院生命体工学研究科における研究指導体制に関する申合せ

令和3年2月26日

生命体工学研究科教授会決定

(趣旨)

第1条 この申合せは、大学院生命体工学研究科博士前期課程及び博士後期課程における学生の研究指導体制について、必要な事項を定めるものとする。

(指導教員グループ)

第2条 指導教員グループは、主指導教員及び副指導教員で構成し、学生が専門分野の高度な知識及び研究能力等に関する基礎的素養を涵養するよう研究指導を行い、授業科目の履修に関する指導も併せて行う。

(主指導教員)

第3条 主指導教員は、指導教員グループにおいて主導的な役割を果たす。

2 主指導教員は、学生の属する課程において研究指導教員の資格を有するとともに、主として学生の所属する専攻の教育を担当する教育職員でなければならない。

(副指導教員)

第4条 副指導教員は、指導教員グループにおいて主指導教員を補佐する。

2 副指導教員は、学生の属する課程において、研究指導教員又は研究指導補助教員の資格を有しなければならない。

3 副指導教員のうち2名以上は、主として生命体工学研究科の教育を担当する教育職員でなければならない。また、このうちの少なくとも1名は、研究指導教員の資格を有しなければならない。

4 研究指導補助教員の資格のみを有する教育職員は、研究指導の補助に限り行うことができる。

(生命体工学研究科外に所属する教育職員による研究指導)

第5条 センター等に所属する教育職員のうち、生命体工学研究科の研究指導教員の資格又は研究指導補助教員の資格を有する者は、主として生命体工学研究科の教育を担当する教育職員として取り扱い、また、工学府又は情報工学府の研究指導教員の資格又は研究指導補助教員の資格を有する者は、主として工学府又は情報工学府の教育を担当する教育職員として取り扱う。

2 前条第2項の規定にかかわらず、主として工学府又は情報工学府の教育を担当する教育職員による研究指導が必要な場合、学生の属する課程の研究指導教員の資格を有する者であれば、副指導教員に加えることができ、また、博士後期課程の研究指導補助教員の資格を有する者であれば、当該課程において副指導教員に加えることができる。ただし、生命体工学研究科外の副指導教員は、指導教員グループの半数を超えてはならない。

(主指導教員の変更)

第6条 主指導教員を変更する場合、当該学生が所属する専攻の長は、速やかに生命体工学研究科長にその旨届け出なければならない。

附 則

この申合せは、令和3年4月1日から施行する。

(7) 九州工業大学大学院生命体工学研究科「Global Advanced Assistive Robotics Course」
実施要項

〔		令和元年 12月19日	〕
	大学院生命体工学研究科教授会制定		
	改正	令和3年 1月28日	
		令和4年 1月27日	
		令和5年 2月24日	
		令和7年 2月27日	

九州工業大学大学院生命体工学研究科「Global Advanced Assistive Robotics Course」
実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学大学院生命体工学研究科が実施する「Global Advanced Assistive Robotics Course」(以下「GAAR コース」という。)の授業科目、単位数、履修方法及び修了、並びに管理運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 GAAR コースに含まれる授業科目は、別表1のとおりとする。

2 前項で定める科目の単位数、成績の評価及び単位の授与は、九州工業大学学則(平成19年九工大学則第1号)及び生命体工学研究科が定める学修細則によるものとする。

(履修基準)

第3条 GAAR コースを修了するためには、学生は、以下の基準等を満たさなければならない。

(1) 別表2に定める基準に従って、所定の単位を修得すること。

(履修計画及び履修方法)

第4条 学生は、当該年度において履修しようとする授業科目については、指導教員及びGAAR コース担当教員の承認を得て、別記様式1の履修希望届を生命体工学研究科の履修申告期間内に、事務課担当係へ提出しなければならない。

2 学生は、入学後に新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度におけるGAAR コース科目区分に従い、GAAR コース修了に必要な単位として取り扱うことができるものとする。

(実行委員会)

第5条 GAAR コースの実施にあたり、その管理運営等を円滑に行うため、GAAR コース実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。実行委員会は、次の業務を行う。

(1) 授業科目及び単位数の設定に関すること。

(2) 履修基準の策定に関すること。

(3) GAAR コースを履修する学生に関すること。

(4) その他、GAAR コースの管理運営に関すること。

2 実行委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 生命体工学研究科人間知能システム工学専攻の専任の教授、准教授及び講師の中から3名

(2) 事務課担当係長

3 前項第1号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員の中から、委員の互選により選出する。

(修了審査会)

第6条 GAAR コース修了の認定を行うため、GAAR コース修了審査会（以下「修了審査会」という。）を置く。

2 前項の修了審査会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 生命体工学研究科長が指名する者

(2) 生命体工学研究科人間知能システム工学専攻の専任の教授、准教授及び講師の中から2名

(コース修了の認定)

第7条 生命体工学研究科長は、第3条に定める履修基準に従って所定の単位を修得等し、博士前期課程又は博士後期課程を修了する予定の学生について、別記様式2により修了審査会に通知するものとする。

2 修了審査会は、前項の通知を受けた学生について、修了審査会の審議を経て、博士前期課程を修了する予定の学生には博士前期課程 GAAR コース修了を、博士後期課程を修了する予定の学生には博士後期課程 GAAR コース修了を認定する。

3 修了審査会は、前項の GAAR コース修了の認定を、生命体工学研究科長に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた生命体工学研究科長は、別記様式3の修了証書を当該学生に授与する。

(学府等の学修との関係)

第8条 GAAR コースの履修及び修了の認定は、課程の修了及び学位の授与に関係しない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要項の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要項の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表 1（第 2 条関係）

授業科目名	GAAR コース 科目区分	単位数	生命体工学 研究科 科目区分	備考
人間知能システム工学特論 1 (Advanced Human Intelligence Systems 1)	必修	1	専門科目	
人間知能システム工学特論 2 (Advanced Human Intelligence Systems 2)	必修	1	専門科目	
AAR セミナー (AAR Seminar)	必修	1	専門科目	
Robot Operating System 演習 (Practicum in Robot Operating System)	選択	1	専門科目	
介護医療DX演習 (Practicum in Care and Medical DX)	選択	1	専門科目	

別表 2（第 3 条関係）

GAAR コース科目群	履修基準（前期）	履修基準（後期）
必修	専門科目 3 単位	専門科目 3 単位
選択	専門科目 1 単位以上	専門科目 1 単位以上
修了要件単位	4 単位	4 単位

別記様式 1

Year _____ Month _____ Date _____

To Graduate School of LSSE, Kyushu Institute of Technology

Applicant :

Department of _____

Student ID _____

Name _____

**Graduate School of LSSE「Global Advanced Assistive Robotics Course」
Application and Course Plan**

I would like to apply for the Global Advanced Assistive Robotics (GAAR) Course.
I understand course selection should be made after consulting with my supervisor.

Course Name	Day (Period), Duration	Instructor's Name
人間知能システム工学特論 1 (Advanced Human Intelligence Systems 1)		
人間知能システム工学特論 2 (Advanced Human Intelligence Systems 2)		
AAR セミナー (AAR Seminar)		

*Determine Course Plan, etc. after consulting with your Supervisor and GAAR Course instructor and obtaining approval.

別記様式 2

年 月 日

Global Advanced Assistive Robotics Course
コース修了審査会 殿

生命体工学研究科長

「Global Advanced Assistive Robotics Course」科目取得通知書

生命体工学研究科 _____ 専攻の学生番号 _____ 氏名 _____ は、下記の科目を取得していることに相違ありません。
また、研究科の博士前期・後期課程を _____ 年 _____ 月に修了予定であることを通知いたします。

授業科目名	成績	取得年月
人間知能システム工学特論 1 (Advanced Human Intelligence Systems 1)		
人間知能システム工学特論 2 (Advanced Human Intelligence Systems 2)		
AAR セミナー (AAR Seminar)		

別記様式 3

No.

Certificate of Completion

Name

Date of Birth

This is to certify that you have successfully completed the Global Advanced Assistive Robotics Course of Graduate School of Life Science and Systems Engineering, Kyushu Institute of Technology.

Dean of Graduate School of
Life Science and Systems Engineering
Kyushu Institute of Technology

(Date)

(Signature)

(8) 九州工業大学大学院生命体工学研究科「Global Education of Green Energy and Green Environment (GE³) Course」実施要項

令和5年 1月26日
大学院生命体工学研究科教授会制定

改正 令和5年7月27日
令和6年1月25日
令和7年2月27日

九州工業大学大学院生命体工学研究科「Global Education of Green Energy and Green Environment (GE³) Course」実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学大学院生命体工学研究科が実施する「Global Education of Green Energy and Green Environment (GE³) Course」(以下「GE³(読み:GE キュービック)コース」という。)の授業科目、単位数、履修方法及び修了、並びに管理運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 GE³コースに含まれる授業科目は、別表1のとおりとする。

2 前項で定める科目の単位数、成績の評価及び単位の授与は、九州工業大学学則(平成19年九工大学則第1号)及び生命体工学研究科が定める学修細則によるものとする。

(履修基準)

第3条 GE³コースを修了するためには、学生は、別表2に定める基準に従って、所定の単位を修得しなければならない。

(履修計画及び履修方法)

第4条 学生は、当該年度において履修しようとする授業科目については、指導教員及びGE³コース担当教員の承認を得て、別記様式1の履修希望届を生命体工学研究科の履修申告期間内に、事務課担当係へ提出しなければならない。

2 学生は、入学後に新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度におけるGE³コース科目区分に従い、GE³コース修了に必要な単位として取り扱うことができるものとする。

(実行委員会)

第5条 GE³コースの実施にあたり、その管理運営等を円滑に行うため、GE³コース実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。実行委員会は、次の業務を行う。

- (1) 授業科目及び単位数の設定に関すること。
- (2) 履修基準の策定に関すること。
- (3) GE³コースを履修する学生に関すること。
- (4) その他、GE³コースの管理運営に関すること。

2 実行委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 生命体工学研究科生体機能応用工学専攻の専任の教授、准教授及び講師の中から3名
- (2) 事務課担当係長

3 前項第1号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員の中から、委員の互選により選出する。
(修了審査会)

第6条 GE³コース修了の認定を行うため、GE³コース修了審査会（以下「修了審査会」という。）を置く。

2 前項の修了審査会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 生命体工学研究科長が指名する者

(2) 生命体工学研究科生体機能応用工学専攻の専任の教授、准教授及び講師の中から2名
(コース修了の認定)

第7条 生命体工学研究科長は、第3条に定める履修基準に従って所定の単位を修得等し、博士前期課程又は博士後期課程を修了する予定の学生について、別記様式2により修了審査会に通知するものとする。

2 修了審査会は、前項の通知を受けた学生について、修了審査会の審議を経て、博士前期課程を修了する予定の学生には博士前期課程GE³コース修了を、博士後期課程を修了する予定の学生には博士後期課程GE³コース修了を認定する。

3 修了審査会は、前項のGE³コース修了の認定を、生命体工学研究科長に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた生命体工学研究科長は、別記様式3の修了証書を当該学生に授与する。
(学府等の学修との関係)

第8条 GE³コースの履修及び修了の認定は、課程の修了及び学位の授与に関係しない。
(雑則)

第9条 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

2 九州工業大学大学院生命体工学研究科「Global Green Energy and Electronics Course」実施要項（令和元年12月19日大学院生命体工学研究科教授会制定）は、廃止する。

3 この要項の施行の際、現にGlobal Green Energy and Electronics Courseを履修する学生については、この要項によるGE³コースの履修学生とみなす。

附 則

この要項は、令和5年7月27日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要項の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

1 この要項は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要項の施行日前に入学した学生については、なお従前の例による。

別表 1 (第 2 条関係)

授業科目名	GE ³ コース 科目区分 (前期)	GE ³ コース 科目区分 (後期)	単位数	生命体工学研究科 科目区分	備考 (言語)
GE ³ セミナー	必修	選択必修	2	共通科目 (前期課程) 専門科目 (後期課程)	
学外研究 1 (国外)	---	選択必修	1	実践科目 (後期課程)	
学外研究 2 (国外)	---	選択必修	1	実践科目 (後期課程)	
リサーチ・ワークショップ 1	---	選択必修	2	実践科目 (後期課程)	
リサーチ・ワークショップ 2	---	選択必修	2	実践科目 (後期課程)	
大学院海外研修Ⅱ	選択必修	---	2	実践科目 (前期課程)	
大学院海外インターンシ ップ実習Ⅱ	選択必修	---	2	実践科目 (前期課程)	
国内インターンシップ2	選択必修	選択	2	実践科目 (前期課程)	
有機エレクトロニクス材料 とデバイス	選択	選択	2	専門科目	
半導体材料とデバイス	選択	選択	2	専門科目	
生体機械力学	選択	選択	2	専門科目	
計測制御システム演習	選択	選択	1	専門科目	
パワーエレクトロニクス応 用	選択	選択	2	専門科目	
パワー半導体デバイス	選択	選択	2	専門科目	
ナノ材料とエネルギー変換	選択	選択	2	専門科目	
先端電気化学工学	選択	選択	2	専門科目	
グリーンイノベーション概論	選択	選択	2	共通科目	
生物機能分子工学	選択	選択	2	専門科目	
環境共生材料化学	選択	選択	2	専門科目	

バイオインフォマティクス 演習	選択	選択	1	専門科目	
生物機能構造	選択	選択	2	専門科目	
微生物機能と化学循環	選択	選択	2	専門科目	

博士後期課程の学生は、「国内インターンシップ2」に代えて「学外研究1（国内）」「学外研究2（国内）」を实践科目として履修できる。

博士後期課程の学生は、コース担当教員が指定する他学府等の科目を4単位まで専門科目として履修できる。

博士後期課程の学生で、「学外研究1（国外）」、「学外研究2（国外）」、「リサーチ・ワークショップ1」、「リサーチ・ワークショップ2」を履修する場合は、コース担当教員に内容について相談すること。

別表2（第3条関係）

GE ³ コース科目群	履 修 基 準 (前 期)	履 修 基 準 (後 期)
必修	2 単位	---
選択必修	2 単位	2 単位
選択	6 単位以上	4 単位以上
修了要件単位	10 単位以上	6 単位以上

別記様式 1

Year _____ Month _____ Day _____

To Graduate School of LSSE, Kyushu Institute of Technology

Applicant:

Department of _____

Student ID _____

Name _____

**Graduate School of LSSE “Global Education of Green Energy and Green Environment (GE³) Course”
Application and Course Plan**

I would like to apply for the Global Education of Green Energy and Green Environment (GE³) Course. I understand course selection should be made after consulting with my supervisor.

Course Name	Day (Period), Term	Instructor's Name
GE ³ Seminar		
Advanced Overseas Study 2 or Advanced Overseas Internship or Domestic Internship 2		

* Determine Course Plan, etc. after consulting with your Supervisor and GE³ Course instructor and obtaining approval.

別記様式 2

年 月 日

Global Education of Green Energy and Green Environment Course コース
修了審査会 殿

生命体工学研究科長

「Global Education of Green Energy and Green Environment Course」
科目取得通知書

生命体工学研究科 _____ 専攻の学生番号 _____ 氏名 _____ は、
下記の科目を取得していることに相違ありません。
また、研究科の博士前期・後期課程を _____ 年 _____ 月に修了予定であることを通知いたします。

授業科目名	成績	取得年月
GE ³ セミナー		
大学院海外研修Ⅱ または 大学院 海外インターンシップ実習Ⅱ ま たは 国内インターンシップⅡ		

別記様式 3
No.

Certificate of Completion

Name

Date of Birth

This is to certify that you have successfully completed the Global Education of Green Energy and Green Environment Course during enrollment in the (Master's or Doctoral) Program of Graduate School of Life Science and Systems Engineering, Kyushu Institute of Technology.

Dean of Graduate School of
Life Science and Systems Engineering,
Kyushu Institute of Technology

(Date)

(Signature)

(9) 九州工業大学大学院生命体工学研究科

「Development of Advanced Medical and Diagnostic Technologies Course」実施要項

令和7年 2月27日
大学院生命体工学研究科教員会制定

九州工業大学大学院生命体工学研究科「Development of Advanced Medical and Diagnostic Technologies Course」実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学大学院生命体工学研究科が実施する「Development of Advanced Medical and Diagnostic Technologies Course」(以下「DAMD コース」という。)の授業科目、単位数、履修方法 及び修了、並びに管理運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 DAMD コースに含まれる授業科目は、別表1のとおりとする。

2 前項で定める科目の単位数、成績の評価及び単位の授与は、九州工業大学学則(平成19年九工大学則第1号)及び生命体工学研究科が定める学修細則によるものとする。

(履修基準)

第3条 DAMD コースを修了するためには、学生は、以下の基準等を満たさなければならない。

(1) 別表2に定める基準に従って、所定の単位を修得すること。

(履修計画及び履修方法)

第4条 学生は、当該年度において履修しようとする授業科目については、指導教員及びDAMD コース担当教員の承認を得て、別記様式1の履修希望届を生命体工学研究科の履修申告期間内に、事務課担当係へ提出しなければならない。

2 学生は、入学後に新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度におけるDAMD コース科目区分に従い、DAMD コース修了に必要な単位として取り扱うことができるものとする。

(実行委員会)

第5条 DAMD コースの実施にあたり、その管理運営等を円滑に行うため、DAMD コース実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。実行委員会は、次の業務を行う。

(1) 授業科目及び単位数の設定に関すること。

(2) 履修基準の策定に関すること。

(3) DAMD コースを履修する学生に関すること。

(4) その他、DAMD コースの管理運営に関すること。

2 実行委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 生命体工学研究科の専任の教授、准教授及び講師の中から3名

(2) 事務課担当係長

3 前項第1号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員の中から、委員の互選により選出する。

(修了審査会)

第6条 DAMD コース修了の認定を行うため、DAMD コース修了審査会(以下「修了審査会」という。)を置く。

2 前項の修了審査会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 生命体工学研究科長が指名する者

(2) 生命体工学研究科の専任の教授、准教授及び講師の中から2名

(コース修了の認定)

第7条 生命体工学研究科長は、第3条に定める履修基準に従って所定の単位を修得等し、博士前期課程又は博士後期課程を修了する予定の学生について、別記様式2により修了審査会に通知するものとする。

2 修了審査会は、前項の通知を受けた学生について、修了審査会の審議を経て、博士前期課程を修了する予定の学生には博士前期課程 DAMD コース修了を、博士後期課程を修了する予定の学生には博士後期課程 DAMD コース修了を認定する。

- 3 修了審査会は、前項の DAMD コース修了の認定を、生命体工学研究科長に通知するものとする。
- 4 前項の通知を受けた生命体工学研究科長は、別記様式 3 の修了証書を当該学生に授与する。
(学府等の学修との関係)

第 8 条 DAMD コースの履修及び修了の認定は、課程の修了及び学位の授与に関係しない。
(雑則)

第 9 条 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

授業科目名	DAMD コース 科目区分	単位数	生命体工学 研究科 科目区分	備考
DAMD セミナー (DAMD Seminar)	必修	1	専門科目	
DAMD 共創ストーミング (Collaborative Brainstorming on DAMD)	必修	1	専門科目	2026 年度より開講予定
分野横断研修 1 (Interdisciplinary training 1)	選択	1	専門科目	
分野横断研修 2 (Interdisciplinary training 2)	選択	1	専門科目	
大学院海外研修Ⅱ (Advanced Overseas Study Ⅱ)	選択	2	実践科目 (博士前期課程)	
学外研究 1 (国外) (International Extra-Mural Studies 1)	選択	1	実践科目 (博士後期課程)	
ライフイノベーション概論 (Introduction to Life Innovation)	選択	2	共通科目	
生体機能材料 (Functional Biomaterials)	選択	2	専門科目	
呼応型機能材料化学 (Harmonic Functional Materials Chemistry)	選択	2	専門科目	
マイクロ分析システム (Micro total analysis systems)	選択	2	専門科目	
生体流体力学 (Biofluid Engineering)	選択	2	専門科目	
生体機械力学 (Biomechanical Dynamics)	選択	2	専門科目	
生体力学 (Biomechanics)	選択	2	専門科目	
バイオMEMS (Bio-MEMS)	選択	2	専門科目	
人間機能代行システム (Human Function Substitution System)	選択	1	専門科目	
微生物機能と化学循環 (Clean Cycle Chemistry based on Microbial Functions)	選択	2	専門科目	
生物機能分子工学 (Biofunctional Molecular Engineering)	選択	2	専門科目	
脳科学基礎 (Basic Neuroscience)	選択	2	専門科目	
数理神経工学B (Mathematical Neurophysiology B)	選択	1	専門科目	
脳型情報処理A (Brain-Inspired Information Processing A)	選択	1	専門科目	

別表 2 (第 3 条関係)

DAMD コース科目群	履修基準 (博士前期課程)	履修基準 (博士後期課程)
必修	2 単位	2 単位
選択	4 単位以上	4 単位以上
修了要件単位	6 単位	6 単位

別記様式 1

Year ____ Month ____ Date ____

To Graduate School of LSSE, Kyushu Institute of Technology

Applicant :

Department of _____

Student ID _____

Name _____

**Graduate School of LSSE 「Development of Advanced Medical and Diagnostic Technologies Course」
Application and Course Plan**

I would like to apply for the Development of Advanced Medical and Diagnostic Technologies (DAMD) Course.
I understand course selection should be made after consulting with my supervisor.

Course Name	Day (Period), Duration	Instructor's Name
DAMD セミナー (DAMD Seminar)		
DAMD 共創ストーミング (Collaborative Brainstorming on DAMD)		

*Determine Course Plan, etc. after consulting with your Supervisor and DAMD Course instructor and obtaining approval.

別記様式 2

年 月 日

Development of Advanced Medical and Diagnostic Technologies Course
コース修了審査会 殿

生命体工学研究科長

「Development of Advanced Medical and Diagnostic Technologies Course」科目取得通知書

生命体工学研究科 _____ 専攻の学生番号 _____ 氏名 _____ は、下記の科目を取得していることに相違ありません。
また、研究科の博士前期・後期課程を ____ 年 ____ 月に修了予定であることを通知いたします。

授業科目名	成績	取得年月
DAMD セミナー (DAMD Seminar)		
DAMD 共創ストーミング (Collaborative Brainstorming on DAMD)		

別記様式 3
No.

Certificate of Completion

Name

Date of Birth

This is to certify that you have successfully completed the Development of Advanced Medical and Diagnostic Technologies Course of Graduate School of Life Science and Systems Engineering, Kyushu Institute of Technology.

Dean of Graduate School of
Life Science and Systems Engineering
Kyushu Institute of Technology

(Date)

(Signature)

(10) 九州工業大学大学院生命体工学研究科「循環可能化学コース (Clean Cycle Chemistry Course)」実施要項

〔 令和 2 年 1 月 2 6 日 〕
大学院生命体工学研究科教授会制定
改正 令和 3 年 1 月 2 8 日
令和 4 年 1 月 2 7 日
令和 5 年 1 月 2 6 日
令和 7 年 2 月 2 7 日

九州工業大学大学院生命体工学研究科「循環可能化学コース (Clean Cycle Chemistry Course)」実施要項

(趣旨)

第 1 条 この要項は、九州工業大学大学院生命体工学研究科が実施する博士前期課程の学生を対象とした「循環可能化学コース (Clean Cycle Chemistry Course)」(以下「tri-C コース」という。)の授業科目、単位数、履修方法及び修了、並びに管理運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第 2 条 tri-C コースに含まれる授業科目は、別表 1 のとおりとする。

2 前項で定める科目の単位数、成績の評価及び単位の授与は、九州工業大学学則(平成 19 年九工大学則第 1 号)及び生命体工学研究科が定める学修細則によるものとする。

(履修基準)

第 3 条 tri-C コースを修了するためには、学生は、別表 2 に定める基準に従って、所定の単位を修得しなければならない。

(履修計画及び履修方法)

第 4 条 学生は、当該年度において履修しようとする授業科目については、指導教員及び tri-C コース担当教員の承認を得て、別記様式 1 の履修希望届を生命体工学研究科の履修申告期間内に、事務課担当係へ提出しなければならない。

2 学生は、入学後に新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度における tri-C コース科目区分に従い、tri-C コース修了に必要な単位として取り扱うことができるものとする。

(実行委員会)

第 5 条 tri-C コースの実施にあたり、その管理運営等を円滑に行うため、tri-C コース実行委員会(以下「実行委員会」という。)を置く。実行委員会は、次の業務を行う。

- (1) 授業科目及び単位数の設定に関すること。
- (2) 履修基準の策定に関すること。
- (3) tri-C コースを履修する学生に関すること。
- (4) その他、tri-C コースの管理運営に関すること。

2 実行委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 生命体工学研究科生体機能応用工学専攻の専任の教授、准教授及び講師の中から 3 名
- (2) 事務課担当係長

3 前項第 1 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、第 2 項第 1 号の委員の中から、委員の互選により選出する。

(修了審査会)

第 6 条 tri-C コース修了の認定を行うため、tri-C コース修了審査会(以下「修了審査会」という。)を置く。

2 前項の修了審査会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 生命体工学研究科長が指名する者

(2) 生命体工学研究科生体機能応用工学専攻の専任の教授，准教授及び講師の中から2名

(コース修了の認定)

第7条 生命体工学研究科長は，第3条に定める履修基準に従って所定の単位を修得等し，博士前期課程を修了する予定の学生について，別記様式2により修了審査会に通知するものとする。

2 修了審査会は，前項の通知を受けた学生について，修了審査会の審議を経て，tri-Cコース修了を認定する。

3 修了審査会は，前項のtri-Cコース修了の認定を，生命体工学研究科長に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた生命体工学研究科長は，別記様式3の修了証書を当該学生に授与する。

(学府等の学修との関係)

第8条 tri-Cコースの履修及び修了の認定は，課程の修了及び学位の授与に関係しない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるほか，必要な事項は別に定める。

附 則 (改正)

この要項は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は，令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この要項は，令和5年4月1日から施行する。

2 この要項の施行日前に入学した学生については，なお従前の例による。

附 則

1 この要項は，令和7年4月1日から施行する。

2 この要項の施行日前に入学した学生については，なお従前の例による。

別表 1（第 2 条関係）

授業科目名	tri-C コース科目区分	単位数	生命体工学研究科科目区分	備考（言語）
循環可能化学コラボレーションストーミング	必修	2	専門科目	
界面機能と化学循環	必修	2	専門科目	
微生物機能と化学循環	必修	2	専門科目	
光機能材料と化学循環	必修	2	専門科目	
電解触媒工学と化学循環	必修	2	専門科目	

別表 2（第 3 条関係）

Tri-C コース科目群	履 修 基 準
必修	10 単位
修了要件単位	10 単位

別記様式 1

年 月 日

生命体工学研究科長 殿

申請者 所属

学籍番号

氏名

「循環可能化学コース」履修申請及び履修計画書

私は「循環可能化学コース」の履修を申請いたします。履修計画（受講希望科目等）は下記のとおりです。

授業科目名	曜日・時限、期間	担当教員名
循環可能化学コラボレーションストーミング		
界面機能と化学循環		
微生物機能と化学循環		
光機能材料と化学循環		
電解触媒工学と化学循環		

別記様式 2

年 月 日

循環可能化学コース修了審査会 殿

生命体工学研究科長

「循環可能化学コース」科目取得通知書

生命体工学研究科 専攻の学生番号 氏名 は、下記の科目を取得していることに相違ありません。
また、研究科の博士前期を 年 月に修了予定であることを通知いたします。

授業科目名	成績	取得年月
循環可能化学コラボレーションストーミング		
界面機能と化学循環		
微生物機能と化学循環		
光機能材料と化学循環		
電解触媒工学と化学循環		

別記様式 3
第 号

修了証書

氏 名
生年月日

あなたは九州工業大学大学院生命体工学研究科

循環可能化学コースを修了されましたので

ここに修了証書を授与します

年 月 日

九州工業大学大学院
生命体工学研究科長
〇〇〇〇 印

(11) 九州工業大学グローバルエンジニア養成コース実施要項

平成28年 3月24日
教育高度化本部長裁定

最終改正 令和 7年 2月27日

九州工業大学グローバルエンジニア養成コース実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）及び各学部、各学府又は研究科（以下「各学府等」という。）が定める学修細則（以下「学則等」という。）の規定に基づき、九州工業大学が実施するグローバルエンジニア養成コース（以下「GEコース」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 GEコースの授業科目は、別表1に定める履修課程表のとおりとする。

2 前項で定める授業科目の単位数、成績の評価及び単位の授与は、学則等によるものとする。

3 GEコースの履修期間は、学部1年次から大学院博士前期課程2年次までの6年間とする。

4 別表1履修課程表の適用年度について、学部生は学部入学年度、大学院生は大学院入学年度とする。

(修了要件)

第3条 GEコースを修了するためには、学部及び大学院在学時において別表2及び別表3に定める修了要件を満たさなければならない。

(修了者の決定)

第4条 GEコースの修了者は、前条に掲げる修了要件を満たすとともに、各学部、学府等による審査を経て、GCE教育推進室において決定する。

2 学長は、前項においてGEコースを修了認定された者等に対し、別表2に定める修了証書を授与する。

(各学部及び各学府等の学修との関係)

第5条 GEコースの履修及び修了の認定は、各学部の課程卒業及び各学府等の課程修了並びにそれぞれの学位の授与に影響を与えない。

(授業科目の追加)

第6条 別表1に定める履修課程表に新たに授業科目が追加されたとき、GEコースを履修中の学生が当該授業科目を修得した場合、それを修了要件の一部として認めることがで

きる。

2 授業科目が新たに追加される場合，速やかにそれを周知する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるほか，必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正）

この要項は，令和7年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

グローバルエンジニア養成コース履修課程表 (工学部)

科目区分	学科 (コース)	授業科目	単位数
グローバル 教養科目	全学科	異文化間コミュニケーション論	1
		言語類型論	1
		西洋近現代史	1
		東南アジア文化論	1
		心理適応論	1
		東アジア論	1
		国際関係論	1
		国際経済論	1
		国際経営論	1
		サステナビリティ論	1
		日本近現代史	1
		I C T と現代社会論	1
		科学コミュニケーション論	1
		市民社会論	1
		現代健康論	1
		ジェンダー論	1
語学科目	建設社会工学科	技術英語	1
	機械知能工学科 (知能制御工学コース)	科学技術英語	1
	機械知能工学科 (機械工学コース)	機械系学生のための英文理解と表現	1
	宇宙システム工学科	専門英語 I	1
		専門英語 II	1
	電気電子工学科	専門英語	1
	応用化学科	科学英語 I	1
		科学英語 II	1
	マテリアル工学科	専門英語	1
アントレプレナーシップ科目	全学科	自己探求・アントレプレナーシップ入門	1
		アイデア創出・思考法入門	1
		事業創造・スタートアップ入門	1
GCE 専門科目	建設社会工学科	総合ランドスケープ演習	1
		測量学実習	1
		建設工学実験 I	1
		建設工学実験 II	1
		建築設計製図基礎	2
		建築設計製図 I	2
		建築設計製図 II	2
		建築設計製図 III	2
	機械知能工学科 (知能制御工学コース)	学外見学実習	1
		制御工学 P B L I	1
		制御工学 P B L II	1
		制御工学 P B L III	1
		制御数学演習	1

		制御系解析演習	1
		制御系構成論Ⅰ演習	1
	機械知能工学科 (機械工学コース)	機械工学PBL	1
		学外工場実習	1
		学外見学実習	1
		機械工学実験Ⅰ	1
		機械工学実験Ⅱ	1
		設計製図Ⅰ	1
		設計製図Ⅱ	1
		機械工作法実習	1
	宇宙システム工学科	宇宙システム工学入門	1
		宇宙システム利用	2
		宇宙システム環境	2
		システム工学	2
		システム工学演習	2
		宇宙工学実験	1
		宇宙工学PBL	1
		学外工場実習	1
		学外見学実習	1
	電気電子工学科	電気電子工学PBL実験	2
		電気電子工学実験ⅢA	1
		電気電子工学実験ⅢB	1
		学外工場実習見学	1
		電子回路応用演習	1
		プログラミングⅠ	1
		電磁気学演習	1
		電気回路演習	1
	応用化学科	応用化学自由研究	1
		応用化学実験B・PBL	2
		応用化学実験C	2
		見学実習	1
	マテリアル工学科	マテリアル工学入門	2
		フロンティア工学実習	1
		マテリアル基礎実験	1
		マテリアル工学PBL	1
		見学実習	1
GCE 実践科目	全学科	海外研修Ⅰ	1
		海外研修Ⅱ	2
		海外インターンシップ実習Ⅰ	1
		海外インターンシップ実習Ⅱ	2
		国際協働演習	1

グローバルエンジニア養成コース履修課程表（情報工学部）

科目区分	学科	授業科目	単位数
グローバル 教養科目	全学科	異文化間コミュニケーション論	1
		言語類型論	1
		西洋近現代史	1
		東南アジア文化論	1
		心理適応論	1
		東アジア論	1
		国際関係論	1
		国際経済論	1
		国際経営論	1
		サステイナビリティ論	1
		日本近現代史	1
		I C Tと現代社会論	1
		科学コミュニケーション論	1
		市民社会論	1
		現代健康論	1
		ジェンダー論	1
語学科目	全学科	英語ⅦA	1
		英語ⅦB	1
		英語ⅦC	1
		英語ⅦD	1
		英語ⅧA	1
		英語ⅧB	1
		英語ⅧD	1
		英語ⅨA	1
		英語ⅨB	1
		英語ⅨD	1
アントレプレナーシップ科目	全学科	自己探求・アントレプレナーシップ入門	1
		アイデア創出・思考法入門	1
		事業創造・スタートアップ入門	1
GCE 専門科目	知能情報工学科	キャリア形成概論	2
		情報技術者倫理	2
		知能情報工学実験演習Ⅰ	2
		知能情報工学実験演習Ⅱ	2
	情報・通信工学科	キャリア形成概論	2
		情報技術者倫理	2
		情報通信工学実験Ⅱ	2
		情報通信工学実験Ⅲ	2
	知的システム工学科	キャリア形成概論	2
		知的システム工学実験演習Ⅰ	1
		ロボティクス基礎	2
		システム制御基礎	2
		機械システム基礎	1
		知的システム工学実験演習Ⅱ	1

		知的システム工学実験演習Ⅲ	1
		ロボティクス応用	2
		システム制御応用	2
		デザイン基礎	1
		システムデザイン実践演習	1
		機械システム演習	1
	物理情報工学科	キャリア形成概論	2
		ネットワークプログラミングP	2
		物理情報工学実験Ⅱ	2
		電子物理情報実験	2
		生物物理情報実験	2
		コンピュータグラフィックスP	2
	生命化学情報工学科	キャリア形成概論	2
		情報技術者倫理	2
		生命化学情報工学実験Ⅱ	2
		生命化学情報工学実験Ⅲ	2
GCE 実践科目	全学科	海外研修Ⅰ	1
		海外研修Ⅱ	2
		海外インターンシップ実習Ⅰ	1
		海外インターンシップ実習Ⅱ	2
		国際協働演習	1

グローバルエンジニア養成コース履修課程表（大学院工学府）

科目区分	専攻	授業科目	単位数
上級 グローバル 教養科目	工学専攻	環境学特論	1
		経営学特論A	1
		経営学特論B	1
		歴史学特論	1
		ダイバーシティ特論	1
		教育社会学特論	1
		心理学特論	1
		SDGs 特論	1
		運動神経生理学特論	1
		科学技術社会特論	1
		アントレプレナーシップ入門	1
		アントレプレナーシップ演習	1
		デザインシンキング入門演習	1
		ビジネスプラン演習	1
		新規事業創出論	1
		ベンチャービジネス創出論	1
上級 語学科目	工学専攻	英語ⅦC	1
		英語ⅦD	1
		英語ⅧA	1
		英語ⅧD	1
		英語ⅨA	1
		英語ⅨD	1
		英語ⅩA	1
		英語ⅩB	1
上級 GCE 実践科目	工学専攻	大学院海外研修Ⅰ	1
		大学院海外研修Ⅱ	2
		大学院海外インターンシップ実習Ⅰ	1
		大学院海外インターンシップ実習Ⅱ	2
		大学院国際協働演習	1

グローバルエンジニア養成コース履修課程表（大学院情報工学府）

科目区分	専攻	授業科目	単位数
上級 グローバル 教養科目	情報創成工学専攻	情報社会学	1
		ネットワーク経済学	1
		言語学特論	1
		環境学特論	1
		多文化共生特論	1
		国際関係特論	1
		スポーツ情報学特論	1
		SDGs 特論	1
		ダイバーシティ特論	1
		インストラクショナルデザイン特論	1
		経営戦略特論	1
		企業経営システム特論	1
		新規事業創出論	1
		ベンチャービジネス創出論	1
上級 語学科目	情報創成工学専攻	英語ⅦA	1
		英語ⅦD	1
		英語ⅧB	1
		英語ⅧD	1
		英語ⅨB	1
		英語ⅨD	1
		英語ⅩA	1
		英語ⅩB	1
		英語ⅩD	1
上級 GCE 実践科目	情報創成工学専攻	大学院海外研修Ⅰ	1
		大学院海外研修Ⅱ	2
		大学院海外インターンシップ実習Ⅰ	1
		大学院海外インターンシップ実習Ⅱ	2
		大学院国際協働演習	1

グローバルエンジニア養成コース履修課程表（大学院生命体工学研究科）

科目区分	専攻	授業科目	単位数
上級 グローバル 教養科目	全専攻	環境学特論	1
		SDGs 特論	1
		運動神経生理学特論	1
		インストラクショナルデザイン特論	1
		アントレプレナーシップ入門	1
		アントレプレナーシップ演習	1
		デザインシンキング入門演習	1
		ビジネスプラン演習	1
		新規事業創出論	1
		ベンチャービジネス創出論	1
上級 語学科目	全専攻	英語ⅦC	1
		英語ⅧB	1
		英語ⅨB	1
		英語ⅨD	1
		英語ⅩA	1
		英語ⅩD	1
上級 GCE 実践科目	全専攻	大学院海外研修Ⅰ	1
		大学院海外研修Ⅱ	2
		大学院海外インターンシップ実習Ⅰ	1
		大学院海外インターンシップ実習Ⅱ	2
		大学院国際協働演習	1

※授業科目名は、学年進行等により、変更となることがあります。

別表 2 (第 3 条及び第 4 条第 2 項関係)

グローバルエンジニア養成コース修了要件、修了要件単位数及び得られる修了証

学部・大学院	科目区分及び要件	単位数	備考	修了証の種類	
学 部	グローバル教養科目	2	各学部で指定するグローバル教養科目の中から 2 単位以上を修得すること	① 学部レベル修了証	③ グローバルエンジニア養成コース修了証
	語学科目	1	各学部で指定する語学科目の中から 1 単位以上を修得すること		
	アントレプレナーシップ科目	1	各学部で指定するアントレプレナーシップ科目の中から 1 単位以上を修得すること		
	GCE 専門科目	6	各学科で指定する GCE 専門科目の中から 6 単位以上を修得すること		
	GCE 実践科目	1	各学部で指定する GCE 実践科目の中から 1 単位以上を修得すること		
	プロジェクト研究		各学科で指定するプロジェクト研究(別表 3)を修了していること		
	学部の卒業判定		学部の卒業判定に合格していること		
学部の修了要件単位数		11			
大学院	上級グローバル教養科目	2	各学府等で指定する上級グローバル教養科目の中から 2 単位以上を修得すること	② 大学院レベル修了証	
	上級語学科目	1	各学府等で指定する上級語学科目の中から 1 単位以上を修得すること		
	上級 GCE 実践科目	1	各学府等で指定する上級 GCE 実践科目の中から 1 単位以上を修得すること		
	大学院の修了判定		大学院の修了判定に合格していること		
大学院の修了要件単位数		4			
英語能力試験のスコア			本学在学中に TOEIC600 点相当以上を取得すること	※	

※ ①学部レベル修了証を既に授与されていて、さらに②大学院レベル修了証と③グローバルエンジニア養成コース修了証の両方の要件を同時に満たした場合は、③の修了証のみを授与する。

別表3（第3条関係）
プロジェクト研究（工学部）

学科	プロジェクト研究
建設社会	建設社会プレ研究(3年後期, 選択) 卒業研究(4年通年, 必修)
機械知能(機械)	機械系 GE 教育入門(3年後期, 選択) 卒業研究(4年通年, 必修)
機械知能(知能制御)	知能制御応用(3年前期, 選択) 制御工学 PBLⅢ(3年後期, 必修) 卒業研究(4年通年, 必修)
宇宙システム	研究室インターンシップ(3年後期, 選択) 卒業研究(4年通年, 必修)
電気電子	電気電子プレ研究(3年後期, 選択) 卒業研究(4年通年, 必修)
応用化学	応用化学基礎研究Ⅰ又は応用化学基礎研究Ⅱ (3年後期, 選択) 卒業研究(4年通年, 必修)
マテリアル	マテリアル工学 PBL(3年後期, 必修) 卒業研究(4年通年, 必修)

注：早期卒業の場合の卒業研究は、特別卒業研究をもって代えるものとする。

注：飛び級により3年次退学のうえ、大学院へ進学する場合は、卒業研究の修得を要しない。

プロジェクト研究（情報工学部）

学科	プロジェクト研究
知能情報	知能情報工学プロジェクト(3年後期, 必修) 卒業研究(4年通年, 必修)
情報・通信	情報通信工学プロジェクト研究(3年後期, 必修) 卒業研究(4年通年, 必修)
知的システム	知的システム工学実験演習Ⅳ(3年後期, 必修) 卒業研究(4年通年, 必修)
物理情報	物理情報セミナー(3年後期, 必修) 卒業研究(4年通年, 必修)
生命化学情報	生命化学情報工学プロジェクト研究(3年後期, 必修) 卒業研究(4年通年, 必修)

注：早期卒業の場合の卒業研究は、特別卒業研究をもって代えるものとする。

注：飛び級により3年次退学のうえ、大学院へ進学する場合は、卒業研究の修得を要しない。

(12) 九州工業大学大学院

「グリーンイノベーションリーダー育成コース」実施要項

〔平成24年 3月 6日
教育高度化本部長裁定〕

改正 令和 6年 2月20日

九州工業大学大学院グリーンイノベーションリーダー育成コース実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学大学院工学府及び生命体工学研究科が連携して実施するグリーンイノベーションリーダー育成コース（以下「育成コース」という。）の授業科目、単位数、履修方法及び修了、並びに管理運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 育成コースに含まれる授業科目は、別表1のとおりとする。

2 前項で定める科目の単位数、成績の評価及び単位の授与は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）及び九州工業大学大学院工学府又は生命体工学研究科（以下「学府等」という。）が定める学修細則によるものとする。

(履修基準)

第3条 育成コースを修了するためには、学生は、以下の基準等を満たさなければならない。

- (1) 別表2に定める基準に従って、所定の単位を履修すること。
- (2) インターンシップへ参加すること。
- (3) コーヒーポット型コラボワークへ参加すること。

(履修計画及び履修方法)

第4条 学生は、当該年度において履修しようとする授業科目については、指導教員及び育成コース担当教員の承認を得て、別記様式1の履修希望届を所属する学府等の履修申告期間内に、自らが所属する教務担当係へ提出しなければならない。

2 学生は、他の学府等の授業科目の履修にあたっては、前項に定める提出のほか、当該他の学府等の履修申告期間内に、所定の受講願を当該他の学府等の教務担当係に提出しなければならない。

3 学生は、入学後に新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度における授業科目の区分に従い、育成コース修了に必要な単位として取り扱うことができるものとする。

4 育成コース履修希望届の提出者が多数の場合は、育成コースの履修を認めないことがある。

(実行委員会)

第5条 育成コースの実施にあたり、その管理運営等を円滑に行うため、育成コース実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。実行委員会は、次の業務を行う。

- (1) 授業科目及び単位数の設定に関すること。
- (2) 履修基準の策定に関すること。
- (3) 育成コースを履修する学生に関すること。
- (4) その他、育成コースの管理運営に関すること。

2 実行委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 工学研究院の専任の教授、准教授及び講師の中から推薦された者2名
- (2) 生命体工学研究科の専任の教授、准教授及び講師の中から推薦された者2名
- (3) 教育支援課長

- 3 前項第1号及び第2号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長を置き、第2項第1号及び第2号の委員の中から、委員の互選により選出する。

(修了審査会)

第6条 育成コース修了の認定を行うため、育成コース修了審査会（以下「修了審査会」という。）を置く。

- 2 前項の修了審査会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 工学研究院の専任の教授、准教授及び講師の中から推薦された者2名
- (3) 生命体工学研究科の専任の教授、准教授及び講師の中から推薦された者2名

(コース修了の認定)

第7条 学府等の長は、学府等において、第3条に定める履修基準に従って所定の単位を修得等し、学府等の博士前期課程又は博士後期課程を修了する予定の学生について、別記様式2により修了審査会に通知するものとする。

- 2 修了審査会は、前項の通知を受けた学生について、修了審査会の審議を経て、博士前期課程を修了する予定の学生には博士前期課程育成コース修了を、博士後期課程を修了する予定の学生には育成コース修了を認定する。

- 3 修了審査会は、前項の育成コース修了の認定を、学府等の長に通知するものとする。

- 4 前項の通知を受けた学府等の長は、別記様式3の修了証書を当該学生に授与する。

(学府等の学修との関係)

第8条 育成コースの履修及び修了の認定は、学府等の課程の修了及び学位の授与に関係しない。

(雑則)

第9条 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正）

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

授 業 科 目 名		単 位 数	科 目 区 分 等		備 考
エコマネジメント基礎科目群					
MOT特論		2	工学府工学専攻 教養科目群	上級教養 科目	
知的財産論		2	工学府工学専攻 教養科目群	上級教養 科目	
経営学特論A		1	工学府工学専攻 教養科目群	上級教養 科目	
経営学特論B		1	工学府工学専攻 教養科目群	上級教養 科目	
先端電気工学特論		2	工学府工学専攻 専門科目群	専門科目	
グリーンイノベーション 概論		2	生命体工学研究科各専攻 共通科目	共通科目	
GE ³ セミナー		2	生命体工学研究科各専攻 共通科目	共通科目	
環境学特論		1	工学府工学専攻 教養科目群	上級教養 科目	
			生命体工学研究科各専攻 共通科目	共通科目	
SDGs 特論		1	工学府工学専攻 教養科目群	上級教養 科目	
			生命体工学研究科各専攻 共通科目	共通科目	
歴史学特論		1	工学府工学専攻 教養科目群	上級教養 科目	
省エネ診断員養成講座		-	-	-	
グ リ ン イ ノ ベ ー シ ョ ン	電気エネルギーマネジメントモジュール群				
	電気材料特論	2	工学府工学専攻 専門科目群	専門科目	
	電気エネルギー変換 工学特論	2	工学府工学専攻 専門科目群	専門科目	
	電力制御特論	2	工学府工学専攻 専門科目群	専門科目	
	電力エネルギー特論	2	工学府工学専攻 専門科目群	専門科目	
	持続可能社会モジュール群				
	生物機能構造	2	生命体工学研究科生体機 能応用工学専攻	専門科目	

モジュール群	生物機能分子工学	2	生命体工学研究科生体機能応用工学専攻	専門科目	
	環境共生材料化学	2	生命体工学研究科生体機能応用工学専攻	専門科目	
	環境親和型エネルギー変換モジュール群				
	パワー半導体デバイス	2	生命体工学研究科生体機能応用工学専攻	専門科目	
	パワーエレクトロニクス応用	2	生命体工学研究科生体機能応用工学専攻	専門科目	
	メカトロニクス	2	生命体工学研究科生体機能応用工学専攻	専門科目	
	半導体材料とデバイス	2	生命体工学研究科生体機能応用工学専攻	専門科目	

別表 2（第 3 条関係）

科 目 群		履 修 基 準	
エコマネジメント基礎科目群		4 単位以上	
グ リ ー ン イ ノ ベ ー シ ョ ン モ ジ ュ ー ル 群	電気エネルギーマネジメント モジュール群	工学府	6 単位
		生命体工学 研究科	2 単位
	持続可能社会モジュール群又 は環境親和型エネルギー変換 モジュール群のいずれかを選 択	工学府	2 単位
		生命体工学 研究科	6 単位
インターンシップ		企業インターンシップ又は国際インター ンシップへの参加	
コーヒーポット型コラボワーク		指導教員の指定したコラボワークへの参加	
修了要件単位		1 2 単位以上	

（注）・省エネ診断員養成講座を受講したものは、2 単位を履修したものとみなす。

別記様式 1

年 月 日

九州工業大学大学院 殿

申請者 所属 府・研究科 専攻
学籍番号
氏名

九州工業大学大学院「グリーンイノベーションリーダー育成コース」
履修申請及び履修計画書

私は九州工業大学大学院「グリーンイノベーションリーダー育成コース」の履修を
申請いたします。履修計画（受講希望科目等）は下記のとおりです。

科目群名称	授業科目名	曜日・時限	担当学府等名
エコマネジメント基礎科目群			
グリーン イノベ ションモ ジュール 群			

注 1 指導教員、育成コース担当教員と相談の上、科目等を決めること。
注 2 他学府、研究科の科目を履修する場合は、当該学府、研究科の履修期間内に教務担当
係に履修願いを別途提出すること。

上記学生について、育成コースを履修することを承認します。
年 月 日

指 導 教 員

育成コース担当教員

別記様式 2

年 月 日

グリーンイノベーションリーダー育成
コース修了審査会 殿

学府長又は研究科長

「グリーンイノベーションリーダー育成コース」科目取得通知書

本学府・研究科所属の学生番号 氏名 は、下記の科目を取得して
いることに相違ありません。
また、本学府・研究科の博士前期・後期課程を 年 月に修了予定であること
を通知いたします。

科目群名称	授業科目名	成績	取得年月
エコマネジメント基礎科目群			
グリーン イノベ ションモ ジュール 群			

※ 他学府又は研究科の科目についても、貴学府又は研究科にて単位として認定している場
合は、記載願います。（査定外も含む。）

別記様式 3

第 号

修了証書

氏 名
生年月日

あなたは九州工業大学大学院におけるグリーン
イノベーションリーダー育成コース※を修了
されましたのでここに修了証書を授与します

年 月 日

九州工業大学大学院工学府長
(又は) 生命体工学研究科長
〇〇 〇〇
〇〇 〇〇
印 印

備考 ※印の箇所は、博士前期課程コース修了を認定する場合に、(博士前期課程)
と記入する。

(13) 九州工業大学大学院ロボティクスシンセシス&マネジメントコース実施要項

令和3年 2月 25日
教育高度化本部長裁定

最終改正 令和7年 2月 27日

九州工業大学大学院ロボティクスシンセシス&マネジメントコース実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）、及び各学府又は研究科（以下「学府等」という。）が定める学修細則（以下「学則等」という。）の規定に基づき、学府等が連携して実施するロボティクスシンセシス&マネジメントコース（以下「RSM コース」という。）の授業科目、単位数、履修方法、修了、管理運営等について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 RSM コースに含まれる授業科目は、別表1のとおりとする。

2 前項で定める科目の単位数、成績の評価及び単位の授与は、九州工業大学学則等によるものとする。

(履修基準)

第3条 RSM コースを修了するためには、学生は、別表2に定める基準に従って、所定の単位を履修しなければならない。

(履修計画及び履修方法)

第4条 学生は、当該年度において履修しようとする授業科目については、指導教員及びRSM コース担当教員の承認を得て、別記様式1の履修希望届を所属する学府等の履修申告期間内に、自らが所属する教務担当係へ提出しなければならない。

2 学生は、他の学府等の授業科目の履修にあたっては、前項に定める提出のほか、当該他の学府等の履修申告期間内に、所定の受講願を当該他の学府等の教務担当係に提出しなければならない。

3 学生は、入学後に新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度における授業科目の区分に従い、RSM コース修了に必要な単位として取り扱うことができるものとする。

4 RSM コース履修希望届の提出者が多数の場合は、RSM コースの履修を認めないことがある。

(運営委員会)

第5条 RSM コースの実施にあたり、その管理運営等を円滑に行うため、RSM コース運営委

員会（以下「運営委員会」という。）を置く。運営委員会は、次の業務及び審議を行う。

- (1) 授業科目及び単位数の設定に関すること。
- (2) 履修基準の策定に関すること。
- (3) RSM コースを履修する学生に関すること。
- (4) 予算概算の基本方針に関すること。
- (5) RMS コース修了審査に関すること。
- (6) その他、RSM コースの管理運営に関すること。

2 運営委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) RSM コース代表教員
- (3) RSM コースを担当する教員 学府等を担当する教員から各 1 名
- (4) 教育支援課長
- (5) その他 副学長が指名する者若干名

3 前項第 2 号及び第 3 号に規定する委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、第 2 項第 1 号の委員をもって充てる。

（コース修了の審査）

第 6 条 学府等の長は、学府等において、第 3 条に定める履修基準に従って所定の単位を修得等し、学府等の博士前期課程又は博士後期課程を修了する予定の学生について、別記様式 2 により運営委員会に通知するものとする。

2 運営委員会は、前項の通知を受けた学生について、RSM コース修了審査の審議を経て、博士前期課程を修了する予定の学生には博士前期課程 RSM コース修了を、博士後期課程を修了する予定の学生には RSM コース修了を認定する。

3 運営委員会は、前項の RSM コース修了の認定を、学府等の長に通知するものとする。

4 前項の通知を受けた学府等の長は、別記様式 3 の修了証書を当該学生に授与する。

（学府等の学修との関係）

第 7 条 RSM コースの履修及び修了の認定は、学府等の課程の修了及び学位の授与に関係しない。

（雑則）

第 8 条 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正）

この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

授業科目名		単位数
インテグレーション実践演習Ⅰ		1
インテグレーション実践演習Ⅱ		1
インテグレーション実践演習Ⅲ		1
チームマネジメント実践演習		1
他学府・研究科 AI ロボティクス科目群		
工学府	自動運転車両特論	2
	制御システム特論	2
	視覚情報解析特論	2
	宇宙ロボティクス特論	2
	ロボティクス特論	2
情報工学府	ロバスト制御特論 RS	2
	動画画像処理特論 RS	2
	ロバスト安定論特論 RS	2
	制御系 CAD 特論 RS	2
	ヒューマン・インターフェース RS	2
	ロボットセンサ処理特論 RS	2
	システムデザイン特論 RS	2
	知的ロボット制御特論 RS	2
	ロボティクス設計特論 RS	2
	非線形システム特論 RS	2
	ロボット制御数理特論 RS	2
生命体 工学研究科	ロボット運動学（隔年：偶数年度開講）	2
	チームマネジメント	2
	ロボットセンシング	2
	脳型学習理論 A	1
	AI セミナー	2
	機械学習基礎 1 A	1
	機械学習基礎 1 B	1

別表 2（第 3 条関係）

科 目 群	履 修 基 準
インテグレーション実践演習Ⅰ,Ⅱ,Ⅲ	3 単位
チームマネジメント実践演習	1 単位
他学府・研究科 AI ロボティクス科目群	自らが所属する学府等以外の科目から 2 単位以上
修了要件単位	6 単位以上

別記様式 1

年 月 日

九州工業大学大学院

殿

申請者 所属 府・研究科 専攻
学籍番号
氏名

九州工業大学大学院「ロボティクスシンセシス&マネジメントコース」
履修申請及び履修計画書

私は九州工業大学大学院「ロボティクスシンセシス&マネジメントコース」の履修を
申請いたします。他学府・研究科 AI ロボティクス科目群に係る履修計画（受講希望科目等）は
下記のとおりです。

科目群名称	授業科目名	曜日・時限	担当学府等名
他学府・ 研究科 AI ロボ ティクス 科目群			

注1 指導教員、BSMコース担当教員と相談し承認を得た上で、科目等を決めること。
注2 他学府・研究科の科目を履修する場合は、当該学府・研究科の履修期間内に教務担当係に履
修願いを別途提出すること。

別記様式 2

年 月 日

ロボティクスシンセシス&マネジメント
コース運営委員会 殿

学府長又は研究科長

「ロボティクスシンセシス&マネジメントコース」科目取得通知書

本学府・研究科所属の学生番号 氏名 は、下記の科目を取得しているこ
とに相違ありません。
また、本学府・研究科の博士前期・後期課程を 年 月に修了予定であることを通知
いたします。

科目群名称	授業科目名	成績	取得年月
他学府・ 研究科 AI ロボ ティクス 科目群			

※ 他学府又は研究科の科目についても、貴学府又は研究科にて単位として認定している場合は、
記載願います。（査定外も含む。）

第 号

別記様式 3

修了証書

氏 名
生年月日

あなたは九州工業大学大学院におけるロボティク
スシンセシス&マネジメントコース※を修了
されましたのでここに修了証書を授与します

年 月 日

九州工業大学大学院学府長
(又は) 情報工学学府長
(又は) 生命体工学研究科長
〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
印 印 印

備考 ※印の箇所は、博士前期課程コース修了を認定する場合に、(博士前期課程)と
記入する。

(14) 九州工業大学大学院 「アントレプレナーシップ教育コース」実施要項

令和4年1月12日
教育高度化本部長裁定
改正 令和4年6月14日
令和6年3月 7日

九州工業大学大学院アントレプレナーシップ教育コース実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、九州工業大学大学院工学府、情報工学府及び生命体工学研究科（以下「学府等」という。）が連携して実施するアントレプレナーシップ教育コース（以下「アントレプレナーシップコース」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 アントレプレナーシップコースの授業科目は、別表1のとおりとする。

2 前項で定める科目の単位数、成績の評価及び単位の授与は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号）及び各学府又は研究科が定める学修細則による。

(履修基準)

第3条 アントレプレナーシップコースを修了するには、学生は、別表2に定める基準に従って、所定の単位を修得しなければならない。

(履修計画及び履修方法)

第4条 学生は、当該年度において履修しようとする授業科目について、指導教員の了解を得て、履修申請及び履修計画書（別記様式1）を、所属する学府等の教務担当係へ履修登録期間内に提出しなければならない。

2 学生は、他の学府等の授業科目の履修にあたっては、前項に定める手続きのほか、別途、他学府等の受講願を所属する学府等の教務担当係へ提出しなければならない。

3 学生は、入学後に新たに開講された授業科目を履修することができるものとし、開講年度における授業科目の区分に従い、アントレプレナーシップコース修了に必要な単位として取り扱うことができる。

4 アントレプレナーシップコース履修希望者が多数の場合は履修制限を行う場合がある。

(運営委員会)

第5条 アントレプレナーシップコースの管理運営等を円滑に行うため、アントレプレナーシップ教育コース運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。運営委員会は、次の業務及び審議を行う。

(1) 授業科目及び単位数の設定に関すること。

- (2) 履修基準の策定に関する事。
- (3) アントレプレナーシップコースを履修する学生に関する事。
- (4) 修了審査に関する事。
- (5) その他、アントレプレナーシップコースの管理運営に関する事。

2 運営委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) アントレプレナーシップコース代表教員

(2) 前号の教員が所属する以外の研究院及び研究科でアントレプレナーシップコースを担当する教員から各 1 名

- (3) 教育支援課長

- (4) その他、副学長が指名する者若干名

3 前項第 1 号及び第 2 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、第 2 項第 1 号の委員をもって充てる。

(コース修了の審査)

第 6 条 学府等の長は、学府等において、第 3 条に定める履修基準に従って所定の単位を修得し、学府等の博士前期課程又は博士後期課程を修了する予定の学生について、科目修得通知書(別記様式 2)により運営委員会へ通知する。

2 運営委員会は、前項の通知を受けた学生について、修了審査の審議を経て、アントレプレナーシップコース修了を認定する。

3 運営委員会は、前項のアントレプレナーシップコース修了の認定を、学府等の長に通知し、修了証書(別記様式 3)と併せ、別途、所定のオープンバッジを当該学生に授与する。

(学府等の学修との関係)

第 7 条 アントレプレナーシップコースの履修及び修了の認定は、学府等の課程修了及び学位の授与に関係しない。

(雑則)

第 8 条 この要項に定めるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要項は、令和 4 年 6 月 1 4 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

2 教育企画室長裁定を改め、教育高度化本部長裁定とする。

附 則

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

科目群	開講学府	授業科目名	選・必	単位数
基礎科目群	工学府 情報工学府 生命体工学研究科	アントレプレナーシップ入門	必修	1
	工学府 情報工学府 生命体工学研究科	アントレプレナーシップ演習	必修	1
	工学府 情報工学府 生命体工学研究科	デザインシンキング入門演習	必修	1
応用科目群	工学府 情報工学府 生命体工学研究科	ビジネスプラン演習	必修	1
	情報工学府	プロジェクトマネジメント演習	選択	2
	情報工学府	ビジネス・人・社会のモデリング	選択	2
	情報工学府	経営戦略特論	選択	1
	工学府	経営学特論 A	選択	1
	工学府	経営学特論 B	選択	1
	工学府	MO T 特論	選択	2
	工学府	知的財産論	選択	2
実践科目群	工学府 情報工学府 生命体工学研究科	新規事業創出論	必修	1
	工学府 情報工学府 生命体工学研究科	ベンチャービジネス創出論	必修	1

※学部及び大学院博士前期課程在籍時に単位を修得している場合、コース修了要件単位として認めることができる。

別表 2（第 3 条関係）

科 目 群	履 修 基 準
基礎科目群	3 単位
応用科目群	4 単位以上
実践科目群	2 単位
修了要件単位	9 単位以上

別記様式 1

年 月 日

九州工業大学大学院 殿

申請者 所属 府・研究科 専攻
学籍番号
氏名

九州工業大学大学院アントレプレナーシップ教育コース履修申請及び履修計画書

九州工業大学大学院アントレプレナーシップ教育コースの履修を下記のとおり申請します。

記

科目群名称	開講学府等	授業科目名	曜日・時限
基礎科目群			
応用科目群			
実践科目群			

注 1 指導教員の了解を得て履修すること。

注 2 他学府等の科目を履修する場合は、別途、他学府等の受講願を、履修登録期間内に所属する学府等の教務担当係へ提出すること。

注 3 学部在籍時に一部の単位を修得している場合、曜日・時限欄には「学部で修得済」と、博士前期課程在籍時に一部の単位を修得している場合、「前期課程で修得済」と記載すること。

別記様式 2

年 月 日

アントレプレナーシップ教育コース運営委員会 殿

学部長又は研究科長

九州工業大学大学院アントレプレナーシップ教育コース科目修得通知書

九州工業大学大学院アントレプレナーシップ教育コース修了手続きに際し、下記のとおり通知します。

記

課 程 区 分

学生番号・氏名

修了予定年月

科目群名称	授業科目名	単位数	成績	修得年月
基礎科目群				
応用科目群				
実践科目群				

※他学府等で修得した科目のほか学部及び博士前期課程在籍時に修得した科目も含め全て記載すること。(査定外を含む。)

別記様式 3

第 号

修了証書

氏 名
生年月日

あなたは九州工業大学大学院におけるアントレプレナーシップ教育コース※を修了されましたのでここに修了証書を授与します

年 月 日

九州工業大学大学院工学府長
(又は) 情報工学府長
(又は) 生命体工学研究科長
○○○
○○○
○○○
印 印 印

備考 ※印の箇所は、博士前期課程コース修了を認定する場合に、(博士前期課程と記入する。)

(15) 九州工業大学学位規則

昭和63年3月2日

九工大規則第6号

最終改正 令和 5年 3月10日九工大規則第 5号

九州工業大学学位規則

(目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項及び九州工業大学学則(平成19年九工大学則第1号(以下「学則」という。))第31条第2項及び第71条第3項の規定に基づき、九州工業大学(以下「本学」という。)における学位の授与について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位の授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位の授与は、本学大学院の博士前期課程を修了した者に対し行うものとする。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位の授与は、本学大学院の博士後期課程を修了した者に対し行うものとする。

(在学者の論文の提出)

第6条 前2条に規定する学位の授与に係る論文(学則第69条に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。以下「論文」という。)は、所定の期日までに当該学府長又は研究科長(以下「学府長等」という。)を経て学長に提出するものとする。ただし、博士後期課程に所定の期間在学し、所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学後であっても、別に定める期間内に論文を提出する場合は、在学者と同等に取り扱うことができる。

2 論文は、審査願に、修士論文にあつては1編1通を、博士論文にあつては論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え1編2通を、提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることができる。

(在学者の論文の審査及び最終試験)

第7条 学長は、前条の規定により、論文を受理したときは、当該学府又は研究科の教授会(以下「教授会」という。)にその審査を付託するものとする。

2 教授会は、論文の審査を付託されたときは、学府又は研究科の研究指導を担当する教員の中から3名以上の審査委員を選定し、当該論文の審査及び最終試験を行わせるものとする。

3 教授会は、論文の審査に当たって必要があるときは、前項の審査委員に当該学府又は研究科の研究指導教員を担当する教員以外の教員、本学以外の大学院又は研究所等の教員等を含めることができる。

4 論文の審査は、修士論文にあっては論文を提出した者の在学中に、博士論文にあっては論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(在学者の最終試験)

第8条 前条第2項の最終試験は、論文を中心として、これに関連する事項について口頭又は筆答により行うものとする。

(論文提出による博士)

第9条 第5条に定めるもののほか、博士の学位の授与は、本学大学院の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下「学力の確認」という。）された者に対し行うことができる。

第10条 前条の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書に論文及び九州工業大学授業料その他費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号）に定める額の学位論文審査手数料を添え、学府長等を経て学長に提出するものとする。

2 前項に規定するもののほか、論文の提出については、第6条第2項及び第3項の規定を準用する。

第11条 前条の規定により提出された論文の審査は、第7条の規定を準用する。

第12条 第9条に規定する学力の確認は、試問によって行う。

2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、論文に関連する事項並びに専攻分野及び外国語について行う。

第13条 第6条第1項ただし書に規定する者が、同項ただし書に定める期間を経過した後に、博士の学位の授与を受けようとするときは、第10条から前条までの規定を準用する。

(論文及び審査手数料の不返還)

第14条 第7条及び第10条の規定により受理した論文は、返還しない。

2 第10条第1項の規定により受領した既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

(審査委員の審査結果の報告)

第15条 第7条第2項の規定に基づき選定された審査委員は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、論文審査要旨に最終試験の成績又は学力の確認の結果を添え、教授会に報告するものとする。

(学位授与の審議)

第16条 教授会は、前条の報告に基づき、論文の審査及び最終試験又は学力確認の可否について審議する。

(審査結果の報告)

第17条 修士及び博士の学位の授与に関する審議を行ったときは、学府長等は、論文審査及び最終試験又は学力の確認の判定結果を文書により学長に報告するものとする。

(学位記の授与)

第18条 学長は、学士の学位にあっては、学部長の卒業の認定の報告を経て、学位の授与を決定し、学位記を授与する。

2 学長は、修士及び博士の学位にあっては、前条の報告を経て、学位の授与を決定し、学位記を授与する。

3 学長は、博士の学位を授与したときは、学位簿に記載するとともに、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨等の公表)

第19条 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を九州工業大学学術機関リポジトリにより、公表するものとする。

第20条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、教授会の審議を経て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学府長等は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、九州工業大学学術機関リポジトリにより行うものとする。

(学位の名称)

第21条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「九州工業大学」と付記するものとする。

(専攻分野の名称)

第22条 第2条に規定する学位を授与するにあたって、学士にあつては別表第1、修士及び博士にあつては別表第2に定める専攻分野の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

第23条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚辱する行為があつたときは、学長は、教授会の審議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等様式)

第24条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式第1号から別記様式第10号のとおりとする。

(雑則)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (最終改正)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 22 条関係）

学 部	専攻分野の名称
工 学 部	工 学
情報工学部	情 報 工 学

別表第 2（第 22 条関係）

大 学 院	専攻分野の名称
工学府博士前期課程	工 学
工学府博士後期課程	
情報工学府博士前期課程	情 報 工 学
情報工学府博士後期課程	
生命体工学研究科博士前期課程	工 学 情 報 工 学 学 術
生命体工学研究科博士後期課程	

別記様式第1号（第3条関係）

※第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
本学○○学部○○○○工学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（☆）の学位を授与する	
年 月 日	
大学印	
九州工業大学長 氏名 印	

備考

- ※印の個所は、工学部にあつては工、情報工学部にあつては情工と記入する。
- ☆印の個所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第2号（第4条関係）

※修第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
大学印	本学大学院○○府（研究科）○○○○専攻の博士前期課程を修了したので修士（☆）の学位を授与する
年 月 日	
九州工業大学長 氏名 印	

備考

- ※印の個所は、工学府にあつては工、情報工学府にあつては情工、生命体工学研究科にあつては生工と記入する。
- ☆印の個所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第3号（第5条関係）

※博甲第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
大学印	本学大学院○○府（研究科）○○○○専攻の博士後期課程を修了したので博士（☆）の学位を授与する
年 月 日	
九州工業大学長 氏名 印	

備考

- ※印の個所は、工学府にあつては工、情報工学府にあつては情工、生命体工学研究科にあつては生工と記入する。
- ☆印の個所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第4号（第9条関係）

※博乙第	号
学 位 記	
氏 名	
年 月 日生	
大学印	本大学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（☆）の学位を授与する
年 月 日	
九州工業大学長 氏名 印	

備考

- ※印の個所は、工学府にあつては工、情報工学府にあつては情工、生命体工学研究科にあつては生工と記入する。
- ☆印の個所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第5号（第6条関係）

年	月	日
学 位（修士）論 文 審 査 願		
九州工業大学長 殿		
〇〇府（研究科）〇〇専攻 〇〇年入学 氏名		
九州工業大学学位規則第4条により、修士（★）の学位を受けたく、論文を提出 しますので審査願います。		

備考

☆印の箇所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第6号（第6条関係）

年	月	日
学 位（博士）論 文 審 査 願		
九州工業大学長 殿		
〇〇府（研究科）〇〇専攻 〇〇年入学 氏名		
九州工業大学学位規則第5条により、博士（★）の学位を受けたく、下記の とおり論文及び関係書類を提出しますので審査願います。		
記		
1 論文	1編	〇冊2通
2 論文目録		
3 論文要旨		
4 履歴書		
5 参考論文	〇編	〇冊1通

備考

☆印の箇所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第7号（第10条関係）

年	月	日
学 位（論文博士）申 請 書		
九州工業大学長 殿		
住所		
氏名		
九州工業大学学位規則第9条により、博士（★）の学位を受けたく、所定の 手数料を納付のうえ、下記のとおり論文及び関係書類を提出しますので、審査 願います。		
記		
1 論文	1編	〇冊2通
2 論文目録		
3 論文要旨		
4 履歴書		
5 参考論文	〇編	〇冊1通

備考

☆印の箇所は、第22条に規定する専攻分野の名称を記入する。

別記様式第8号（第6条関係）

年	月	日
論 文 目 録		
氏名		
論文		
1 題 名		
2 印刷公表の方法及び時期		
参考論文		
1 題 名		
2 印刷公表の方法及び時期		

備考

- 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。
- 未公表の場合は、原稿の枚数を記入すること。
- 参考論文がある場合は、その題名を列記すること。

別記様式第9号（第6条関係）

論文要旨

氏 名	
論文題目名	

備考 論文要旨は日本語の場合2,000字程度にまとめること。
英語(半角)の場合1,000単語程度にまとめること。

別記様式10号（第6条関係）

履 歴 書		区分 甲 乙
ふりがな 氏 生 年 月 日	年 月 日生	
本 籍	都 道 府 県 (国)	
現 住 所	都 道 府 県 区 市 町 村 番 地	
学 歴	年 月 年 月	
職 歴	年 月 年 月	
研 究 歴	年 月 年 月	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名		

備考

- 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。
- 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に該当するものがある場合は、それについても記載すること。
- 3 本籍は都道府県のみを記載し、外国人の場合は国籍を記載すること。

(16) 九州工業大学大学院生命体工学研究科学位論文審査基準

平成27年11月12日
生命体工学研究科運営会議制定

九州工業大学大学院生命体工学研究科は、学位論文について、学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、以下の基準により総合的に評価する。

なお、この基準に定めるもののほか、専攻分野にて必要なものは当該専攻が定めることとする。

【修士論文】

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
2. 申請された学位に妥当であるとともに、論文（研究テーマ）の問題設定が明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有すること。
3. 論文の新規性又は独創性が明示されていること。
4. 先行研究調査や事実調査が適切であり、研究の位置づけを明示していること。
5. 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
6. 語法、文章表現、引用等が適切になされ、修士論文として体裁が整っていること。
7. 論文内容の発表と質疑に対する応答が、論理的かつ明解に行われたこと。
8. 学術研究が従うべき規範と研究倫理を守っていること。

【博士論文】

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
2. 申請された学位に妥当であるとともに、論文（研究テーマ）の問題設定が、当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有すること。
3. 論文の新規性又は独創性が明示され、当該分野の学問の発展に貢献できる内容を含むこと。
4. 先行研究調査や事実調査が適切であり、研究の学術的あるいは社会的な位置づけを明示していること。
5. 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
6. 語法、文章表現、引用等が適切になされ、博士論文として体裁が整っていること。
7. 論文内容の発表と質疑に対する応答が、論理的かつ明解に行われたこと。
8. 学術研究が従うべき規範と研究倫理を守っていること。

(17) 大学院生命体工学研究科博士前期課程学生の修了査定に関する申合せ

〔 令和2年 1月23日
生命体工学研究科教授会決定
改正 令和3年 2月26日 〕

大学院生命体工学研究科博士前期課程学生の修了査定に関する申合せ

九州工業大学大学院生命体工学研究科博士前期課程学生の修了査定に関する申合せ(平成16年7月22日生命体工学研究科教授会決定)の全部を改正する。

大学院生命体工学研究科(以下「研究科」という。)博士前期課程学生の修了査定は、本学学位規則によるほか、この申合せにより行う。

第1条 学生は、所定の期日までに、学位論文審査願を指導教員及び研究科長を経由して、学長に提出するものとする。

第2条 専攻長は、修了予定者に係る学位論文の審査及び最終試験を行うため、審査委員会を設置する。

第3条 論文審査委員会の構成等については予め専門分野の了承を得ておくものとする。

(1) 論文審査委員会は、生命体工学研究科の研究指導を担当する教育職員の中から3人以上の委員で構成する。

(2) 論文審査委員会に委員長1名を置き、論文審査委員をもって充てる。

第4条 論文審査委員会は、論文調査のための「修士論文発表会」を開き、当該学生に係る学位論文の審査及び最終試験を行い、可否を判定する。

(1) 論文審査委員会は、論文調査の結果及び最終試験の結果を審議し、可否を判定する。

(2) 前項の判定には、論文審査委員の3分の2以上の出席により、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

第5条 論文審査委員長は、判定結果を専攻長及び専攻会議に報告しなければならない。

2 専攻長は、専攻会議の審議を経て、判定結果を学位論文審査一覧表により研究科長に報告する。

(1) 学位論文審査一覧表には、所属、氏名、学生番号、論文題目名、委員長、委員及び判定結果を記載するものとする。

(2) 学位論文審査一覧表をもって、本学学位規則に定める論文審査要旨に替えるものとする。

第6条 研究科長は、運営会議を開催し、修了の査定を行う。

第7条 修了査定に関し、日程を別表のとおり定める。

附 則 (改正)

この申合せは、令和3年 2月26日から施行する。

別表 1

区分	3 月修了	9 月修了
学位論文・論文審査願提出	2 月上旬	8 月上旬
修士論文発表会	2 月中旬	8 月中旬
論文審査委員会	2 月中旬	8 月中旬
学位論文審査結果報告書提出	2 月下旬	8 月下旬
修了査定：学務専門部会	3 月上旬	9 月上旬
修了査定：運営会議	3 月上旬	9 月上旬
修了査定報告：教授会	3 月中旬	9 月中旬
学位授与式	3 月下旬	9 月下旬

(18) 九州工業大学大学院生命体工学研究科博士の学位審査に関する取扱内規

〔平成15年 9月25日
全 部 改 正〕

最終改正 令和 4年 1月27日

九州工業大学大学院生命体工学研究科博士の学位審査に関する取扱内規

九州工業大学大学院生命体工学研究科博士の学位審査に関する取扱内規（平成13年4月1日制定）の全部を次のように改正する。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この内規は、九州工業大学学位規則（昭和63年九工大規則第6号。以下「学位規則」という。）第25条の規定に基づき、九州工業大学大学院生命体工学研究科（以下「研究科」という。）における博士（工学）、博士（情報工学）及び博士（学術）の学位審査について必要な事項を定めることを目的とする。

（定 義）

第2条 この内規において「課程博士」とは、学位規則第5条の規定に基づき授与される博士の学位をいい、「論文博士」とは、学位規則第9条及び第13条の規定に基づき授与される博士の学位をいう。

第2章 課程博士

（申請資格）

第3条 学位論文審査の申請ができる者は、研究科の博士後期課程に在学し、指導教員による必要な研究指導が終了したものでなければならない。

（論文審査の申請時期）

第4条 論文審査の申請時期は、修了予定時期の3ヶ月前の12月、3月、6月及び9月とし、申請に必要な書類の提出締切は当該月の10日までとする。

2 研究科の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者であって、かつ退学時から1年以内に論文審査の申請をする場合は、課程博士の論文の審査を受けようとする者（以下「課程申請者」という。）として取り扱う。この場合において、論文審査の申請は、随時行うことができる。

（論文審査の申請）

第5条 課程申請者は、専攻長及び研究科長を経て、学長に次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 学位（博士）論文審査願（学位規則の別記様式第6号）1通
- (2) 学位論文2通
- (3) 参考論文（ある場合のみ）1通
- (4) 論文目録（学位規則の別記様式第8号）1通
- (5) 論文要旨（学位規則の別記様式第9号）1通
- (6) 履歴書（学位規則の別記様式第10号）1通

（論文審査委員候補者の選出）

第6条 専攻長は、論文審査の申請が可となった論文については、次条第1項の規定に基づき設置される論文審査委員会の審査委員候補者（以下「候補者」という。）として教授会に推薦するため、生命体工学研究科の研究指導を担当する教育職員の中から3名以上及び、指導教員の所属専攻と異なる専攻の教育職員、他研究院の教育職員、他の大学院又は研究所等の教育職員等を1名以上選出のうえ、論文審査委員会委員候補者推薦書（別紙様式1）により研究科長へ推薦するものとする。この場合において、半数以上は生命体工学研究科の研究指導を担当する教育職員とするものとする。

2 前項の候補者に、指導教員を含めることができる。ただし、指導教員を委員長にすることはできない。

3 専攻長は、本学において大学院担当の資格があると認定された者を除き、候補者の資格の有無を判定する略歴書及び専攻長による選任の理由書を添付するものとする。

(論文審査委員会)

第7条 教授会は、論文を審査するため論文ごとに論文審査委員会を設ける。

2 研究科長は、専攻長からの論文審査委員候補者の推薦に基づき、教授会の審議を経て、論文審査委員を決定するものとする。

3 論文審査委員会に委員長1名を置き、論文審査委員をもって充てる。

(論文公聴会)

第8条 論文審査委員会は、論文審査の段階において、論文公聴会を開くものとする。

2 論文公聴会に関し必要な事項は、別に定める。

(論文審査結果等の審議)

第9条 論文審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、投票により合否を判定する。

2 前項の判定には、論文審査委員会委員の3分の2以上の出席により、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

3 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格及び不合格とする。

4 投票の結果、否決された論文については、論文審査委員会は、その理由を明確にし、その結果を文書により論文提出者へ報告しなければならない。

(審査結果の報告)

第10条 論文審査委員会の委員長は、学位論文審査結果報告書(別紙様式2-甲)に論文審査結果の要旨を添えて研究科長及び教授会に報告しなければならない。

2 研究科長は、事前に、前項の報告書を研究科の教育職員全員に配付するものとする。

3 研究科長は、第1項の報告に基づき、教授会の審議を経て、審査結果を学長に報告するものとする。

第3章 論文博士

(申請資格)

第11条 学位規則(昭和63年九工大規則第6号)第10条の規定により、研究科に論文を提出できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学院博士前期課程又は修士課程を修了した者で、修了後3年を超える研究歴を有する者

(2) 学校教育法第83条に定める大学の卒業生で、7年以上の研究歴を有する者

(3) 大学院及び大学の専攻科の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者の指定(昭和28年文部省告示第5号)の各号に該当する者で、7年以上の研究歴を有する者

(4) 前各号に掲げる者以外の者で、10年以上の研究歴を有する者

2 前項各号の研究歴とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 大学の専任の職員として研究に従事した期間

(2) 大学院を退学した者にあつては、大学院に在学した期間

(3) 研究施設等において専任の職員として研究開発に従事した期間

(4) 前各号と同等以上と認める研究開発に従事した期間

3 前項第3号及び第4号の研究に従事した期間の認定は、教授会の審議を経て、研究科長が行う。

(論文審査の申請時期)

第12条 論文審査の申請時期は、随時行うことができるものとし、申請に必要な書類の提出締切は各月の10日までとする。

(論文の提出)

第13条 学位論文の審査を受けようとする者(以下「論文申請者」という。)は、専攻長を経て、研究科長に次に掲げる書類を提出する。

(1) 学位(論文博士)申請書(学位規則の別記様式第7号)1通

(2) 学位論文2通

- (3) 参考論文（ある場合のみ） 1 通
- (4) 論文目録（学位規則の別記様式第 8 号） 1 通
- (5) 論文要旨（学位規則の別記様式第 9 号） 1 通
- (6) 履歴書（学位規則の別記様式第 10 号） 1 通
- (7) 申請資格に関する書類
（論文審査の申請）

第 14 条 論文申請者は、論文の申請が可となった場合、学位（論文博士）申請書（学位規則の別記様式第 7 号）に所定の学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。
（論文審査委員候補者の選出）

第 15 条 論文審査委員候補者の選出については、第 6 条を準用する。
（論文審査委員会）

第 16 条 論文審査委員会は、第 7 条の規定を準用する。
（論文公聴会）

第 17 条 論文公聴会は、第 8 条を準用する。
（論文審査結果等の審議）

第 18 条 論文審査委員会は、論文審査の結果及び学力の確認の結果を審議し、投票により可否を判定する。

2 前項の判定には、論文審査委員の 3 分の 2 以上の出席により、出席委員の 4 分の 3 以上の賛成を必要とする。

3 論文審査及び学力の確認の評価判定は、合格及び不合格とする。

4 投票の結果、否決された論文については、論文審査委員会はその理由を明確にし、その結果を文書により論文提出者へ報告しなければならない。
（審査結果の報告）

第 19 条 論文審査委員会の委員長は、学位論文審査結果報告書（別紙様式 3－乙）に論文審査結果の要旨を添えて研究科長及び教授会に報告しなければならない。

2 研究科長は、教授会に報告する前に、前項の報告書を研究科の教育職員全員に配付するものとする。

3 研究科長は、第 1 項の報告に基づき、教授会の審議を経て、審査結果を学長に報告するものとする。

第 4 章 雑則

（雑 則）

第 20 条 この内規に定めるもののほか、博士の学位審査に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

附 則（最終改正）

この内規は、令和 4 年 1 月 27 日から施行する。

年 月 日

大 学 院 生 命 体 工 学 研 究 科 長 殿

専攻名

専攻長氏名

論文審査委員会委員候補者推薦書

博士の学位に関する下記の者の学位論文審査委員会委員の候補者として、下記のとおり推薦します。

記

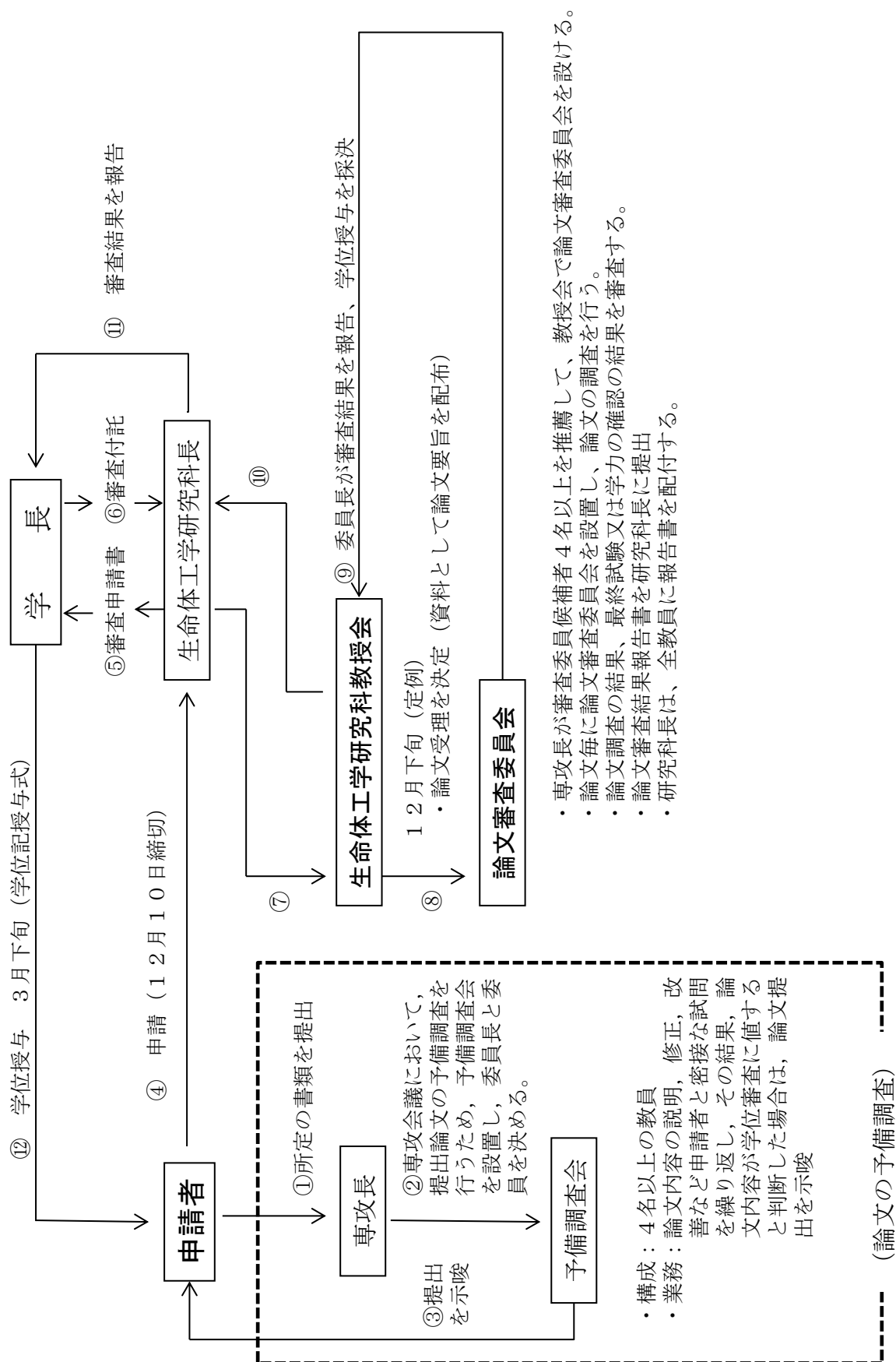
論文提出者		
審査委員会 委員候補者	審査委員長	
	審査委員	
	審査委員	
	審査委員	
	審査委員	

* 審査委員会は、4 名以上の委員で構成。

* 指導教員は、審査委員長にはなれない。

* 審査委員に、指導教員が加わる場合は、氏名の横に「（指導教員）」と付記する。

学位審査のプロセス（3月修了の場合）



博士の学位授与に関する日程

1. 学位記授与の日 3月の学位記授与式当日、6月下旬、9月下旬、12月下旬

2. 日程

事 項	学位を授与する月			
	3月	6月	9月	12月
(1) 論文の審査申請 ・ 申請者は、予備審査を経て研究科長に申請 ・ 審査用論文2冊を提出	12月10日	3月10日	6月10日	9月10日
(2) 学長に申請	12月中旬	3月中旬	6月中旬	9月中旬
(3) 学長から審査付託	〃	〃	〃	〃
(4) 教授会 ・ 論文受理を決定	12月下旬	3月下旬	6月下旬	9月下旬
(5) 論文審査委員会の審査開始	1月上旬	4月上旬	7月上旬	10月上旬
(6) 論文審査委員会の審査終了	2月中旬	5月中旬	8月中旬	11月中旬
(7) 教授会 ・ 論文審査結果を報告 ・ 学位授与を決定	2月下旬	5月下旬	8月下旬	11月下旬
(8) 学長に学位授与を申請	3月上旬	6月上旬	9月上旬	12月上旬
(9) 学位記を授与 ・ 3月は学位記授与式当日、その他は当該月に適宜 ・ 学位授与の1週間前までに「学術機関リポジトリ登録許諾書」、PDFにした学位論文データを収めたCD-R等の記録媒体を提出 ・ 同じく、「博士論文の要旨及び審査結果の要旨」をデータで生命体工学研究科の教務・入試係に提出	3月下旬	6月下旬	9月下旬	12月下旬

(19) 九州工業大学学生交流に関する規則

昭和59年 3月16日
九工大規則第6号

最終改正 令和 5年 2月20日九工大規則第 3号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 派遣学生及び派遣研究学生（第3条―第10条）
- 第3章 特別聴講学生，特別研究学生及び短期訪問学生（第11条―第18条）
- 第4章 大学院国際共同教育学生（第19条―第22条）
- 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、九州工業大学学則（平成19年九工大学則第1号。以下「学則」という。）の規定に基づき、九州工業大学（以下「本学」という。）の学生で、他大学等又は他大学の大学院（以下「他大学等」という。）の授業科目の履修を志願する者（以下「派遣学生」という。）及び、本学の大学院の学生で、他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けることを志願する者（以下「派遣研究学生」という。）並びに、他大学等の学生で、本学の授業科目の履修を志願する者（以下「特別聴講学生」という。）及び、他大学の大学院の学生で、本学の研究指導を志願する者（以下「特別研究学生」という。）並びに、他の大学若しくは大学院の学生又は外国の大学若しくは大学院の学生で、短期に本学の教育研究指導等を志願する者（以下「短期訪問学生」という。）並びに、本学の大学院の学生及び外国の大学の学生で、本学と外国の大学（以下「両大学」という。）が共同で教育を行い双方が学位を授与する大学院国際共同教育（以下「大学院国際共同教育」という。）を志願する者（以下「大学院国際共同教育学生」という。）の取り扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（大学間の協議）

第2条 学則第13条第1項、第36条第1項及び第36条の2第1項並びに学則第55条第1項、第76条第1項、第77条第1項及び第77条の2第1項に掲げる本学と当該大学との協議は、次に掲げる事項について、当該学部、学府又は研究科の教授会（以下「教授会」という。）の審議を経て、学長が行うものとする。

- (1) 授業科目の範囲又は研究題目
- (2) 履修期間又は研究指導期間
- (3) 対象となる学生数
- (4) 単位の認定方法

(5) 授業料等の費用の取り扱い方法

(6) その他必要事項

- 2 派遣学生及び派遣研究学生の派遣並びに特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生の受入れの許可は、前項の大学間の協議の結果に基づいて行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学と事前の協議を行うことが困難な場合には、事前協議を欠くことができる。

第2章 派遣学生及び派遣研究学生

(出願手続)

第3条 派遣学生として、他大学等の授業科目の履修を志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学部長（大学院にあっては当該学府長又は研究科長。以下「学部長等」という。）に願い出なければならない。

- 2 派遣研究学生として、他大学の大学院又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者は、別に定める期間内に所定の願書により、当該学府長又は研究科長（以下「学府長等」という。）に願い出なければならない。

(派遣の許可)

第4条 前条の願い出があったときは、教授会の審議を経て、学部長等が当該大学等の長に依頼し、その承認を経て、学長が派遣を許可する。

(履修期間)

第5条 派遣学生の履修期間又は派遣研究学生の研究指導期間は、1年以内とする。ただし、やむを得ない事情により、履修期間又は研究指導期間を変更する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が許可することができる。

- 2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（派遣研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとする。

(修業年限及び在学期間の取り扱い)

第6条 派遣学生としての履修期間及び派遣研究学生としての研究指導期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修報告書等の提出)

第7条 派遣学生は履修期間が終了したときは、直ちに学部長等に所定の履修報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する学業成績証明書を提出しなければならない。

- 2 派遣研究学生は研究指導期間が終了したときは、直ちに学府長等に所定の研究報告書及び当該他大学等の長又は学部等の長の交付する研究指導状況報告書を提出しなければならない。

(単位の認定)

第8条 派遣学生が他大学等において修得した単位は、教授会の審議を経て、学長が次の単位数を限度として本学において修得したものとして認定する。

(1) 学部の学生にあっては60単位

(2) 大学院の学生にあっては15単位、ただし、学則第56条の規定により修得したものとして認定する単位数と合わせて20単位を超えない範囲とする。

(授業料等)

第9条 派遣学生又は派遣研究学生（以下「派遣学生等」という。）は、派遣期間中においても学則に定める授業料を本学に納付しなければならない。

2 派遣学生等の受け入れ大学等における授業料その他の費用の取り扱いは、大学間協議により定めるものとする。

(派遣許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の審議を経て、当該他大学等の学部等の長と協議の上、派遣の許可を取り消すことができる。

(1) 履修又は研究遂行の見込みがないと認められるとき。

(2) 派遣学生等として、当該他大学等の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他派遣の趣旨に反する行為があると認められるとき。

第3章 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生

(出願手続)

第11条 特別聴講学生、特別研究学生及び短期訪問学生（以下「特別聴講学生等」という。）を志願する者は、次の各号に掲げる書類を別に定める期間内に当該他大学等の長又は学部等の長を通じて、学部長等に提出しなければならない。ただし、短期訪問学生については、第2号に規定する証明書は省略することができる。

(1) 本学所定の特別聴講学生願、特別研究学生願又は短期訪問学生願

(2) 学業成績証明書（写し可）

(3) 当該他大学等の長又は学部等の長の推薦書

(受入れの許可)

第12条 特別聴講学生等の受入れの許可は、当該他大学等の長又は学部等の長からの依頼に基づき、教授会の審議を経て、学長が行う。

2 前項の選考の結果に基づき受入れの許可を受け、入学しようとする者は、所定の期日までに、誓約書を提出しなければならない。

(履修期間等)

第13条 特別聴講学生の履修期間又は、特別研究学生の研究指導期間は1年以内、短期訪問学生の教育研究指導等の期間は1週間以上3月以内とする。ただし、やむを得ない事情により履修期間、研究指導期間又は教育研究指導等の期間を変更する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が許可することができる。

2 前項ただし書きの規定により、履修期間又は研究指導期間を延長するときは、通算して2年（特別研究学生が大学院博士前期課程の学生である場合は1年）を超えない範囲で許可するものとし、短期訪問学生の教育研究指導等の期間を延長するときは、通算して6月を超えない範囲とする。

(授業科目の範囲)

第14条 特別聴講学生が履修することのできる授業科目の範囲又は特別研究学生が研究することのできる研究の範囲は、大学間の協議の定めるところによる。

2 短期訪問学生のうち、授業科目の履修を希望する者は、受入れ教員が必要と認めた場合

に限り、授業科目担当教員の許可を得て、当該講義、演習又は実験に出席することができる。

(学業成績証明書等)

第15条 特別聴講学生が所定の授業科目の履修を修了したときは、学部長等は、学業成績証明書を交付するものとする。

2 特別研究学生が所定の研究を修了したときは、学府長等は、研究指導状況報告書を交付するものとする。

3 短期訪問学生が所定の教育研究指導等の期間を終了したときは、学部長等は、本人の願い出により、証明書を交付することができる。

4 短期訪問学生が、前条第2項の規定により授業科目の履修を修了したときは、学業成績証明書を交付することができる。

(学生証)

第16条 特別聴講学生等は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学科及び授業料)

第17条 特別聴講学生等に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別聴講学生等が国立大学等の学生であるときは、本学での授業料は徴収しない。

3 特別聴講学生等が公立若しくは私立の大学等又は外国の大学等の学生であるときは、九州工業大学授業料その他の費用に関する規程（平成16年九工大規程第47号。以下「費用規程」という。）に定める聴講生又は研究生の授業料と同額の授業料を所定の期日までに納入しなければならない。ただし、短期訪問学生について、受入れ期間が1月に満たないときは、次の各号に定める授業料を納入しなければならない。

(1) 学部の学生にあつては、費用規程第3条第1項別表第1に定める聴講生の1単位分の授業料

(2) 大学院の学生にあつては、費用規程第3条第1項別表第1に定める研究生の月額分の授業料

4 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する特別聴講学生等に係る授業料は、徴収しない。

(1) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項（平成8年11月高等教育局長裁定）に基づく場合

(2) 大学間特別研究学生交流協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項（平成10年3月高等教育局長裁定）に基づく場合

(3) 大学間交流協定（学部間交流協定及びこれに準ずる協定を含む。）に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項（平成3年4月学術国際局長裁定）に基づく場合

5 既納の授業料は、還付しない。

(受入れ許可の取り消し)

第18条 特別聴講学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会の審議を経て、学部長等が、当該他大学等の長又は学部等の長と協議の上、学長が受入れ許可を取り消すことができる。

(1) 履修又は研究の見込みがないと認められるとき。

(2) 特別聴講学生等として、本学の諸規則に違反し、又はその本分に反する行為があると認められるとき。

(3) その他受入れの趣旨に反する行為があると認められるとき。

第4章 大学院国際共同教育学生

(出願及び選考等)

第19条 大学院国際共同教育学生は、両大学の大学院に在学する学生のうち、大学院国際共同教育を希望する者の中から両大学において選考の上、決定する。

2 大学院国際共同教育学生は、両大学において大学院学生としての身分を有する。

(留学)

第20条 大学院国際共同教育学生が外国の大学院において教育を受ける期間は、留学として取り扱う。

2 前項により留学するときは、あらかじめ学長の許可を得るものとする。

3 第1項により留学した期間は、本学の修業年限及び在学期間に算入する。

(履修方法等)

第21条 教育課程及び履修方法等は両大学の定めるところによる。

2 本学における教育及び研究指導の期間は、留学の期間を除き、1年以上とする。

3 学位論文は、両大学において指導教員の共同指導のもと、それぞれ作成するものとする。

4 両大学は、大学院国際共同教育学生の受入に際し、それぞれ指導教員を定め、共同で履修指導を行うものとする。

5 その他の大学院国際共同教育の履修方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(検定料，入学料及び授業料)

第22条 検定料，入学料及び授業料の取り扱いは、大学院国際共同教育を行う当該大学との交流協定に基づくものとする。

第5章 雑則

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則（最終改正）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(20) 九州工業大学情報システム利用規程

平成20年7月2日

九工大規程第22号

最終改正 令和 4年 4月18日九工大規程第 10号

九州工業大学情報システム利用規程

(目的)

第1条 この規程は、九州工業大学（以下「本学」という。）における情報システムの利用に関する事項を定め、情報セキュリティの確保と円滑な情報システムの利用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) ポリシー 本学が定める九州工業大学情報セキュリティポリシーに関する基本規程をいう。

(2) その他の用語の定義は、ポリシーで定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は本学構成員及び許可を受けて本学情報システムを利用する者に適用する。

(遵守事項)

第4条 本学情報システムの利用者は、この規程及び本学情報システムの利用に関する手順、九州工業大学個人情報の保護に関する規則（令和4年九工大規則第6号）及び九州工業大学個人情報の管理に関する規程（令和4年九工大規程第10号）を遵守しなければならない。

(アカウントの申請)

第5条 本学情報システムを利用する者は、本学情報システム利用申請書を各情報システムにおける情報セキュリティ責任者に提出し、情報セキュリティ責任者からアカウントの交付を得なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りではない。

2 学外者に本学情報システムを臨時的利用させることを目的としてアカウントの交付を受ける場合、申請者は学外者に本規程を遵守させなければならない。

3 前項の目的によるアカウントの利用が不要になった場合、申請者は速やかに情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。

(IDとパスワードによる認証の場合)

第6条 利用者は、アカウントの管理に際して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用者は、アカウントを利用して、学外から本学情報システムにアクセスする場合には、定められた手順に従ってアクセスしなければならない。

(2) 利用者は、自分のアカウントを他者に使用させ、または認証情報を他者に開示してはならない。

(3) 利用者は、他者の認証情報を聞き出し、又は使用してはならない。

(4) 利用者は、パスワードを利用者パスワードガイドラインに従って適切に管理しなければならない。

(5) 利用者は、アカウントによる認証接続中の利用者端末において、他の者が無断で画面を閲覧・操作

することができないように配慮しなければならない。

(6) 学外の不特定多数の人が操作（利用）可能な端末を用いてアカウントによる認証接続を行ってはならない。

(7) 利用者は、アカウントを他者に使用され、又はその危険が発生した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。

(8) 利用者は、システムを利用する必要がなくなった場合は、遅滞なく情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。ただし、個別の届出が必要ないと、あらかじめ情報セキュリティ責任者が定めている場合は、この限りでない。

（IC カードを用いた認証の場合）

第6条の2 IC カードの交付を受けた利用者は、IC カードの管理について次の各号を遵守しなければならない。

(1) IC カードを本人が意図せずに使われることのないように安全措置を講じて管理しなければならない。

(2) IC カードを他の者に付与若しくは貸与、又は他の者の IC カードを使用したりしてはならない。

(3) IC カードを紛失しないように管理しなければならない。紛失した場合には、直ちに情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。

(4) IC カードを利用する必要がなくなった場合、又は利用資格がなくなった場合は、これを情報セキュリティ責任者が定める手続きにより返納しなければならない。

(5) IC カードに記載された券面及び格納された電子証明書の内容が変更される場合には、遅滞なく情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。

(6) 情報セキュリティ責任者が IC カードに格納した電子証明書を、情報セキュリティ責任者の許可なく削除してはならない。

(7) IC カード使用時に利用する PIN は、利用者パスワードガイドラインに準じて適切に管理しなければならない。

（情報機器の利用）

第7条 利用者は、様々な情報の作成、利用及び保存等のための情報機器の利用にあたって、次の各号に従わなければならない。

(1) 利用者は、本学情報ネットワークに新規かつ固定的に情報機器を接続しようとする場合は、事前に接続を行おうとする部局の情報セキュリティ責任者に接続の許可を得なければならない。ただし、情報コンセントや無線 LAN からあらかじめ指定された方法により本学情報システムに接続する場合はこの限りではない。

(2) 利用者は、前号により許可を受けた情報機器の利用を取りやめる場合には、情報セキュリティ責任者に届け出なければならない。

(3) 情報機器において、認証システム及びログ機能を動作させることが定められている場合には、それらの機能を設定し、動作させなければならない。なお、不正ソフトウェア対策機能が導入されている機器にあつては、その機能が最新の状態でシステムを保護するように努めなければならない。

(4) 情報機器は既知の脆弱性の影響を被ることのないよう可能な限り最新の状態を保たなければならない。

(5) 利用者は、情報漏えいを発生させないように対策し、情報漏えいの防止に努めなければならない。

(6) 利用者は、情報機器の紛失及び盗難を発生させないように注意しなければならない。

(7) 情報機器の紛失及び盗難が発生した場合は、速やかに情報システムセキュリティ管理者に届け出な

なければならない。

(8) 別途定める情報機器取扱ガイドラインに従い、これらの情報機器の適切な保護に注意しなければならない。

(利用者による情報セキュリティ対策教育の受講義務)

第8条 利用者は、毎年度1回は、年度講習計画に従って、本学情報システムの利用に関する教育を受講しなければならない。

2 教職員等(利用者)は、着任時、異動時に新しい職場等で、本学情報システムの利用に関する教育を原則として受講しなければならない。

3 利用者は、情報セキュリティ対策の訓練に参加しなければならない。

(情報の取り扱い)

第9条 利用者は、格付けされた情報を情報格付け取扱手順に従って取り扱わなければならない。

(制限事項)

第10条 本学情報システムについて次の各号に定める行為を行う場合には、統括情報セキュリティ責任者の許可を受けなければならない。

(1) ファイルの自動公衆送信機能を持ったP2Pソフトウェアを教育・研究目的で利用する行為

(2) 教育・研究目的で不正ソフトウェア類似のコード並びにセキュリティホール実証コードを作成、所持、使用及び配布する行為

(3) ネットワーク上の通信を監視する行為

(4) 本学情報機器の利用情報を取得する行為及び本学情報システムのセキュリティ上の脆弱性を検知する行為

(5) 本学情報システムの機能を著しく変える可能性のあるシステムの変更

(禁止事項)

第11条 利用者は、本学情報システムについて、次の各号に定める行為を行ってはならない。

(1) 当該情報システム及び情報について定められた目的以外の利用

(2) 指定以外の方法による本学情報システムへのアクセス行為

(3) あらかじめ指定されたシステム以外の本学情報システムを本学外の者に利用させる行為

(4) 守秘義務に違反する行為

(5) 差別、名誉毀損、信用毀損、侮辱、ハラスメントにあたる行為

(6) 個人情報やプライバシーを侵害する行為

(7) 前条第2号に該当しない不正ソフトウェアの作成、所持及び配布行為

(8) 著作権等の財産権を侵害する行為

(9) 通信の秘密を侵害する行為

(10) 営業ないし商業を目的とした本学情報システムの利用。ただし、最高情報セキュリティ責任者が認めた場合はこの限りではない。

(11) 過度な負荷等により本学の円滑な情報システムの運用を妨げる行為

(12) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)に定められたアクセス制御を免れる行為、またはこれに類する行為

(13) その他法令に基づく処罰の対象となる行為

(14) 上記の行為を助長する行為

(違反行為への対処)

第 12 条 利用者の行為が前条に掲げる事項に違反すると被疑される行為と認められたときは、情報セキュリティ責任者は速やかに調査を行い、事実を確認するものとする。事実の確認にあたっては、可能な限り当該行為を行った者の意見を聴取しなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、上記の措置を講じたときは、遅滞無く統括情報セキュリティ責任者にその旨を報告しなければならない。

3 調査によって違反行為が判明したときは、情報セキュリティ責任者は統括情報セキュリティ責任者を通じて次の各号に掲げる措置を講ずるよう依頼することができる。

- (1) 当該行為者に対する当該行為の中止命令
- (2) 管理運営部局に対する当該行為に係る情報発信の遮断命令
- (3) 管理運営部局に対する当該行為者のアカウント停止、または削除命令
- (4) ネットワークセキュリティ基盤運用室への報告
- (5) 本学学則及び就業規則に定める処罰
- (6) その他法令に基づく措置
(電子メールの利用)

第 13 条 利用者は、電子メールの利用にあたっては、別途定める電子メール利用ガイドライン及び学外情報セキュリティ水準低下防止手順に従い、規則の遵守のみならずマナーにも配慮しなければならない。
(ウェブの利用及び公開)

第 14 条 利用者は、ウェブの利用及びウェブによる情報公開に際し、次の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者は、ウェブブラウザを利用したウェブサイトの閲覧、情報の送信又はファイルのダウンロード等を行う際には、ウェブブラウザ利用ガイドラインに従わなければならない。
- (2) 利用者は、部局学術情報委員会に許可を得て、情報発信ガイドラインに従いウェブページを作成し、公開することができる。
- (3) 利用者は、ウェブサーバを運用し情報を学外へ公開する場合は、事前に各部局の学術情報委員会に申請し、許可を得なければならない。また、ウェブサーバを公開する利用者は、運用期間中、ウェブサーバの脆弱性対策や情報の改ざんに関する点検を定期的に行わなければならない。
- (4) ウェブページやウェブサーバ運用に関して、本規程及びガイドラインに違反する行為が認められた場合には、ネットワークセキュリティ基盤運用室又は各部局の学術情報委員会は公開の許可の取り消しやウェブコンテンツの削除を行うことができる。

(学外からの本学情報システムの利用)

第 15 条 利用者は、学外からの本学情報システムへのアクセスにおいて、次の各号に従わなければならない。

- (1) 利用者は、学外から本学情報システムへアクセスする場合には、事前に統括情報セキュリティ責任者の許可を得たうえで、指定された方法で利用しなければならない。
- (2) 利用者は、アクセスに用いる情報システムを許可された者以外に利用させてはならない。
- (3) 利用者は、統括情報セキュリティ責任者の許可なく、これらの情報システムに要保護情報を複製保存してはならない。

(安全管理義務)

第 16 条 利用者は、自己の管理する情報機器について、本学資産であるか否か、及び本学情報ネットワークとの接続の状況に関わらず、安全性を維持する一次的な担当者となることに留意し、次の各号に従って利用しなければならない。

- (1) ソフトウェアの状態及び不正ソフトウェア対策機能を最新に保つこと。
 - (2) 不正ソフトウェア対策機能により不正プログラムとして検知されるファイル等を開かないこと。
 - (3) 不正ソフトウェア対策機能の自動検査機能を有効にしなければならない。
 - (4) 不正ソフトウェア対策機能により定期的にすべての電子ファイルに対して、不正プログラムが存在しないことを確認すること。
 - (5) 外部からデータやソフトウェアを情報機器に取り込む場合又は外部にデータやソフトウェアを提供する場合には、不正ソフトウェアが存在しないことを確認すること。
 - (6) 常に最新のセキュリティ情報に注意し、不正ソフトウェア感染の予防に努めること。
- (インシデント対応)

第 17 条 利用者は、本学情報システムの利用に際して、インシデントを発見したときは、インシデント対応手順に従って行動しなければならない。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第 18 条 利用者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為を行ってはならない。

(雑則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (最終改正)

この規程は、令和 4 年 4 月 18 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

VI. 九州工業大学の学生等個人情報の取扱い

個人情報の適正な取扱いのルール

九州工業大学(以下「本学」という。)では、大学が保有する受験生、在学生、卒業生・修了生、保証人などの個人情報を保護することが、個人のプライバシーの保護のみならず、大学の社会的責務であると考えます。

本学は、「個人情報の保護に関する法律」、その他関係法令、並びに本学が定める諸規定に基づき、個人情報を適正に取り扱います。

また、本学が保有する個人情報については、漏洩、滅失及び改ざんを防止するために、安全保護に必要な措置を講じます。

利用目的の明確化

本学では、大学管理運営、入学試験、教育研究、学生支援(福利厚生・生活指導・キャリア指導)、同窓会活動等、大学の運営に必要と認められる個人情報を、以下の利用目的のために収集します。

なお、本来の利用目的の範囲を超えて利用する場合には、本人からの同意を得るものとします。

【利用目的】

◎学内で利用するもの

- ・入学試験の実施、入学者選抜方法等を検討するため
- ・学生の学籍を管理するため
- ・学生証、各種証明書の発行のため
- ・授業料の納付、督促のため
- ・図書等の貸し出し・返却等のため
- ・学内施設管理のため
- ・大学行事等案内のため
- ・卒業後の各種案内・照会のため
- ・授業関連事項の実施のため
- ・学術交流協定などによる交流目的のため
- ・学生の健康管理のため
- ・授業料免除・奨学金貸与等の目的のため
- ・学生生活相談等のため
- ・卒業後の進路に関する情報の管理のため
- ・学修状況の分析や教育改善のため

- ・学内での任用される際の情報確認のため
- ・その他教育・研究・学生支援業務等、本学の運営の目的のため

◎学外に提供されるもの

○学生に関する情報で、当該保証人等に提供されるもの

- ・保証人へ学費未納者の督促のため
- ・保証人へ成績に関する情報提供のため
- ・保証人との成績、履修等相談のため
- ・その他保証人への督促で、教育・研究・学生支援業務等、本学の運営の目的のため

○同窓会(明専会)との協力協定に基づき、同窓会に提供されるもの

- ・同窓会名簿作成・同窓会からの各種案内等のため

○法令等の規定に基づき、国その他公的機関に提供されるもの

個人情報の取得及び保有

個人情報の取得は、下記の方法で行います。

【取得方法】

1. 入学試験時に取得するもの
2. 入学時及び入学後に提出する書類により取得するもの
3. 教育指導により取得するもの
4. 授業の履修及び成績評価に伴い取得するもの
5. 情報システムセキュリティ管理上取得するもの
6. 学生健康診断及び問診等により取得するもの
7. その他届出により取得するもの

大学が付与する個人情報

本学では、学籍番号、コンピュータを使用する際の ID 及び仮パスワード、学生電子メールアドレスを、本学から自動的に付与しますので、これら個人情報の自己管理の重要性も充分ご認識ください。

利用方法

収集した個人情報は、利用目的に沿って適正に利用します。なお、学内において学生へ連絡のため、学内掲示板に学生番号・氏名を掲示することがあります。

第三者への個人情報の提供について

本学は、法律の定める例外(「個人情報の保護に関する法律」第 27 条第 1 項第 2 号から第

7号)の規定による時、及び本学が認める同窓会(明専会)、日本学生支援機構等、特定の第三者には、本人の同意なしに個人情報を提供することがあります。

学生に関する情報で、必要な範囲で特定第三者に提供されるもの

- ・奨学金返還免除申請時に、医師・市区町村長等に提供することがあります。
- ・私費外国人留学生学習奨励費支給に関し、日本学生支援機構に提供することがあります。
- ・学生教育研究災害傷害保険・学研災付帯賠償責任保険申請、インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険、外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険及び学研災付帯海外留学保険申請に関し、日本国際教育支援協会に提供します。
- ・奨学金貸与申請及び返還に関し、日本学生支援機構に提供します。
- ・同窓会(明専会)
- ・保証人

業務委託について、個人情報の処理又は管理を外部に委託する場合には、個人情報を適切に取り扱っていると認められる者に限定し、かつ契約に際して法令及び本学の規程等の遵守を求めます。

また、法令に基づき、保有個人情報を個人が特定できないように加工したもの（行政機関等匿名加工情報）を第三者へ提供することがあります。

個人情報の開示・訂正等

○保有個人データの開示

本人から自己に関する保有個人データの開示の請求があった場合は、下記の各号に掲げるものを除き、速やかに開示します。

1. 開示することが他の法令に違反することとなる場合
2. 開示をすることにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれがある場合
3. 個人の指導、評価、診断、選考等に関する保有個人データであって、開示をすることにより、当該指導、評価、診断、選考等に著しい支障が生ずるおそれがある場合
4. 開示をすることにより、大学の運営の適正な執行に支障が生じ、又は請求自体が大学の業務に著しい支障を生ずる場合

○個人情報の訂正及び利用停止

学生、保証人の皆様は、個人情報の開示、訂正、追加、削除又は利用の停止を請求することができます。

また、本人から自己に関する個人データの訂正、追加、削除又は利用の停止（以下「訂正等」という。）の申し出があったときは、調査を行い、訂正等を必要とする場合は、遅滞なく訂正等を行います。

VII. 諸願届及び手続きについて

諸願届及び手続きについては、教務・入試係または学生・留学生係へ申し出ること。

種別	所要事項
休 学 願 保証人の連署を要する。	疾病その他やむを得ない事由により、2ヶ月以上就学を休止しようとする場合には、原則として1ヶ月前までに医師の診断書又は詳細な事由書を添えて願い出て、許可を受けなければならない。(様式1)
復 学 願 保証人の連署を要する。	休学期間が満了になったとき、又は休学期間中において事由の減少したときは、原則として1ヶ月前までに願い出て、許可を受けなければならない。疾病の快復により復学する者は、医師の診断書を添付すること。(様式2)
退 学 願 保証人の連署を要する。	事由を詳記して(病気の場合は、医師の診断書添付)、原則として1ヶ月前までに願い出て、許可を受けなければならない。(様式3)
死 亡 届	死亡診断書を添付して10日以内に届け出なければならない。(様式適宜)
改姓名届	戸籍抄本を添えて10日以内に届け出なければならない。(様式4)
保証人変更届	保証人を変更した場合に届け出なければならない。(新保証人による保証書を添付すること。)(様式5)
欠 席 届	疾病その他やむを得ない事由により、欠席(2ヶ月以内)する場合は、届け出ること。 なお、疾病による場合は、医師の診断書を添付すること。(様式6)
住所変更届	転居したときは、3日以内に届け出ること (様式7)
学 生 証	紛失した場合は、直ちに届け出て再交付を受けること。 なお、修了・退学等により学籍を離れるときは、直ちに返納しなければならない。
学業成績証明書 単位修得証明書 その他諸証明書	証明書発行願に必要事項を記入して申し込むこと。 なお、証明書の交付は、申し込みの2日後になるので余裕をもって申し込むこと。
通学証明書	学生証を提示し、所定の手続きをとって交付を受けること。通学定期券購入のための通学証明書は、現住所の最寄駅から大学までの区間について交付する。
在学証明書 修了見込証明書 旅客運賃割引証 (学 割)	学生証により、自動証明書発行機で交付が受けられる。

「注」

1. 様式1～7についての書式は次頁以降参照のこと。

2. 旅客運賃割引証(学割証)

学生が帰省、実験実習、体育活動、文化活動、就職等のためにJRの鉄道、航路又は自動車線で旅行しようとするときは、学生証を呈示のうえ学割証の交付を受けることができる。

(1) 1人あたりの年間交付枚数 10枚以内

(2) 有効期限は発行日から3ヶ月間

(3) 他人名義の割引証を使用したり、又、他人に割引証を貸したり学生証を所持しないで乗車したときなどは、普通旅客運賃の3倍の追徴金を支払わねばならない。

様式 1

休学願 Request for Leave of Absence

九州工業大学長 殿 提出日： 年 月 日
(Date) (Year) (Month) (Day)

To President, Kyushu Institute of Technology

所属 Department	Group: Department: Major:	類 学科 専攻	学生番号/Student No.
(ふりがな) 氏名/Name	印[Seal]		学年/Grade
生年月日 Date of Birth	年 月 日 (Year) (Month) (Day)	年	
住所 Address 電話番号 Phone	〒 (Postal code) ー ー		
	TEL (PhoneNumber) ー ー		
保証人欄 Not required for international students	氏名	(〒 ー ー)	印
	住所 電話番号	TEL ー ー	

下記の理由により、 年 月 日から 年 月 日まで

休学したいので、許可願います。I request approval for a leave of absence from
(Year / Month / Day) to (Year / Month / Day) for the reason circled below.

主要な理由を1つ選択してください。(1の病気、けがの場合は、医師の診断書を添付すること。)
Please circle one main reason from the following options. (In the case of 1. Illness or injury, it is necessary to attach a medical certificate from a physician.)

1. 病気、けがのため Illness or injury	2. 修学意欲減退 Loss of motivation to study	3. 履修科目なし Lack of courses to take	4. 学業不振 Poor academic performance
5. 進路再考 Reconsideration of career path	6. 家庭の事情 Family circumstances	7. 経済的理由 Economic reason	8. 就職(勤務の都合) Employment (work-related reasons)
9. 他大学受験 Examination at other university	10. 留学等のため To study abroad, etc.		
11. その他 Other	留学先国・地域名 Country/region of study : 年 月 日～ 年 月 日 Duration : (Year / Month / Day) to (Year / Month / Day)		

※ 上記に記した項目の詳細を記入して下さい。 *Please provide details for the item selected above.

[]

様式 2

復学願 Request for Resumption of Studies

九州工業大学長 殿 提出日： 年 月 日
(Date) (Year) (Month) (Day)

To President, Kyushu Institute of Technology

所属 Department	Group: Department: Major:	類 学科 専攻	学生番号/Student No.
(ふりがな) 氏名/Name	印[Seal]		学年/Grade
生年月日 Date of Birth	年 月 日 (Year) (Month) (Day)	年	
住所 Address 電話番号 Phone	〒 (Postal code) ー ー		
	TEL (PhoneNumber) ー ー		
保証人欄 Not required for international students	氏名	(〒 ー ー)	印
	住所 電話番号	TEL ー ー	

かねてから休学中のところ、このたび 年 月 日から
復学したいので、許可願います。

I request approval to return from a leave of absence and resume my studies from
(Year / Month / Day).

※ 病気休学中者は、医師の診断書を添付すること。

*Students on an illness/injury-related leave of absence are required to attach a medical certificate from a physician.

様式 3

退学願 Request for Withdrawal

九州工業大学長 殿 提出日： 年 月 日
(Date) (Year) (Month) (Day)

To President, Kyushu Institute of Technology

所属 Department	Group: Department: Major:	類 学科 専攻	学生番号/Student No.
(ふりがな) 氏名/Name	印[Seal]		学年/Grade
生年月日 Date of Birth	年 月 日 (Year) (Month) (Day)	年	
住所 Address 電話番号 Phone	〒 (Postal code) ー ー		
	TEL (PhoneNumber) ー ー		
保証人欄 Not required for international students	氏名	(〒 ー ー)	印
	住所 電話番号	TEL ー ー	

下記の理由により、 年 月 日付けで、退学したいので、
許可願います。I request approval for withdrawal as of (Year / Month / Day)

for the reason circled below.

主要な理由を1つ選択してください。(1の病気、けがの場合は、医師の診断書を添付すること。)
Please circle one main reason from the following options. (In the case of 1. Illness or injury, it is necessary to attach a medical certificate from a physician.)

1. 病気、けがのため Illness or injury	2. 修学意欲減退 Loss of motivation to study	3. 学業不振 Poor academic performance	4. 進路再考 Reconsideration of career path
5. 家庭の事情 Family circumstances	6. 経済的理由 Economic reason	7. 就職(勤務の都合) Employment (work-related reasons)	8. 他大学受験 Examination at other university
9. 単位取得退学・飛び級退学 Withdrawal accompanying course completion/level advancement	10. 留学等のため To study abroad, etc.		
11. その他 Other	留学先国・地域名 Country/region of study : 年 月 日～ 年 月 日 Duration : (Year / Month / Day) to (Year / Month / Day)		

※ 上記に記した項目の詳細を記入して下さい。 *Please provide details for the item selected above.

[]

様式 4

改 姓 名 届

九州工業大学大学院 生命体工学研究科長 殿

年 月 日

(学生番号 ー)
専攻 第 ー 年次

氏 名 年 月 日生

下記のとおり改姓(改名)したいのでお届けします。

記

改 姓 名	
英 字 改 姓 名	
旧 姓 名	
事 由	
改 姓 名 年 月 日	
九工大メールメールアドレス変更希望	有 ・ 無
上 記 有 の 場 合 変 更 希 望 年 月 日	[第一希望] 年 月 日 午前・午後 [第二希望] 年 月 日 午前・午後 [第三希望] 年 月 日 午前・午後

※英字改姓名は、新メールアドレスに使用します。

様式 5

保 証 人 変 更 届

九州工業大学大学院
生命体工学研究科長 殿

(学生番号)
専攻 第 年次

氏 名
年 月 日生

このたび下記のとおり保証人を変更しましたので、お届けします。

記

1. 新保証人 住 所 (郵便番号)

氏 名 ⑥

2. 旧保証人 住 所 (郵便番号)

氏 名 ⑥

3. 事 由

※保証書は添付すること。

様式 6

欠 席 届

九州工業大学大学院生命体工学研究科長 殿

(学生番号)
生命体工学研究科 専攻 第 年次
本人氏名
保証人住所
保証人氏名

このたび、下記により欠席しますので、お届けします。

記

1. 欠 席 日
年 月 日 から
年 月 日 まで
(日間)

2. 欠席の理由

3. 授業科目数

(注) 病気で一週間以上欠席する場合は、医師の診断書を添付すること。

様式 7

住 所 変 更 届

九州工業大学大学院
生命体工学研究科長 殿

(学生番号)
専攻 第 年次

氏 名
年 月 日生

このたび下記のとおり住所を変更しましたので、お届けします。

記

1. 移転年月日 年 月 日

2. 新 住 所 (郵便番号)

電話 :
携帯 :

3. 旧 住 所 (郵便番号)

VIII. 非常変災時における授業等の取扱に関する申合せ

改正 平成19年10月1日

平成22年3月31日

平成30年10月22日

令和 5年 1月25日

この申合せは、福岡県下に暴風警報、大雨警報、洪水警報等が発令された場合及び地震災害等が発生した場合に、学生の事故の発生を防止することを目的として、授業（試験を含む）の取扱に関し必要な事項を定める。

1. 暴風警報、大雨警報、洪水警報

- (1) 台風接近に伴い福岡県下に警報等が発令され、JR九州、西鉄バスなどの各種公共交通機関が運休した場合は、次のとおり措置する。

運休解除時刻

授業の取扱い

午前6時以前に解除された場合……………全日授業実施

午前9時以前に解除された場合……………午前休講・午後授業実施

午前9時を経過しても解除されない場合……………全日授業休講

※交通機関等の解除に関する確認はラジオ、テレビ等の報道による。

- (2) その他台風等の災害により通学が困難と認められる場合の休講措置については、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

2. 地震災害

地震災害時の休講措置については、地震の規模、交通機関の運休状況を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

3. 降雪等災害

大雪警報が発令された場合の休講措置については、第1項(1)の取扱いを準用する。

なお、大雪警報が発令されない場合でも、降雪、道路凍結により通学が困難と認められる場合は、各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で休講措置を行う。

4. その他の災害等

その他の災害及びJR九州等の各種公共交通機関の障害等により必要と認められる場合の休講措置については、交通情報を基に各学部の学部長及び生命体工学研究科長の判断で行う。

5. ストライキに伴う授業措置

公共交通機関におけるストライキの場合の休講措置については、第1項(1)の取扱いを準用する。

6. 遠隔授業システムを用いた授業の場合の措置

キャンパス間にて遠隔授業システムを用いた授業については、上記第1項から5項の非常変災に該当し、いずれかのキャンパスが休講措置となった場合、他方のキャンパスも該当科目の授業は休講とする。

7. 学生への措置

上記第1項から5項の非常変災に該当せず休講措置されない場合でも、通学が困難なため学生が授業に欠席した場合、学生の届出により授業担当教員はその学生が通学不能であったと判断した場合には、本人の不利益にならないよう配慮する。

8. その他の措置

上記以外に学長が指名する副学長から別途指示があった場合は、その指示に従う。

9. 休講措置の周知方法等

- (1) 担当課は、学生に対して掲示等により速やかに周知させるとともに、電話等による問い合わせに速やかに応じる。
- (2) 九州工業大学のホームページに掲載する。
非常勤講師に対する連絡体制を確立させておく。

10. 休講措置の補講

休講措置をした場合は、当該学期の授業調整期間に補講を行う。

附 則

この申合せは、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この申合せは、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この申合せは、令和5年1月25日から施行し、令和4年4月1日より適用する。

IX. 附属図書館利用案内

<https://www.lib.kyutech.ac.jp/library/>

若松キャンパスの皆様は、北九州学術研究都市「学術情報センター」と、九州工業大学の図書館(戸畑・飯塚に各1館)をご利用いただけます。ここでは、九州工業大学附属図書館の利用についてご案内します。

北九州学術研究都市「学術情報センター」の利用については、ウェブサイト(<http://media-lib.hibikino.ne.jp/>)をご参照ください。

◇ 開館日・開館時間

曜日	授業期間	春・夏・冬季及び 臨時休業期間	学期末試験期間 (試験1週間前から)
月曜日～金曜日	8:30 - 20:00	9:30 - 17:00	8:30 - 22:00
土曜日	11:00 - 19:00	休館	11:00 - 19:00
日曜日・祝日	休館	休館	11:00 - 19:00

※夏休み等、臨時休館することがあります。

※本館(戸畑)と分館(飯塚)で異なることがあります。詳しくは図書館ウェブサイトをご確認ください。

◇ 入館

学生証が図書館利用者票を兼ねています。

入館の際は、学生証を入館ゲートに読み取らせてください。

◇ 借りる・返す・コピーする

資料を借りるときは、借りたい資料に学生証を添えてカウンターへお持ちください。自動貸出機でも手続きが可能です。

[貸出冊数・貸出期間]

学生用図書	研究用図書	雑誌	視聴覚資料
10冊・2週間	1ヶ月	5冊・1週間	2本・3日間

(夏季休業期間には長期貸出を行います。詳細は掲示やウェブサイトでお知らせします)

返すときは、図書館開館中はカウンターへ、閉館中は返却ポストへお返しください。若松キャンパスからの学内便での返却も可能です。

返却が遅れた場合、返却が完了するまで貸出停止となります。返却期限は必ず守ってください。

館内にコピー機を設置しており、著作権の範囲内で資料のコピーを取ることができます(1枚10円)。

◇ 取り寄せる

- ・ 本館・分館の図書取り寄せ(無料)

本館(戸畑)・分館(飯塚)にある図書・視聴覚資料を取り寄せることができます。

Webからマイライブラリにログインして申し込むか、所蔵図書館へメールで依頼してください。学内便で所属研究室へ送付いたします。

- ・ 本館・分館資料の電子複写(無料)

当館所蔵資料に限り、著作権を超えない範囲での複写を無料で提供いたします。

マイライブラリにログインして、新規申込＞複写の依頼からお申込みください。

※受取館を戸畑本館に設定し、通信欄に「本学所蔵資料」と注記していただけるとスムーズです。

- ・ 他大学図書館資料の文献複写・相互貸借(有料)

学内にない資料は、国内や海外の他の図書館等から複写物や図書を取り寄せることができます。

いずれも複写料や送料がかかります。

マイライブラリから本館(戸畑)へ依頼してください。学内便で所属研究室へ送付いたします。

公費利用を希望する場合は、配属先研究室教員からの申請が必要です。

◇ レファレンスサービス

資料の探し方や、図書館の利用方法などについて質問や相談に応じています。カウンターへ直接、またはメールでお尋ねください。

E-mail: tos-service@jimu.kyutech.ac.jp 電話 093 (884) 3074

◇ 図書館にない本の購入希望を出す

図書館に必要な本がないときは、購入希望を出すことができます。Webサイトのフォームからお申込みください。

<https://forms.office.com/r/eKrW9pstmJ>

◇ パソコン等の機器を使う

- ・ 無線 LAN

無線 LAN (KIT-A, B) が利用できます。

利用には九工大 ID が必要です。

◇ ラーニングコモンズ

可動式の椅子や机を組み合わせ、学生の皆さんのニーズに合わせた学習空間を作り出すことができる「ラーニングコモンズ」を設置しています。授業やイベント、プレゼンテーション、ディスカッション等に利用できるほか、パソコンや AV 機器を使った自学自習も可能です。アクティブラーニングの場として各人に合った使い方を探してみてください。Webから予約もできます。

◇ 個人ブース

就活でのオンライン面接やオンラインミーティングなど幅広い用途にご活用いただけます。

WEB から予約してご利用ください。

<https://www.lib.kyutech.ac.jp/FacilityReservation/>

◆ Webサービス

- ◇ マイライブラリ: <https://www.lib.kyutech.ac.jp/opac/user/login>

マイライブラリは、本学に所属する教職員・学生・院生等向けの図書館オンラインサービスです。

以下のようなサービスが利用できます。サービスの利用には九工大IDが必要です。

[マイライブラリでできること]

- ・学外からの文献複写取り寄せや図書借用の申込
- ・資料の予約・予約取消
- ・借りている資料、予約している資料の状況照会
- ・貸出期間の延長
- ・登録した条件にあてはまる新着図書・雑誌の表示
- ・これまでに借りた資料の表示
- ・ブックマークの利用

- ◇ 施設予約: <https://www.lib.kyutech.ac.jp/FacilityReservation/>
館内のラーニングcommons・グループ研究室・個人ブースの予約ができます。
- ◇ 九工大図書館蔵書データベース検索(OPAC): <https://www.lib.kyutech.ac.jp/opac/complexsearch>
九工大の図書館にある図書・雑誌・視聴覚資料が検索できます。
- ◇ 電子ジャーナル・電子ブック検索(SFX): <https://sfx2.usaco.co.jp/kit/az>
九工大で契約している電子ジャーナルや電子ブックの検索ができます。また、データベース検索から、SFX のリンクをたどると、本文までナビゲートしてくれます。
- ◇ まとめて検索(ディスカバリーサービス:Primo):
<https://usaco.hosted.exlibrisgroup.com/primo-explore/search?vid=kit>
複数のデータベースを同時に検索することができます。検索後に、九工大の蔵書や資料種別で絞り込むことも可能です。図書や論文など資料を問わず世界中の情報を調べたいときに便利です。
- ◇ Web上で利用できる資料
九工大図書館では、紙の資料以外にも、インターネットを通じて以下のようなさまざまな資料を提供しています。すべて図書館Webサイトからアクセスできます。
基本的に学内からのみのアクセスとなりますが、九工大 ID でログインすることで、一部を除き学外からも利用することができます。
 - 電子ジャーナル: <https://www.lib.kyutech.ac.jp/library/ja/list/ejournal>
電子ジャーナルとは、雑誌論文を電子化し、Web 上で全文を読むことができるようにしたものです。Elsevier 社や Wiley 社などが発行する雑誌の論文を読むことができます。
 - データベース: <https://www.lib.kyutech.ac.jp/library/ja/list/database>
テーマに沿った雑誌論文や新聞記事、データを探することができます。
 - 電子ブック: <https://www.lib.kyutech.ac.jp/library/ja/list/ebook>
電子版の書籍で、パソコンや スマートフォン、携帯読書端末などのディスプレイで読むことができます。
 - デジタルビデオコンテンツ: <https://www.lib.kyutech.ac.jp/library/ja/list/videocontent>
Web上で利用できる映像資料です。
 - 九州工業大学機関リポジトリ(Kyutacar) : <https://kyutech.repo.nii.ac.jp/>
学内で生産された教育・研究成果情報を電子的に蓄積・保存し、無償で学内外に公開するインターネット上のデータベースです。博士論文や教員の論文が収録されています。

○図書館連絡先

【戸畑】図書館サービス係

TEL:093-884-3074 FAX:093-884-3075 E-mail:tos-service@jimu.kyutech.ac.jp

【飯塚】情報工学部分館図書係

TEL: 0948-29-7541 FAX: 0948-29-7543 E-mail:tos-jphotosyo@jimu.kyutech.ac.jp

・X 公式アカウント(@kyutech_lib) https://twitter.com/kyutech_lib

・LINE 公式アカウント(@928wotqu) <https://lin.ee/gSLbXOY>

大学院生命体工学研究科

大学院担当教員の
教育研究分野及び授業科目

教育研究分野及び授業科目

シラバスはこちら(<https://edragon-syllabus.jimu.kyutech.ac.jp/guest/syllabuses>)から閲覧してください。

生体機能応用工学専攻

講座名	主要研究分野	主要教育研究内容	授業科目	担当教員	所在地
グリーンエレクトロニクス	パワーエレクトロニクス	パワーエレクトロニクス技術を応用し、人や環境に優しく、省エネルギーを実現する電力変換装置の開発やその応用に関する研究を行う。具体的には電力用静止機器の電力変換装置やモータのセンサレス制御、高性能高効率駆動制御技術について研究を行っている。	パワーエレクトロニクス応用	花本 剛士	若松
	パワーエレクトロニクス、パワー半導体	パワー半導体を中心に研究を行っている。個体物理から電気電子回路、信頼性まで扱う統合的な技術分野である。パワー半導体は電気自動車や風力発電、長距離送電で活用されており、カーボンニュートラル実現の必須技術と言われている。	パワー半導体デバイス	大村 一郎	若松
	ナノ材料・太陽電池・金属イオン電池	自然界の光合成システムを再現する光電変換システムについて研究することである。また機能性ナノ材料のデザイン及び合成を行い、それらの応用に関する研究を行っている。特に高効率・低コストな次世代薄膜太陽電池と金属二次電池の研究開発を行っている。	ナノ材料とエネルギー変換	馬 延麗	若松
	有機機能性材料およびそれを用いたデバイス	光合成の仕組みを利用した太陽光を電気に変える有機系の次世代太陽電池と低コストで作製できる有機電子デバイスの研究を行っている。目的を達成するためには太陽光を吸収する新色素(近赤外色素)の合成、電荷を効率的に運ぶ高い電子及びホール輸送する有機半導体とそれの簡便製膜技術の開発が必須である。上記光機能性分子を分子軌道計算で設計、合成し、それらの応用は太陽電池及び有機エレクトロニクス分野に有用性を評価している。計算化学・合成・基礎物性デバイス評価までの広い領域をカバーし、高効率有機太陽電池と有機エレクトロニクスデバイス作製のための指針を提案し、環境を通じて社会に貢献することを研究の目的としている。	先端電気化学工学、有機エレクトロニクス材料とデバイス	パンティシヤム スティール	若松
	パワー半導体・電気電子材料	ダイヤモンドの優れた半導体特性を応用した超高性能パワーデバイスの研究を行う。ダイヤモンド・パワーデバイスの実現は、電気エネルギーの高効率利用や直流送電によるエネルギーグリッドの構築を可能にし、脱炭素社会の実現に貢献する。ダイヤモンド結晶成長、デバイス作製プロセス、パワー・デバイス評価、ダイヤモンドの新たな機能の探求などの研究を行う。	半導体材料とデバイス	渡邊 晃彦	若松
	生体力学	生体の材料力学を基礎にした教育と研究を実施して、生体外の力学的環境や生体内の力学的状態が生体構成要素の機能に及ぼす影響を実験的に解明したり、計算機シミュレーションを通して現象を予測したりして、問題解決能力を養う。習得した技能は、生体機能の維持・回復、医療現場での診断・治療の支援や、製造業における人と接する製品の設計などに活用する。 (参考: http://www.life.kyutech.ac.jp/~yamada/)	生体力学	山田 宏	若松
	生体流体力学	先端医療をより高度化するため、機械工学、特に流体力学やそのほかの応用力学の知識を用い、(1)人工臓器開発のための血液流れの溶血・血栓現象の数値的・実験的解明、(2)衝撃波を利用したドラッグ・デリバリー・システムの開発、(3)衝撃波を利用した環境バイオプロセスの開発、(4)再生医療のための衝撃波細胞増殖制御、血液内の白血球の走化性の物理的解明とマイクロマシン動力源としての応用、(5)循環器系流れのフラクタルを利用した流れの数値シミュレーションとその高速計算のアルゴリズムの開発、(6)気泡や超音波の医療応用、(7)衝撃波による細胞変形挙動解明、さらには(8)気泡を用いた上下水浄化システム向上、(9)高齢者の転倒による脳損傷のシミュレーションによる解析などの研究を行っている。	生体流体力学	玉川 雅章	若松

生体メカニクス	バイオマイクロデバイス	半導体加工などのマイクロ・ナノ加工技術を利用して実現される微小な構造と機能は、マイクロマシンやMEMS (Micro Electro Mechanical Systems)と呼ばれる。このMEMS技術とバイオ技術を融合することで、医療や創薬に貢献する革新的なマイクロデバイスを構築する。例えば、シリコン基板上に微小な培養容器、流路、電極などを形成し、その上で神経細胞を安定的に培養する技術、神経細胞の電気的信号を計測する技術、デバイス上に脳構造を再構築する技術などを確立し、病気の発症メカニズムの解明や再生医療に必要な細胞解析、新薬の効果や安全性の評価などを行うことが可能なマイクロデバイスを実現する。	バイオMEMS	安田 隆	若松
	生体機能材料	病気やけがにより損傷を受けた生体組織の機能を代替する生体材料の合成と評価を行っている。主として骨や歯、軟骨等の修復に焦点を合わせ、材料の持つ特性を引き出しながら、優れた生体親和性を発揮する新素材を設計する。例えば、生体内で異物反応なく骨と自然に結合できる人工骨を、セラミックス、金属、高分子、あるいは有機-無機ナノハイブリッド等から創成し、その微細構造や化学的特性、生物学的親和性を評価する。さらに、生物が小さなエネルギー消費で骨や貝殻を作り出すプロセスに学び、常温常圧の下で高機能セラミックスを合成し、医療や環境浄化等に応用する試みも進めている。最近では、上記に加えてがん治療や薬剤徐放を支援するセラミックス微粒子の研究も展開している。	生体機能材料	宮崎 敏樹	若松
	知能機械	近年、ロボット技術が医療・福祉分野に適用され、ロボットが人と接する機会が増えている。その場合、従来の産業用ロボットとは異なり、人とロボットが接したときのお互いの損傷が少ないよう柔軟な素材を使ってセンサやアクチュエータを構成することが必要である。そのような背景から、「柔軟なセンサ・アクチュエータの医療・福祉・産業への応用」を目指し、(1)形状記憶材料や人工筋肉のロボットへの応用、(2)低侵襲治療機器にも用いることのできる柔軟な触覚センサ、(3)血管内治療用シミュレーションシステムなどの研究を行っている。	生体機械力学	高嶋 一登	若松
	MEMSベース医学	生体内で起きている現象を詳細に理解するためには、特定の分子や細胞を取り出し、それぞれの特徴を評価することが求められる。本研究室では、マイクロマシニング技術によりMEMSやマイクロ流体デバイスを作製し、分子・細胞の機械的な特性の計測や、他の物質との相互作用計測を行っている。開発するデバイスと研究成果によって、がん研究やがん診断、治療へ貢献することを目指している。	マイクロ分析システム	久米村 百子	若松
	呼応型機能材料	人工材料の中には、周囲の環境に応じて自発的に構造を変化させ、その環境と調和するものがある。しかし、自然界や生物体内での変化(pH、温度、応力、生体分子濃度など)に応じて多様な機能を発揮する材料については、まだ十分に研究が進んでいない。 ケイ酸塩、リン酸塩、炭酸塩などの無機化合物と有機分子をナノレベルで構造的に制御・組み合わせることにより、周囲環境に応答して構造変化や分解を生じる準安定化合物を設計・合成する。体液や海水などの水溶液環境における材料の挙動や、それに対する哺乳類細胞や微生物の応答を詳細に解析し、組織再生医療や環境浄化への応用を目指す。	呼応型機能材料化学	中村 仁	若松
	界面機能工学	「元素循環を実現する化学」のコンセプトのもと、「産業プロセス」・「物質生産」・「エネルギー生産」の新技术の創生と実用化に挑むを基礎研究を推進し、そうした基礎研究成果を基にして産学連携研究も多数行っており、製品開発も行っている。その目指すところは、持続可能社会・持続可能産業の実現である。 春山研究室(界面機能工学分野)の教育研究活動内容と研究実績は、その一部を研究室のホームページ上で紹介しているので、併せて閲覧のこと。	界面機能と化学循環	春山 哲也	若松

環境共生工学	微生物工学	微生物は精巧な微生物機能により、様々な過酷な環境で生き延びる術、有用な物質を造りあげる術などを兼ね備えている。そのような微生物が持つ有用な機能を工学的に応用するために、バイオフィルム形成、微生物間コミュニケーション、環境浄化などに関わる機構を遺伝子工学的かつ生物化学的な視点で解明し、その微生物機能に基づいた新規的な環境技術とものづくりの構築を目指している。	微生物機能と化学循環	前田 憲成	若松
	分析物理化学	光励起により様々な機能を発現する無機の半導体材料の開発とその反応機構の解明を目的に研究を行っている。例えば、環境浄化やエネルギー変換を引き起こすことができる光触媒やこれらを活用した光触媒電極などである。	光機能材料と化学循環	村上 直也	若松
	生物機能構造	タンパク質分解酵素検出試薬、ペプチドナノ構造体等の設計、合成およびその解析を行い、生体分子の機能と構造の関わりを解明する。	生物機能構造	加藤 珠樹	若松
	生物機能分子	生体分子とナノ粒子の融合による新規機能性ナノ材料の構築およびそのセンサ素子への応用研究や、植物・昆虫由来の機能性タンパク質をベースに設計した生体分子を利用して、微生物や植物に高効率に組み換えタンパク質を発現する研究やストレス耐性を向上させる研究に着手している。	生物機能分子工学	池野 慎也	若松
	環境共生機能材料	環境問題は、様々な国や地域と連携して解決することが必要である。現実の社会を見据えた環境と共生できる社会づくりを目指す研究開発を行なっている。具体的には、自然の恵みであるバイオマス素材の特徴を活かした材料開発やリサイクル技術の開発を通して、研究成果を社会に還元する。有機合成や高分子合成を学び、付加価値の高い材料の創成をおこなう。	環境共生材料化学	安藤 義人	若松
	触媒電解工学分野	地球環境の課題を解決する元素循環に関する研究をしています。地球温暖化は人類が解決すべき課題の一つである。地球温暖化を進めている原因として考えられている温室効果ガスの二酸化炭素は、人類が社会を豊かにするための科学技術によって大気へ放出されている。この課題に立ち向かうのも科学技術であり、化学の力で解決を目指す。二酸化炭素を還元することで、工業的に有用な資源物質を作り(二酸化炭素の資源化)、社会発展に使われることによって元素循環を実現し、地球環境の課題解決と人類の社会発展の実現に取り組む。まだわかっていないことに取り組むことで、課題を解決する力が身に付く。研究室では、研究を通して課題解決能力を身につけ、社会の課題を解決できる能力を持つ人材の育成に努める。	電解触媒工学と化学循環	高辻 義行	若松

グ リ ン テ ク ノ ロ ジ	マイクロ化学	ロボティクス・グリーンテクノロジーの理解を深めながら、マイクロ・ナノスケールで出現する特異な現象を理解していく。この現象を適用したメカトロニクスの主要パーツであるアクチュエータ・センサ材料の設計、製作技術に関する教育と研究を実施する。 ・メカトロニクス・ロボティクス製品の環境性能向上を考慮した磁性材料の研究 ・アクチュエータ・センサの高性能化に必要な薄膜形成技術の研究 ・真空用ロボットで必要な真空軸受用固体潤滑剤の研究	マイクロ化学	佐々木 巖	連携機関1
	メカトロニクス	メカトロニクスシステムのシステム設計および実現につき、理論的および実験的に教育と研究を行う。キーワードは精密化(マイクロ～ナノメートルレベル)と高速応答化, ロバスト化である。さらに、メカトロニクスシステムが人間と協調する環境を想定し、そのためのシステム設計をハードおよびソフトの両面から教育及び研究する。	メカトロニクス	本田 英己	連携機関1

連携機関1:(株)安川電機

教育研究分野及び授業科目

シラバスはこちら (<https://edragon-syllabus.jimu.kyutech.ac.jp/guest/syllabuses>) から閲覧してください。

人間知能システム工学専攻

講座名	主要研究分野	主要教育研究内容	授業科目	担当教員	所在地
人間知能機械	フィールドロボティクス	ICT技術の発展とともに、ロボットの活動範囲は工場の自動化から極限環境、サービス分野まで拡大している。社会で活躍するロボットを開発するには、ロボットの知能化や人間／ロボット共存が重要な研究課題となっている。本研究室ではフィールド実験や競技会を通じてロボットの有効性を検証し、社会に貢献できるロボットの開発を目指す。具体的には、水中ロボットによる海底調査や水中構造物の検査、トマト収穫ロボットの開発、ロボカップサッカーを題材にしたマルチエージェントシステムの開発等を行う。	ロボット運動学	石井 和男	若松
	知能創発ナノシステム	本分野では、生体の機能に学んだ人工知能(AI)ハードウェアなど新しい情報処理に用いる為の基本的なナノ電気デバイスの材料工学に根差した開発およびその回路化を目指す。特に脳型信号発生・伝達、視覚・画像認識のためのAIナノデバイスに注目し内外の研究機関・グループと連携し研究を行う。この過程で、基礎学問としてのメソコピック物理学、有機・無機電気物性や初歩的なプログラミングの知識を得るとともに、産業界で要望されている実践的な最新のAIナノデバイス作製技術・脳型応用やその回路化技術などを習得することができる。	知能マテリアルシステム	田中 啓文	若松
	人間機能代行システム	疾病や加齢によって生じる身体機能障害は、生体の感覚・運動機能および脳の働きが不十分なために生じる。ここでは、ヒトの感覚・運動機能の特性を心理物理学的手法により解析し、その特性を活かしながら、不十分な身体機能を代行・支援する方法や装置の研究開発をおこなう。	人間機能代行システム	和田 親宗	若松
	脳型計算機システム	“人間と自然なインタフェースで意思のやり取りを行い、人間のように自ら考え行動できるロボットの実現”を遠大な目的として掲げ、人間の持つ知能を工学的に実現する“脳型計算機システム”の研究開発を行う。再構成可能半導体FPGA, Many Core CPU, インターネットを複合した“ハードウェア・ソフトウェア・ネットワーク複合体”により、高い演算性能と電力効率を実現する専用性と、多様な問題へ対応できる汎用性を両立するシステムを確立する。これに、生物の脳が持つ学習機能を融合することで、自ら考え、経験を積み、学習・成長する脳型計算機を模索する。さらに、人間の生活空間で人間のパートナーとして働くサービスロボットや自動運転車、人間に優しいインタフェースを提供する知的動画画像処理等、多角的応用を行う。本分野へ所属した学生は、研究活動を通し、現在の高度情報化社会を支えるハード、ソフト、ネットワークに関する実践的な技術とそのシステム化に関するノウハウを習得できると共に、脳機能という21世紀最大のフロンティアを工学的な立場から切り開き応用する研究テーマへと携わることが出来る。	知能デジタル集積回路、AIセミナー	田向 権	若松
	脳型ロボットセンシング	生体感覚系から学んだセンシング技術の開発とロボットを用いた生体観測/操作/シミュレーション技術開発を二つの軸に研究活動を行う。具体的には照明変化に頑健かつ効率的に情報抽出する視覚センサやエロケーション機能の工学的再現、事象駆動型演算回路、それらのフィールドロボット/生体感覚神経系の実機シミュレーションへの応用に関して研究する。	ロボットセンシング	安川 真輔	若松
	フィールドロボティクス	実際の環境でロボットが目的のミッションを確実に達成することを目指し、本研究室は実環境でロボストに行動するフィールドロボットシステム、及びその周辺技術の開発を行う。近年は海中ロボットを中心に、海洋生物捕獲ロボット、海中画像の鮮明化、音響センシング、養殖業のためのセンシングデバイスに関する研究に取り組んでいる	インテグレーション実践演習Ⅰ,Ⅱ	西田 祐也	若松

	脳型統合システム	「機能の相互作用によって知能を発現する」という考えに基づいて、人と共生するロボットの知能を担う「脳型統合システム」の研究開発を行います。現行のAI技術は、大規模なデータセットと強力な計算機を必要とするため、大量の学習データを用意できないケース、強力な計算機を用意できないケース、省電力が求められるケースにおける適用が困難です。この問題に対して、即座に学習可能で、省電力に情報処理を行う脳の機能を模倣したAIシステムを考案し、現行のAIを補完します。例えば、脳の海馬・扁桃体・前頭前野のモデルを考案し、それらを相互作用させることで、現行のAIでは実現困難な個人の少量の経験に基づいた知識の獲得、および記憶に基づいた予測・行動生成を可能にします。さらに、モデルの考案に留まらず、AIの情報処理を高速かつ省電力に実行するためのアルゴリズムとハードウェアの研究開発まで一貫通貫で行います。本教育研究分野へ所属した学生は、脳型AI×ハードウェア×ロボットという研究領域を融合した、独自性の高い研究テーマに携わり、研究活動を通して、社会が要請する多様な知識と技術を備えた人材となることを目指します。	AIセミナー、 Robot Operating System演習	田中 悠一郎	若松
人間知能創成	脳型知能学習理論	脳型の人工知能を実現するための学習理論を究明し、アルゴリズムとして実現することをめざす。特に、データを通して普遍的な知識を発見し、ものごとを多面的・多層的に理解する学習理論の研究に取り組む。また、開発したアルゴリズムをデータ可視化、視覚的情報探索に応用する。さらに、人間のコミュニケーション解析や、行動発達の数理モデルを構築する研究も行い、自己理解や個性が創発する知能の実現をめざす。	数学基礎A	古川 徹生	若松
	人間・社会的知能システム	ヒトやシャカイを理工学的に理解し、それに基づいた支援システムを構成し、さらに社会実装にも取り組む。人工知能・制御など数理工学に基づいた知能ロボティクスや、脳科学、スマートライフケア領域における医療福祉系の学術研究は勿論、日本屈指のスマートライフケア共創工房を活用し、支援ロボットのプロトタイプ開発・評価を、高齢者、障がい者、医療・看護・介護従事者などと連携して推進している。人工筋肉を用いた小型軽量歩行アシスト装置や運動学習用スーツ、既存歩行器のアシストロボット化、着衣介助ロボット、スマートデバイスを用いた患者の調子予測など多彩な研究やプロトタイピングを推進している。	脳型学習理論A,B, 介護医療DX演習	柴田 智広	若松
	知的情報処理システム	ヒトの行動を自動で計測また記録などを収集して解析することで、ヒトの特性や状態を推定することで、適切な理解や介入方法の検討などが可能になると考えられる。ヒトの内部状態も組み込んだ行動モデルおよび行動の変容モデルを構築することで、行動の予測やシミュレーションなどを実現することを目指している。	機械学習基礎 2A,2B	堀尾 恵一	若松
	IoT・ビッグデータ	スマートフォンやセンサから集められたデータから行動を認識し様々なサービスに活用する技術を研究する。医療・介護ビッグデータも集めながらAIを育てる。	機械学習基礎 1A,1B	井上 創造	若松
	脳型知能創発システム	環境との相互作用で生物が知能を生み出し、知識形成する過程を探索。脳-身体-社会の動的関係性を科学し、知能創発の原理を構成論的に検証。生体信号計測(脳波・視線・動作)、身体支援機器設計(MBD理論解析)、自動運転用AI、熟練者暗黙知の顕在化技術へ活かす。	数学基礎B, 脳型情報処理B	我妻 広明	若松
	神経科学、医療・福祉工学、スポーツ科学	本研究室のミッションは、神経科学と医療・福祉工学の融合による社会実装を目指した研究の展開である。最近の主な研究テーマは、神経科学的知見に基づく歩行補助用具の評価および開発と、ニューロモデレーションを用いたヒト運動学習の促進である。主な研究手法として、経頭蓋磁気刺激・経頭蓋直流電気刺激、末梢神経電気刺激、表面筋電などの電気生理学的手法、運動学習や歩行適応などの行動科学的手法、モーションキャプチャーによる動作解析を用いる。	運動神経生理学特論	小幡 博基	若松

	感性情報処理・ソフトコンピューティング	人間の主観的な特性を数学的・工学的にモデル化し、情報処理技術と融合させることを通じて、より人間と親和性の高い情報システムをデザインする教育研究を行う。	脳型情報処理A	吉田 香	若松
	生物規範知能システム	生物は、身体のやわらかさや冗長さ、情報を劣化させるノイズの存在など、一見欠点・問題とも見える特徴を多く持つ。しかし、生物の優れた能力の背景には、これらの特徴を逆に利用するメカニズムがある。本研究室では、生物を規範としたロボットや制御・学習システム、情報処理に関する研究・開発を通じ、そのメカニズムを構成論的に理解し、既存の体系を拡張することを主眼としている。	脳型情報処理B, 人間知能システム工学特論1,2	池本 周平	若松
人間・脳機能	神経リズム回路とBMI	下等生物の神経系から高等生物の脳内で様々な自発的神経リズムが観察され、生物の能動的情報処理機構と関係がある。この神経リズムを用いた脳内情報処理機構を、ヒト脳波実験、動物電気生理学実験及び計算機実験を用いて教育と研究を行う。	脳情報神経回路システム	夏目 季代久	若松
	Team Management	1. Team Communication 2. Occupational Health Marketing 3. Key Words Meeting® 4. Versatile Educational Tools 5. Comprehensive Health Resources Integrated Solution	チームマネジメント	Doosub JAHNG	若松
	数理神経回路	神経細胞の機能的な働きを数理モデルを通して理解し、その機能を工学に応用するための教育と研究を行っている。神経細胞の非線形解析も行っている。	数理神経工学A,B	立野 勝巳	若松
	分子感覚システム	外界環境の検出およびその情報伝達には、受容細胞内において多様な分子が動的に関与している。化学物質受容細胞の化学物質検出機構、情報処理機構を生理学的に研究し、これらの機能発現に関与する分子を遺伝子レベルで解明している。	分子感覚システム, 人間知能システム特論3	大坪 義孝	若松
ヒューマンテクノロジー	知識情報処理	知的システムにおけるアルゴリズム開発の基礎的方法論および応用事例研究を行う。本研究では、自然界や人類が持つ「知」を学ぶことで、問題解決やコミュニケーションに役立てること、すなわち価値創造に結びつけることを重要視している。具体的には、ファジィ論理やソフトコンピューティングおよび統計解析などの基礎的内容の理解と同時に、健康や環境分野を対象として応用研究を行う。特にセンサデータ解析に基づく、指標・基準・因果関係の開発と活用方法の構築を目指す。また、人間-機械協調系における社会的知能について検討を行う。さらに、企業における研究開発のあり方について紹介、議論する。	画像センシング・知識情報処理工学	中嶋 宏	連携機関2
	画像センシング	人間の視覚にせまる画像センシング技術開発に必要な基礎的方法論および応用事例研究をおこなう。対象の反射特性や照明光などから得られる光情報から対象の位置姿勢などを正確かつ高速に抽出する方法やそこから得られたデータを意味のある情報に変換する方法を実用化に耐えるレベルで実現することを目指す。	画像センシング・知識情報処理工学	諏訪 正樹	連携機関2
	生物模倣型ロボット	生物の機能・能力・構造からヒントを得て工学に応用するバイオメティクスが注目を集めている。本研究室では、バイオメティクスをロボット工学に応用し、新しい移動形態、情報処理システムの研究を行う。	生物規範工学	松尾 貴之	連携機関3

連携機関2:オムロン(株)

連携機関3:北九州工業高等専門学校

大学院生命体工学研究科

キ ャ ン パ ス ラ イ フ

C o n t e n t s

I. 学生生活と住居	1
1. 奨学金	
2. 入学科の免除	
3. 授業料の免除	
4. アルバイトについて	
5. 下宿・アパート等の状況	
6. 正課中、課外活動中及び通学中の事故・傷害	
7. 授業料未納者への督促時期について	
II. 交通案内及び建物配置図	6
1. 交通案内	
2. 建物配置図	

I. 学生生活と住居

1. 奨学金

日本学生支援機構の奨学金を主とし、地方公共団体及び民間育英団体の奨学金があります。

①日本学生支援機構奨学金

奨学生の募集は、年2回（春期・秋期）行っています。

◆貸与月額

【第一種奨学金】（無利子）

○博士前期課程 50,000 円, 88,000 円から選択

○博士後期課程 80,000 円, 122,000 円から選択

【第二種奨学金】（有利子）

○博士前期・後期課程 5 万円, 8 万円, 10 万円, 13 万円, 15 万円の中から選択

【入学時特別増額貸与奨学金】（有利子）

○博士前期・後期課程 10 万円, 20 万円, 30 万円, 40 万円, 50 万円の中から選択

（第一学年のみ。日本政策金融公庫の国の教育ローンを利用できなかったことが条件となります。）

◆緊急・応急採用

主たる家計支持者の失職・死亡、被災等によって家計が急変し、修学に困難が生じた場合、申請できることがあります。希望される場合は、学生・留学生係までご相談ください。

◆人的保証制度と機関保証制度

奨学金の貸与にあたって、連帯保証人及び保証人を選任する人的保証制度と、一定の保証料を支払うことにより、奨学金の貸与を受けることができる機関保証制度があります。申込時に人的保証または機関保証のどちらかを選択することになります。

なお、人的保証を選択した場合、各種条件がありますので、必ずご確認ください。

◆以前に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていたみなさんへ

高校・高専・大学在学中に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた方で在学中の返還猶予を希望する方は、入学後、スカラネット・パーソナルにより手続きをお願いします。

URL : <https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/>

本件の手続きに関しては、4月の第一週目頃に全学生宛てにメールいたします。

◆適格認定（継続手続）

貸与期間中は、毎年1回適格認定（スカラネット・パーソナルによる継続手続）をしなければなりません。本件の手続きに関しては、対象者へ12月以降にメールいたします。

学校では学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。

この「継続願」を提出しないと、奨学金が廃止となるので注意してください。

◆異動等届出

奨学生に休学・退学・転学・辞退・死亡等の異動が生じた場合は、ただちに所定の様式

によって届け出なければなりません。また、月額変更、改氏名、口座変更、連帯保証人及び保証人変更、連帯保証人及び保証人転居などについても届け出なければなりません。

異動が予定されているときまたは異動があったときは、速やかに学生・留学生係へ相談の上、届け出てください。

◆奨学金の返還

日本学生支援機構の奨学金は貸与であり、貸与終了後には返還の義務があります。この返還金は新たな奨学生へ貸与する奨学金の財源となりますので、定められた期間内に必ず返還しなければなりません。返還は、貸与金額に応じて定められた金額を月賦等により返還することになります。

貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」と「返還のてびき」を配付します。内容を確認の上、定められた期限までに手続きをしてください。本件の手続きに関しては、対象者へ個別にメールいたします。

【大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者の返還免除について】

大学院第一種奨学金貸与者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者として日本学生支援機構が認定した場合、奨学金の全部又は一部の返還が免除されます。

本学でも、「九州工業大学における日本学生支援機構大学院第一種奨学金の返還免除候補者選考に関する規程」に基づき、候補者を選考の上、日本学生支援機構に推薦します。

本件の手続きに関しては、対象者へ個別にメールいたします。

②地方公共団体及び民間育英団体

旭硝子財団（前期課程）100,000 円/月（後期課程）120,000 円/月、日揮・実吉奨学会 25,000 円/月、大阪造船所奨学会 30,000 円/月、三井金型振興財団 80,000 円/月、日鉄鉱業奨学会 120,000 円/月等の奨学金があります。これらの奨学金については募集があり次第、奨学金 HP 等で周知します。

2. 入学料の免除

大学院に入学する者で、次のいずれかに該当する場合に入学料免除の対象となります。

- (1)経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2)入学前1年以内において、入学する者の学資負担者が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (3) 記(2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める場合
- (4) 強い社会的要請があり、特段の配慮が必要であると学長が認める場合

入学料の免除を希望する者は、授業料免除等申請書の交付を受け、必要書類を整えたうえ、指定された期日までに学生・留学生係へ提出してください。

・必要書類を受理された者は、免除の許可・不許可が決定されるまでの間は、入学料の納付を猶予します。

・選考の結果、不許可または半額免除の決定がなされた場合は、その決定後大学があらためて指示する期限までに入学料（半額免除の場合は半額）を納付してください。

3. 授業料の免除

大学院に入学・在学する者で、次のいずれかに該当する場合に授業料免除の対象となります。

- (1) 経済的理由により授業料の納付が著しく困難であり、かつ、学業優秀と認められる者
- (2) 授業料の各期の納期前6ヶ月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）に学資負担者が死亡した場合、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
- (3) 記(2)に準ずる場合であって、学長が相当と認める場合
- (4) 強い社会的要請があり、特段の配慮が必要であると学長が認める場合

ただし、進級できなかった者、又は修業年限を超えて在学している者（病気、留学など特別な事情があると認められる場合を除く）は、(1)～(4)のいずれに該当しても免除の対象となりません。

授業料の免除を希望する者は、授業料免除等申請書の交付を受け、必要書類を整えたうえ、指定された期日までに学生・留学生係へ提出してください。

・必要書類を受理された者は、免除の許可・不許可が決定されるまでの間は、授業料の納付を猶予します。

・選考の結果、不許可または半額免除の決定がなされた場合は、その決定後大学があらためて指示する期限までに授業料（半額免除の場合は半額）を納付してください。

4. アルバイトについて

応募方法

◆家庭教師、塾講師、一般アルバイトの紹介は、「学生アルバイト情報ネットワーク」で紹介します。

アクセス方法

URL : <https://www.aines.net/kyutech/> パソコン・携帯電話で、九州工業大学アルバイト紹介システムにアクセスしてください。大学のホームページからもリンクされています。

注意事項

- ◆学業や健康に支障がないように注意願います。労働条件（内容・形態・時間・アクセス等）をしっかりと確認してください。
- ◆アルバイトをする場合は、モラルやマナーを守ってください。
- ◆雇用計画内容に対する疑問やトラブル等が発生した場合は、速やかにネットワーク運営事務局まで申し出てください。
- ◆留学生のアルバイトについては、学生・留学生係にお問い合わせください。

5. 下宿・アパート等の状況

生命体工学研究科があるひびきの（若松区）・折尾（八幡西区）地区では、徒歩または自転車通学圏内（約 10～20 分）に位置する物件が多数あります。学生寮はありませんので、希望者はインターネット等による不動産会社を利用して、手続きを行ってください。

学術研究都市内にある生活協同組合では、不動産斡旋業は廃止されました。

- ◆相談先：学生・留学生係

6. 正課中、課外活動中及び通学中の事故・傷害

学生教育研究災害傷害保険（通学中等傷害危険担保特約付帯）

この保険制度は、公益財団法人日本国際教育支援協会が保険契約者となり、大学の正課中、学校の主催行事中、課外活動中、学校施設内における休憩中及び通学中、学校施設等相互間の移動中に被った災害、傷害に対し、被害救済の措置として昭和 51 年度に創設されたものです。詳細については、保険のしおりを参照するか学生・留学生係へ問い合わせてください。保険料は、入学時の諸納金に含んでいますが、修業年限を超えて在学する学生は、保険期間切れとなりますので、改めて学生・留学生係で加入してください。

学研災付帯賠償責任保険

A コース：学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

この保険は、学生が正課中、学校行事中、ボランティアクラブ等での課外活動及びその活動を行うための往復途中で、学生の被る種々の賠償責任事故に対する被害救済のための賠償責任保険制度です。インターンシップに行く前に、学生・留学生係で必ず加入してください。それ以外の学生についても加入を推奨します。

詳細については、学生・留学生係へ問い合わせてください。

学研災付帯海外留学保険

本学海外派遣プログラム及び海外での学会等に参加する学生には、学研災付帯海外留学保険への加入を義務付けています。

詳細については、学生・留学生係へ問い合わせてください。

7. 授業料未納者への督促時期について

区分	督促の種類	督促月日	督促方法
前期分	掲 示	5月1日（第1回）	対象は、5月1日現在の未納学生で、学内掲示による。
	督促状	7月4日（第2回）	対象は、7月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。
	督促状	9月1日（第3回）	対象は、9月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。
後期分	掲 示	11月1日（第1回）	対象は、11月1日現在の未納学生で、学内掲示による。
	督促状	1月4日（第2回）	対象は、1月4日現在の未納学生で、はがきの発送及び学内掲示による。なお、はがきは、原則として保証人に対して発送するものとする。
	督促状	3月1日（第3回）	対象は、3月1日現在の未納学生で、封書の発送及び学内掲示による。なお、封書は、原則として保証人に対して発送するものとする。

※1 授業料免除申請者で不許可または半額免除になった者の督促については、別途学内掲示等により行います。

※2 督促月日が休日の場合は、休み明けの平日となります。

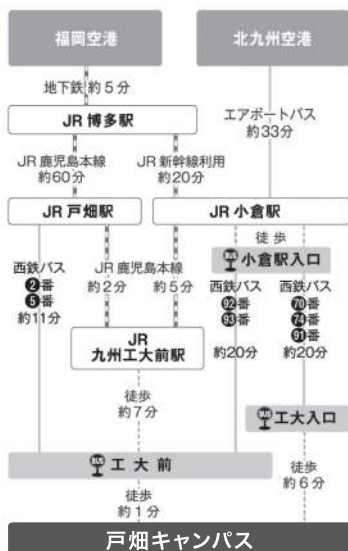
※3 授業料が納入されない場合は、九州工業大学学則第29条第1号または第68条第1号の規定により、除籍の手続きを進めることになります。

II. 交通案内及び建物配置図

1. 交通案内

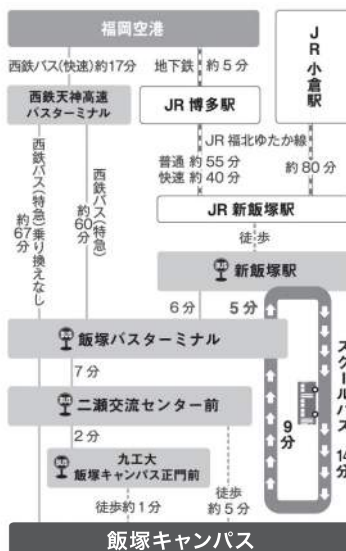


戸畑キャンパス



〒804-8550 福岡県北九州市戸畑区仙水町1番1号
TEL: 093-884-3000(代)

飯塚キャンパス



〒820-8502 福岡県飯塚市川津680-4
TEL: 0948-29-7500(代)

若松キャンパス



〒808-0196 福岡県北九州市若松区ひびきの2-4
TEL: 093-695-6000(代)

2.建物配置図

若松キャンパス

大学院生命体工学研究科



- | | |
|-----------------------------------|---|
| 1 九州工業大学
大学院生命体工学研究科 | 11 運動場 |
| 2 学術情報センター
(図書館・情報処理施設) | 12 テニスコート |
| 3 会議場 | 13 クラブ棟 |
| 4 産学連携センター | 14 早稲田大学大学院 情報生産システム研究科 |
| 5 体育館 | 15 早稲田大学 情報生産システム研究センター |
| 6 教職員宿舎 | 16 花村池 |
| 7 北九州市立大学 国際環境工学部
大学院国際環境工学研究科 | 17 配水池 |
| 8 環境エネルギーセンター | 18 情報技術高度化センター |
| 9 北九州市立大学 計測・分析センター | 19 留学生宿舎 |
| 10 北九州市立大学 特殊実験棟 | 20 北九州市立大学 留学生会館 |
| | 21 共同研究開発センター |
| | 22 事業化支援センター |
| | 23 技術開発交流センター
1F 北九州市 ロボット・DX 推進センター |

戸畑キャンパス

工学部／大学院工学府

● 講義・研究・実験施設

- 1 教育研究 2 号棟
- 2 教育研究 3 号棟
- 3 教育研究 4 号棟
- 4 実験 1 号棟
- 5 教育研究 1 号棟
- 6 総合教育棟
- 7 教育研究 5 号棟
- 8 教育研究 6 号棟
- 9 実習工場 A 棟
- 10 教育研究 10 号棟
- 11 教育研究 9 号棟
- 12 教育研究 7 号棟
- 14 実習工場 B 棟
- 15 総合研究 1 号棟
- 16 教育研究 8 号棟
- 17 実験 3 号棟
- 18 省資源開発実験室
- 19 超高速衝突実験室
- 20 情報学習プラザ
- 21 製図講義棟
- 22 インタラクティブ学習棟「MILAI's」
- 23 総合研究 2 号棟
- 24 総合研究 3 号棟
- 25 風洞実験棟
- 26 未来型インタラクティブ教育棟
- 27 ロケット実験棟 A 棟
- 28 ロケット実験棟 B 棟

● 教育研究支援施設

- 31 コラボ教育支援棟
- 32 学生支援プラザ
1F 戸畑キャリア支援室
学生総合支援室
2F 大学歴史資料室
(明専アーカイブ)
- 33 附属図書館
- 35 廃液管理棟
- 36 機器分析センター

● 共通施設

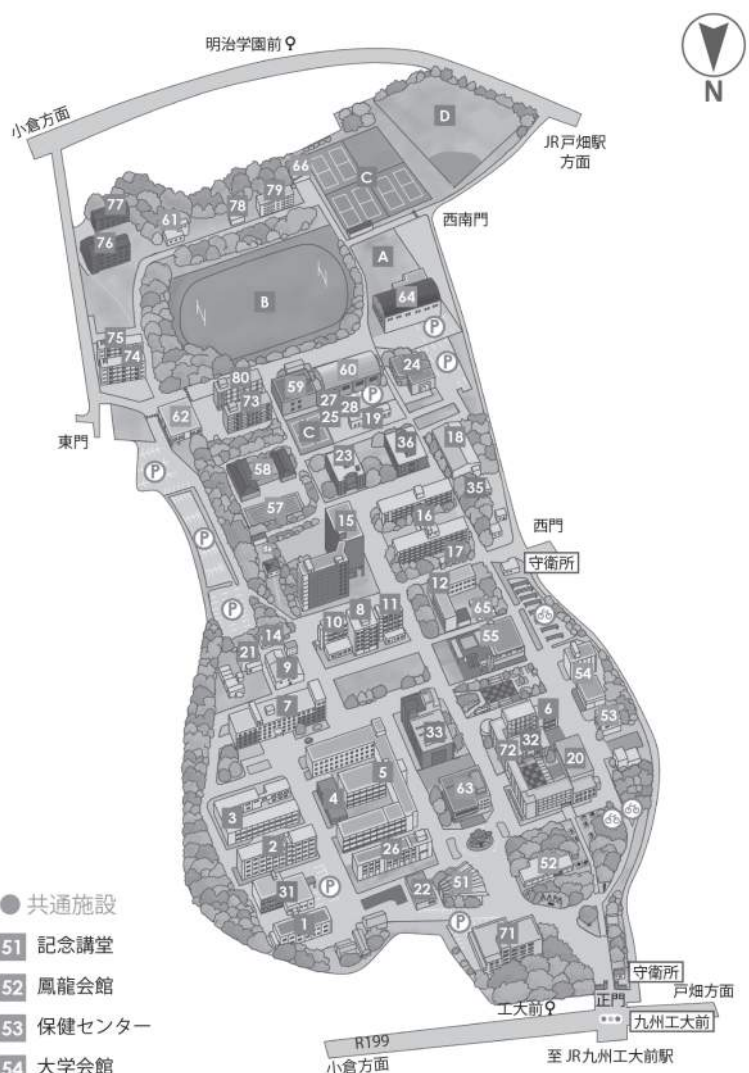
- 51 記念講堂
- 52 鳳龍会館
- 53 保健センター
- 54 大学会館
- 55 福利施設 (大学生協)
- 56 弓道場
- 57 プール
- 58 武道場
- 59 課外活動施設 (サークル棟)
- 60 GYMLABO
- 61 仙水荘 (教職員等宿泊施設)
- 62 ものづくり工房
- 63 百周年中村記念館
- 64 榑山館 (体育館)
- 65 Ee.house
- 66 自動車部車庫

● 事務施設・他

- 71 本部棟 (事務本部)
- 72 総合教育棟 (工学部事務部)
- 73 明専寮
- 74 第 1 アパート
- 75 第 2 アパート
- 76 国際交流会館 A 棟
- 77 国際交流会館 B 棟
- 78 外国人教師宿舎
- 79 第 3 アパート
- 80 国際研修館

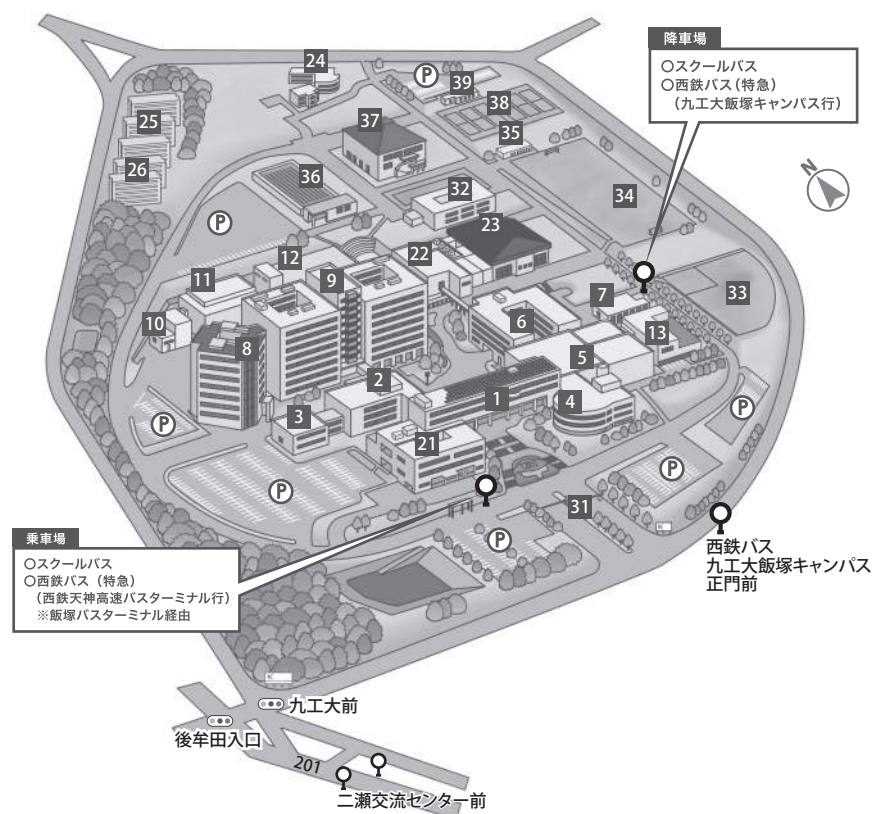
● その他

- A 多目的広場
- B 運動場
- C テニスコート
- D 野球場



飯塚キャンパス

情報工学部／大学院情報工学府



● 講義・研究・実験施設

- 1 共通教育研究棟 (S)
- 2 情報基盤センター
- 3 インキュベーション施設 (I)
- 4 附属図書館情報工学部分館
ラーニング・コモンズ
飯塚サイエンスギャラリー (ISG)
- 5 大講義棟
- 6 講義棟
ものづくり工房
- 7 インタラクティブ学習棟 ^{ミライス}「MILAiS」
- 8 総合研究棟 (N)
- 9 研究棟
東棟 (E)
西棟 (W)
- 10 研究棟サテライト 1
- 11 実習棟 (F)
- 12 マイクロ化総合技術センター
- 13 ボルト棟
キャリア支援室
就職支援事務室

● 事務・福利施設

- 21 研究管理棟
保健センター
- 22 福利施設
大学生協・ATM・食堂等
グローバルコミュニケーションラウンジ (GCL)
- 23 ラーニング・アゴラ棟
- 24 国際交流会館
- 25 スチューデント・レジデンス
- 26 職員宿舎

● 共用施設

- 31 正門
- 32 課外活動共用施設 (サークル棟)
- 33 野球場
- 34 多目的グラウンド
- 35 体育器具庫
- 36 プール
- 37 体育館
- 38 テニスコート
- 39 テニス器具庫

